

北山村地域防災計画

(令和2年度修正)

北山村防災会議

目次

目 次

第1編 総 則

第1節	計画の目的及び構成	1
第2節	防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱	2
第3節	北山村の地勢と災害要因、災害記録	8
第4節	地震被害想定	10

第2編 基本計画編

第1章 災害予防計画

<共通災害予防計画>

第1節	防災知識の普及計画	13
第2節	自主防災組織の育成に関する計画	15
第3節	防災訓練計画	17
第4節	防災体制の整備計画	18
第5節	航空防災体制の整備計画	19
第6節	通信体制の整備計画	21
第7節	文化財災害予防計画	22
第8節	避難計画	25
第9節	医療計画	28
第10節	ボランティア活動支援環境整備計画	30
第11節	要配慮者対策計画	31
第12節	緊急輸送道路の整備計画	35
第13節	防災用資機材整備計画	38
第14節	食料、生活必需品の確保計画	39
第15節	防疫計画	41
第16節	廃棄物処理計画	42

<個別災害予防計画>

第17節	火災関係予防計画	43
第18節	風水害予防計画	48
第19節	道路関係災害予防計画	50
第20節	土砂災害予防計画	51
第21節	危険物等災害予防計画	53
第22節	ライフライン関係災害予防計画	54

第2章 災害応急対策計画

<共通災害応急対策計画>

第1節	活動体制計画	55
第2節	気象情報の伝達計画	66
第3節	早期災害情報収集の計画	70
第4節	被害状況の調査・報告計画	74
第5節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画	76
第6節	通信運用計画	78
第7節	広報計画	82
第8節	各機関への派遣要請計画	84
第9節	医療救護計画	88
第10節	ボランティア活動支援計画	91
第11節	災害時要援護者の福祉的処遇計画	93
第12節	避難対策計画	97
第13節	緊急輸送計画	104
第14節	災害警備、交通規制計画	107
第15節	食料、生活必需品の供給計画	111
第16節	給水計画	116
第17節	防疫、保健衛生計画	119
第18節	遺体の火葬等計画	122
第19節	廃棄物の処理及び清掃計画	124
第20節	文教対策計画	126
第21節	文化財災害応急対策計画	128
第22節	住宅応急対策計画	130
第23節	公共土木施設被害の初動応急対策計画	132
第24節	労務計画	133
第25節	災害救助法等による救助計画	134
第26節	義援金の取扱に関する計画	141

<個別災害応急対策計画>

第27節	火災関係応急対策計画	142
第28節	風水害応急対策計画	147
第29節	道路関係災害応急対策計画	149
第30節	土砂災害応急対策計画	152
第31節	危険物等災害応急対策計画	154
第32節	ライフライン関係災害応急対策計画	155

第3章 災害復旧計画

第1節	公共施設の災害復旧計画	156
第2節	被災者の生活確保計画	157

第3節	被災中小企業の振興、農林業者への融資計画	164
第4節	義援金の配分計画	167
第5節	激甚災害の指定に関する計画	168

第3編 震災対策計画編

第1章 災害予防計画

第1節	防災知識の普及計画	169
第2節	自主防災組織の育成に関する計画	169
第3節	防災訓練計画	170
第4節	防災体制の整備計画	170
第5節	通信体制の整備計画	170
第6節	地震火災予防計画	171
第7節	危険物施設等災害予防計画	172
第8節	建築物等災害予防計画	173
第9節	土砂災害予防計画	174
第10節	公共施設等予防計画	175
第11節	ライフライン施設の災害予防計画	175
第12節	避難計画	175
第13節	医療計画	176
第14節	ボランティア活動支援環境整備計画	176
第15節	災害時要援護者の安全確保計画	176
第16節	緊急輸送網の整備計画	176
第17節	防災用資機材整備計画	177
第18節	食料、生活必需品の確保計画	177
第19節	防疫計画	177
第20節	廃棄物処理計画	177
第21節	地震防災緊急事業五箇年計画	178

第2章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	179
第2節	地震情報の伝達計画	181
第3節	早期災害情報収集の計画	182
第4節	被害状況の調査・報告計画	182
第5節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画	182
第6節	通信運用計画	183
第7節	広報計画	183
第8節	消火・救急救助活動計画	184
第9節	各機関への派遣要請計画	184

第10節	医療救護計画	184
第11節	ボランティア活動支援計画	184
第12節	災害時要援護者の福祉的処遇計画	185
第13節	避難対策計画	185
第14節	緊急輸送計画	185
第15節	災害警備、交通規制計画	185
第16節	水防活動計画	186
第17節	食料、生活必需品の供給計画	187
第18節	給水計画	187
第19節	公共施設等の応急復旧計画	187
第20節	ライフライン施設の応急復旧計画	188
第21節	危険物施設等応急対策計画	188
第22節	二次災害の防止活動計画	189
第23節	防疫、保健衛生計画	189
第24節	遺体の火葬等計画	190
第25節	廃棄物の処理及び清掃計画	190
第26節	文教対策計画	190
第27節	住宅応急対策計画	191
第28節	労務計画	191
第29節	災害救助法等による救助計画	191
第30節	義援金の取扱いに関する計画	191

第3章 災害復旧計画

第1節	公共施設の災害復旧計画	192
第2節	被害者の生活確保計画	192
第3節	被災中小企業の振興、農林業者への融資計画	192
第4節	義援金の配分計画	192
第5節	激甚災害の指定に関する計画	193

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	総則	194
第2節	関係者との連携協力の確保	194
第3節	震災発生時等における、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	195
第4節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	198
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	201
第6節	村及び防災関係機関の防災訓練計画	202
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	202

役割分担表

第2編 基本計画編

章	節	節 名	頁	総務課	政策推進室	住民福祉課	産業建設課	地域事業課	教育委員会
1	1	防災知識の普及計画	1	○	○				○
	2	自主防災組織の育成に関する計画	1	○	○				
	3	防災訓練計画	1	○	○				
	4	防災体制の整備計画	1	○	○	○	○		
	5	航空防災体制の整備計画	2	○	○				
	6	通信体制の整備計画	2	○	○				
	7	文化財災害予防計画	2						○
	8	避難計画	2	○	○	○	○	○	○
	9	医療計画	2	○	○	○			
	10	ボランティア活動支援環境整備計画	3			○			
	11	災害時要援護者の安全確保計画	3	○	○	○	○		
	12	緊急輸送道路の整備計画	3	○	○	○			
	13	防災用資機材整備計画	3	○	○	○	○	○	○
	14	食料、生活必需品の確保計画	3	○	○	○			○
	15	防疫計画	4			○			
	16	廃棄物処理計画	4			○			
	17	火災関係予防計画	4	○					
	18	風水害予防計画	4	○			○		
	19	道路関係災害予防計画	4				○		
	20	土砂災害予防計画	5				○		
	21	危険物等災害予防計画	5	○					
	22	ライフライン関係災害予防計画	5			○	○		
2	1	活動体制計画	5	○	○	○	○	○	○
	2	気象情報の伝達計画	6	○	○				
	3	早期災害情報収集の計画	6	○	○				
	4	被害状況の調査・報告計画	7	○	○	○	○	○	○
	5	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画	7	○					
	6	通信運用計画	7	○	○				○
	7	広報計画	8	○					
	8	各機関への派遣要請計画	8	○	○	○	○		
	9	医療救護計画	8			○			
	10	ボランティア活動支援計画	9			○			
	11	災害時要援護者の福祉的処遇計画	9			○			

章	節	節 名	頁	総務課	政策推進室	住民福祉課	産業建設課	地域事業課	教育委員会
2	12	避難対策計画	9	○	○	○	○	○	○
	13	緊急輸送計画	10	○	○		○		
	14	災害警備、交通規制計画	10	○	○				
	15	食料、生活必需品の供給計画	11	○	○	○			○
	16	給水計画	11			○	○		
	17	防疫、保健衛生計画	11			○			
	18	遺体の火葬等計画	12	○		○			
	19	廃棄物の処理及び清掃計画	12			○			
	20	文教対策計画	12						○
	21	文化財災害応急対策計画	12						○
	22	住宅応急対策計画	12				○		
	23	公共土木施設被害の初動応急対策計画	13				○		
	24	労務計画	13	○	○				
	25	災害救助法等による救助計画	13			○			
	26	義援金の取扱に関する計画	14			○			
	27	火災関係応急対策計画	14	○					
	28	風水害応急対策計画	14	○	○		○		
	29	道路関係災害応急対策計画	14				○		
	30	土砂災害応急対策計画	15				○		
	31	危険物等災害応急対策計画	15	○					
	32	ライフライン関係災害応急対策計画	15			○	○		
3	1	公共施設の災害復旧計画	15	○	○	○	○	○	○
	2	被災者の生活確保計画	15	○		○			
	3	被災中小企業の振興、農林業者への融資計画	16				○		
	4	義援金の配分計画	16	○		○			
	5	激甚災害の指定に関する計画	16	○	○	○	○	○	○

第3編 震災対策計画

章	節	節 名	頁	総務課	政策推進室	住民福祉課	産業建設課	地域事業課	教育委員会
1	1	防災知識の普及計画	16	○	○				○
	2	自主防災組織の育成に関する計画	16	○	○				
	3	防災訓練計画	16	○	○				
	4	防災体制の整備計画	16	○	○				
	5	通信体制の整備計画	16	○	○				
	6	地震火災予防計画	17	○	○				○
	7	危険物施設等災害予防計画	17	○	○				
	8	建築物等災害予防計画	17	○	○		○		○
	9	土砂災害予防計画	17				○		
	10	公共施設等予防計画	17	○		○	○		
	11	ライフライン施設の災害予防計画	17			○	○		
	12	避難計画	17	○	○	○			
	13	医療計画	17			○			
	14	ボランティア活動支援環境整備計画	17			○			
	15	災害時要援護者の安全確保計画	17	○	○	○			
	16	緊急輸送網の整備計画	17	○	○		○		
	17	防災用資機材整備計画	17	○	○	○	○	○	○
	18	食料、生活必需品の確保計画	17	○	○	○			
	19	防疫計画	17			○			
	20	廃棄物処理計画	17			○			
	21	地震防災緊急事業五箇年計画	17	○	○				
2	1	活動体制計画	17	○	○	○	○	○	○
	2	地震情報の伝達計画	18	○	○				
	3	早期災害情報収集の計画	18	○	○				
	4	被害状況の調査・報告計画	18	○	○	○	○	○	○
	5	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計	18	○	○				
	6	通信運用計画	18	○	○				○
	7	広報計画	18	○					
	8	消火・救急救助活動計画	18	○					
	9	各機関への派遣要請計画	18	○					
	10	医療救護計画	18			○			
	11	ボランティア活動支援計画	18			○			
	12	災害時要援護者の福祉的処遇計画	18			○			

章	節	節 名	頁	総務課	政策推進室	住民福祉課	産業建設課	地域事業課	教育委員会
2	13	避難対策計画	18	○	○	○	○	○	○
	14	緊急輸送計画	18	○	○		○		
	15	災害警備、交通規制計画	18	○	○				
	16	水防活動計画	18	○	○		○		
	17	食料、生活必需品の供給計画	18	○	○	○			○
	18	給水計画	18			○	○		
	19	公共施設等の応急復旧計画	18	○	○	○	○		
	20	ライフライン施設の応急復旧計画	18			○	○		
	21	危険物施設等応急対策計画	18	○					
	22	二次災害の防止活動計画	18	○	○		○		
	23	防疫、保健衛生計画	18			○			
	24	遺体の火葬等計画	18	○		○			
	25	廃棄物の処理及び清掃計画	18			○			
	26	文教対策計画	18						○
	27	住宅応急対策計画	19				○		
	28	労務計画	19	○	○				
	29	災害救助法等による救助計画	19			○			
	30	義援金の取扱いに関する計画	19			○			
3	1	公共施設の災害復旧計画	19	○	○	○	○	○	○
	2	被害者の生活確保計画	19	○		○			
	3	被災中小企業の振興、農林業者への融資計画	19				○		
	4	義援金の配分計画	19	○		○			
	5	激甚災害の指定に関する計画	19	○	○	○	○	○	○

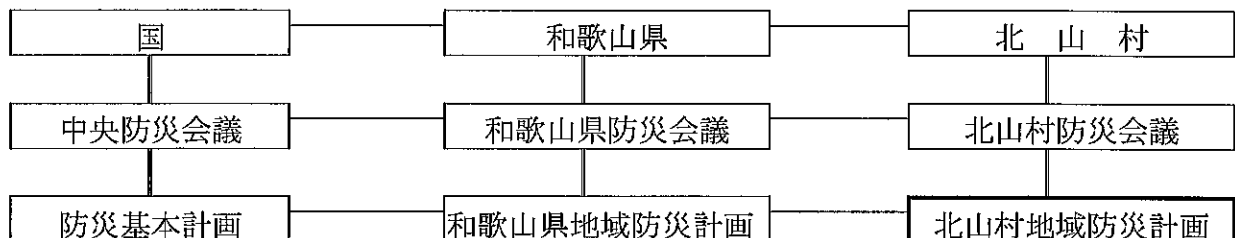
第 1 編 総 則

第1節 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

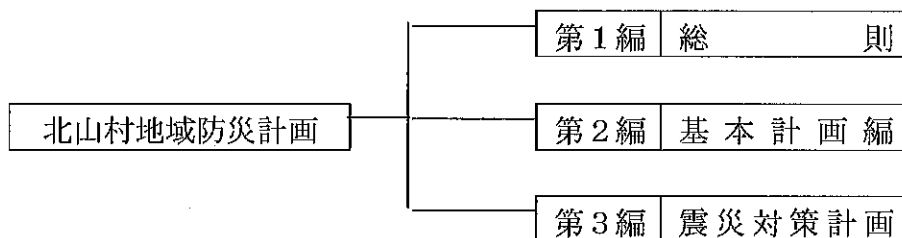
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規程に基づき、北山村防災会議が作成する計画であり、村、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に協力することにより、村の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、村民の生命、身体及び土地財産を災害から保護することを目的とする。

【国・県及び北山村の防災会議並びに防災計画の体系】



第2 計画の構成

本計画は、現実の災害・震災に対応にできる構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を基本計画編、第3編を震災対策計画編とし、それぞれの災害に対する予防、救急、復旧・復興の各段階における諸施策及び村・県・関係機関・自治会・地域住民等の役割分担を示した。



第3 計画の見直し

本計画は、災害対策基本法第42条の規程に基づき、国、県の防災方針、村の情勢や財政状況を考慮し、毎年、検討を行い、必要がある場合は、計画を修正するものとする。

第4 計画の周知及び運用

本計画の内容は、村職員、消防団員、自治会及び関係機関に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

また、本計画の円滑な運用を図るため、村及び関係機関は、平素から訓練等を行い、広報等により内容の習熟、習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

本節は、北山村並びに和歌山県及び周辺区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、公共的団体等の防災上重要な施設の管理者が、村域に係る防災に関し処置すべき事務又は業務を示す。

第1 村

村は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
北山村	1 北山村防災会議に関する事務 2 気象予警報の伝達 3 防災知識の普及 4 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5 防災訓練・避難訓練の実施 6 防災活動体制・通信体制の整備 7 消防力・消防水利等の整備 8 救急・救助体制の整備 9 危険物施設等の災害予防 10 公共建築物・公共施設の強化 11 簡易水道の確保体制の整備 12 避難計画の作成及び避難所等の整備 13 ボランティア活動支援の環境の整備 14 災害時要援護者の安全確保体制の整備 15 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 16 防疫予防体制の整備 17 廃棄物処理体制の整備	1 北山村災害対策本部に関する事務 2 災害対策要員の動員 3 早期災害情報・被害状況等の報告 4 ヘリコプターの受入準備 5 災害広報 6 消防、救急救助、水防等の応急処置 7 被災者の救出・救難・救助等 8 ボランティア活動支援 9 災害時要援護者の福祉的処遇 10 避難の勧告又は指示 11 避難所の設置・運営 12 災害時における交通・輸送の確保 13 食料、飲料水、生活必需品の供給 14 危険物施設等の応急対策 15 防疫等応急保健衛生対策 16 遺体の搜索、火葬等 17 廃棄物の処理及び清掃 18 災害時における文教対策 19 復旧資材の確保 20 被災施設の応急対策 21 義援金の募集活動の支援	1 被災施設の復旧 2 義援金の配分の支援

第2 消防機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
北山村消防団	1 火災の予防 2 消防力の強化 3 危険物等の規制と安全の確保 4 消防計画の立案	1 火災の鎮圧やその他の災害の軽減措置 2 災害時の救急、救助	

第3 県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
和歌山県	1 防災会議に関する事務 2 防災に関する施設並びに組織の整備と訓練 3 防災のための知識の普及・教育及び訓練 4 防災に必要な資機材等の備蓄・整備	1 村及び指定地方行政機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 2 災害に関する情報の収集・伝達及び被害調査 3 消防、水防その他による応急措置 4 被災者の救出・救護等の保護 5 自衛隊の災害派遣要請 6 避難の指示、並びに避難所開設の指示 7 災害時における交通規制及び輸送の確保 8 災害時における保健衛生についての措置 9 被災児童・生徒の応急教育 10 ボランティアの受入れに関する措置	1 災害復の実施 2 被災産業に対する融資等対策
新宮建設部	1 公共土木施設の整備と防災管理 2 水防力の整備強化 3 災害危険区域の指定	1 公共土木施設の応急対策 2 水防警戒の発表・伝達並びに水防応急対策 3 応急仮設住宅の建設	被災公共土木施設の復旧
新宮警察署 〔北山駐在所〕		1 被災情報の収集・伝達 2 救出・救助活動 3 避難誘導 4 交通規制の実施 5 社会秩序の維持	
新宮保健所		1 医療救護 2 防疫、清掃等応急保健衛生対策	保健衛生関係施設の復旧

第4 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
近畿財務局和歌山財務事務所			1 災害復旧事業費査定の立会 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の審査及び災害融資 4 地方公共団体に対する災害短期資金（資金運用部資金）の融資
近畿農政局和歌山農政事務所	応急食料（米穀）及び災害対策用乾パンの供給体制の整備	応急食料（米穀）及び災害対策用乾パンの供給	
和歌山地方気象台	1 気象予警報等の発表 2 気象・地象の観測及びその結果等の収集と発表 3 防災気象知識の普及		

第5 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊第37普通科連隊	1 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2 防災訓練等への参加	1 被害状況の把握 2 避難の援助 3 避難者等の捜索救助 4 水防活動 5 消防活動 6 道路又は水路の啓開 7 応急医療・救護・防疫 8 人員及び物資の緊急輸	災害復旧対策の支援

		送 9 炊飯及び給水 10 救援物資の無償貸与又は譲与 11 危険物の保安及び除去等	
--	--	---	--

第6 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
郵便事業 株式会社 郵便局株式会社		1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 4 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替等の料金免除 5 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い 6 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 7 郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持 8 通信病院における医療救護活動	1 民間災害救援団体に対する災害ボランティアア口座寄附金の公募・配分 2 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資に関すること
西日本電信電話(株) (和歌山支店)	1 公衆電気通信施設整備の保全と整備 2 気象情報の伝達	1 公衆電気通信設備の応急対策 2 災害時における非常緊急通信の調整	被災公衆電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社 (和歌山県支部)	1 医療救護班・赤十字飛行隊の派遣準備 2 被災者に対する救護物資の備蓄 3 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1 被災時における医療救護 2 義援金品の募集、受入、管理 3 労力奉仕班の変成及び派遣の斡旋 4 血液製剤の確保及び供給	義援金の配分の連絡調整
日本放送協会 (和歌山放送局)	1 放送施設の保全と整備 2 気象予警報等の放送	1 気象情報等及び災害情報の放送 2 災害時における広報活	被災放送施設の復旧

		動 3 放送施設の応急対策	
日本通運(株)		災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送
関西電力(株)	1 電力施設の保全 2 気象観測についての協力	1 災害時における電力供給対策 2 電力施設の緊急対策	被災電力施設の普及

第7 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
輸送機関 熊野交通(株)	輸送施設等の保全と整備	1 災害時における交通輸送の協力 2 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
放送機関 (株)和歌山放送 (株)テレビ和歌山 (株)毎日放送 朝日放送(株) 関西テレビ放送(株) 読売テレビ放送(株)	1 放送施設の保全と防災管理 2 気象予警報等の放送 3 住民に対する防災知識の普及	1 気象情報等及び災害情報の放送 2 災害時における広報活動 3 放送施設の応急対策 4 住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	被災放送施設の復旧
(社)和歌山県医師会		災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救助	
(社)和歌山県トラック協会		1 緊急物資の輸送 2 緊急輸送車両の確保	

第8 公共的団体その他防災上必要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
みくまの農業協同組合(北山支所)、北山村森林組合	1 共同利用施設の整備と防災管理	1 共同利用施設の災害応急対策 2 農業生産資材及び農家生活資材の確保斡旋 3 県・村が行う被害状況調査及びその応急対策についての協力 4 農作物・林産物の災害応急対策の指導	1 被災共同利用施設の復旧 2 被災組合員に対する融資又は斡旋
医療機関 (北山村診療所)		災害時における医療の確保及び負傷者の医療・救護	

金 融 機 関			1 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
北山村商工会		1 物価安定についての協力 2 救助用物資、復旧資材の確保・協力斡旋	1 商工業者への融資実施 2 災害時における中央資金源の預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置

第3節 北山村の地勢と災害要因、災害記録

本節では、村の位置、地形・地質特性及び社会的条件、豪雨、台風、地震等の災害履歴及び災害特性を示す。

第1 村の位置

本村は、和歌山県の東端に位置し、熊野川支流北山川を境として東西は三重県熊野市と対し、北は奈良県下北山村、西は十津川村に接しており、東西に20km、南北に8kmに亘る48.21km²の地域を占めている。

北山村の位置

	所在地	東経	北緯	標高
北山村 役場	和歌山県東牟婁郡 北山村大沼42番地	135度58分9秒	33度55分57秒	126m

土地の利用状況

(平成18年10月1日現在)

宅地	田畑	川、池沼	雑種地等	山林
12ha	21ha	150ha	57ha	4581ha

第2 自然的要因

1 地形・地質

本村の西部には、標高1,123mの「西ノ峯」が南北に横たわり、「茶臼山」「雨谷山」と800m以上の連山によって急峻な地形をなしている。

又、奈良県の笠捨山を分水嶺とする四ノ川は、本村を2分して南北に流れている。一方、村の中央部、小杉山(標高799m)に端を発する連峰は北東にのび、不動峠を経て村の北壁となっており、これより南に面する溪谷は急斜面を形成し北山川に注いでいる。

以上のように95%までが急峻な森林に覆われた山岳地帯であり、このため平野部は皆無で北山川沿いのわずかな平坦部や緩斜面に、七色、竹原、大沼、下尾井、小松の5つの集落と耕地が点在している。

2 気候

気候は概して気温が低く、降水量が多いという山岳地の特徴を持っている。

積雪は、ほとんど無く、あっても1月・2月に数センチ程度であるが、道路が凍結する恐れがあるので、注意が必要である。

第3 社会的要因

1 人口

村の総人口は、518人(平成19年7月末現在)で現在も減少傾向にある。人口構成は、若年層の流出、出生率の低下などにより高齢化が急速に進み、総人口に対する高齢者

(65歳以上)の割合は高い。高齢化が進むことによる災害時要援護者の増加など 防災力が弱くなり、災害を大きくする要因となる。

2 産業

平成17年の国勢調査における産業別就業人口構成比は、第一次産業が2%、建設業を中心とした第二次産業が27%、観光を軸とした第三次産業が71%となっている。

自然の恩恵である観光資源を生かしたサービス業の振興により第三次産業は増加傾向にあるが、訪れる観光客は村内の地理に不詳ということもあり、観光客に対する防災対策の確立は急務である。

3 道路

本村の道路網は一般国道169号が、村民の生活や産業活動の重要な役割を担っている。しかし、国道は幅員が狭い所があり、また急傾斜の山林に面した箇所がほとんどで、災害時における輸送路としての機能を果たせるよう、関係機関との連携による整備が必要である。

第4 災害記録

当村は、年間雨量3,000mmを超える有数の多雨地帯にあり、そのうえ本県特有の台風常襲地帯に位置しているため毎年数多くの被害を受けている。特に昭和40年北山川水系に七色ダム、小森ダムが建造され、これが降雨期と台風のたびに放水を行い住民に大きな不安を与えている。

昭和28年当地方を襲った集中豪雨は、空前の大災害と言われている。北山川本流は勿論のこと数ある小河川はことごとく氾濫し一挙に濁流の海となり、当時唯一の橋であった大沼橋が流失、田畑も数多く流失し、流域の民家も流失あるいは天井近くまで浸水し、あたり一面が泥沼と化した。全村にわたり停電し、通信交通機関は途絶し、一夜にして廃墟の村となった。

昭和31年10月30日集中豪雨、昭和33年8月25日台風17号、昭和34年9月26日台風15号(伊勢湾台風)、昭和36年9月16日台風17号(第2室戸台風)は何れも暴風と豪雨をもたらした大きな被害を受けた。又、昭和37年7月27日台風7号、昭和40年9月17日台風25号、昭和43年7月28日台風4号、昭和46年8月30日～31日台風23号、昭和50年8月台風6号、昭和57年8月台風10号、平成10年9月22日台風7号と相次ぎ大きな水災害を受けている。

第4節 地震被害想定

和歌山県では、平成18年3月発表の地震被害想定において、東海・東南海・南海地震、中央構造線による地震、田辺市内陸直下の地震を想定している。

(1) 想定される地震の規模

表2-1 想定される地震の規模

	①東海・東南海・南海地震	②中央構造線による地震	③田辺市内陸直下の地震
地震の規模 (マグニチュード)	8.6 相当	8.0 相当	6.9 相当
震源断層の位置	駿河トラフ～南海トラフ	中央構造線 (淡路島南沖～和歌山・奈良県境付近)	旧田辺市～旧本宮町
震源断層の深さ	約10～30km	4～14km	4～12.6 km

①東海・東南海・南海地震

旧田辺市、旧白浜町、みなべ町などで震度7の揺れが予測される。紀南から紀中の海岸沿いの多くが震度6強以上の強い揺れになり、紀南の山地や紀北の低地でも震度6弱以上の揺れになると予測される。

②中央構造線による地震

和歌山市から旧橋本市にかけての紀ノ川沿いの低地で震度7の揺れが予測される。大阪府に近い市町村で震度6強の分布域が広がるほか、旧田辺市付近の一部の低地でも震度6強の揺れが予測される。南になるに従い揺れは小さくなり、旧串本町などでは震度4程度になると予測される。

③田辺市内陸直下の地震

旧白浜町及び旧中辺路町の低地の一部で震度6強の揺れが予測されるほか、震源直上付近の低地で震度6弱が予測される。震源断層周辺で震度5強以上の揺れになるほかは、震源から離れるに従い揺れは小さくなり、県域の多くの地域は低地で震度5弱、そのほかは震度4と予測される。

(2) 人的被害

①東海・東南海・南海地震

紀南を中心として建物倒壊及び津波による人的被害が多く予測される。夏のケースでは海水浴客の死者も多く出ると予測される。冬5時のケースでの死者数が最も多く、本村で約1人、全県で約5千人の死者が予測される。

②中央構造線による地震

紀北を中心として建物倒壊による人的被害が多く予測される。冬5時のケースでの死者数が最も多く、本村で約1人、全県で4千5百人強の死者が予測される。

③田辺市内陸直下の地震

旧田辺市付近で人的被害が発生し、本村で約 1 人、全県で 50 人前後の死者数が予測される。

表 2-2 本村における人的被害（冬 5 時）

地震区分	市町村人口 (人)	死者総数 (人)	建物倒壊による死者数 (人)	津波による死者数 (人)	がけ崩れによる死者数 (人)	火災による死者数 (人)	負傷者数 (人)	重症者数 (人)	中等傷者数 (人)	要救助者数 (人)
①東海・東南海・南海地震	510	1	1	0	0	0	3	0	3	9
②中央構造線による地震	510	1	1	0	0	0	3	0	3	9
③田辺市内直下の地震	510	1	1	0	0	0	3	0	3	9

(2) 建物被害

①東海・東南海・南海地震

紀南では強い地震動のため多くの市町で 30% 程度の建物が全壊になると予測される。また、津波による被害は旧田辺市、旧串本町・旧古座町、那智勝浦町等の紀南の沿岸市町の他、湾奥に低地の広がる旧海南市で多大な被害が予測される。

旧串本町では、地震動・液状化・がけ崩れ・津波・火災による被害もあわせた全壊・焼失率が 60% に達すると予想される。本村で 7 棟程度、全県で 8 万 5 千～10 万 5 千棟程度の全壊・焼失被害が予測される。

②中央構造線による地震

紀ノ川沿いの市町村の多くは 20～40% の全壊・焼失率が予測される。特に、冬 18 時のケースでは火災による焼失が多く、和歌山市や旧海南市では 50% 近い全壊・焼失率になると予測される。

都市施設の多い紀北に被害が集中することから、本村で 1 棟程度、全県で 10 万 5 千～13 万 7 千棟程度の全壊・焼失被害が予測される。

③田辺市内陸直下の地震

旧田辺市を中心に被害が発生するが、それ以外の地域では被害は少ない。火災による被害はほとんど発生せず、本村では、全壊する建物は無いと予想されるが、全県で 1000 棟程度の全壊・焼失被害が予測される。

表 2-3 本村における建物被害（冬 18 時）

地震区分	現 況 建物数 (棟)	総数 (全壊 ・焼失) (棟)	(全壊・焼 失率) (%)	地震道 による 全壊 (棟)	液状化 による 全壊 (棟)	がけ崩 れによ る全壊 (棟)	津波に よる全 壊 (棟)	火災によ る焼失 (棟)
①東海・ 東南海・ 南海地震	271	7	2.5	3	0	4	0	0
②中央構 造線によ る地震	271	1	0.3	0	0	1		0
③田辺市 内直下の 地震	271	0	0.0	0	0	0		0

第2編 基本計画編

◆第1章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

村は、関係機関との連携を図り、各所属職員をはじめ住民等に対し、災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。

1 職員に対する教育

職員としての的確かつ円滑な防災対策を推進することはもとより、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 北山村地域防災計画と村の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

なお、上記（4）及び（5）については、毎年度、各課において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課長等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

2 教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、村職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、思考決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。

- (1) 教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害に関する基礎知識を修得させるとともに、災害発生時の対策（避難場所、避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。
- (2) 中学校の生徒を対象に、応急看護の実践的技能修得の指導を行う。

3 住民に対する防災知識の普及

村は、災害発生時に住民が初期消火、近隣の負傷者及び災害時要援護者の救助等、防災活動に協力するなどの的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及・啓発を図る。その際、障害者、高齢者等の災害援護者や男女のニーズの違い等に十分配慮するよう努めるものとする。また、洪水や土砂災害の危険性がある地域を記した防災マップ等を作成し、避難を必要とする地域の周知や事前の災害予防事業の必要性についての啓発を行うよう努める。

- (1) 一般啓発
 - ア 啓発の内容

- (ア) 北山村地域防災計画の概要
- (イ) 気象災害に関する一般的知識
- (ウ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (オ) 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (カ) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (キ) 応急手当等看護に関する知識
- (ク) 災害復旧時の生活確保に関する知識

イ 啓発の方法

- (ア) 広報誌、パンフレット、ポスター、文字放送等の利用
- (イ) 映画、ビデオテープの利用
- (ウ) 広報車、防災行政無線の利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 防災訓練の実施
- (カ) 防災器具、災害写真等の展示
- (キ) 村ホームページ等の活用

(2) 社会教育を通じての啓発

村及び教育委員会は、高齢者団体、女性団体、PTA等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施し防災知識の普及を図る。また、文化的・歴史的価値のある物を災害から守り、後世に継承するため、巡視活動等を行う。

(3) 企業への啓発

村は、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスをを行うよう努める。

また、事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、普及・啓発を実施するよう努める。

第2節 自主防災組織の育成に関する計画

村は、住民が互いに協力しあい、地域や職場において自発的に防災組織をつくることができるよう自主防災組織の育成計画を図るとともに、その活動指針を示す。

1 住民の役割

住民は、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、おおむね次のような防災措置を行う。

(1) 平常時

- ア 地域の避難場所及び家族との連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れ、地すべり等の災害発生危険箇所を確認しておく。
- ウ 住宅周辺の谷等が出水による危険がないかを確認し、災害が発生する恐れがないよう常に整備しておく。
- エ 建物の補強、家具の固定をする。
- オ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- カ 飲料水や消火器の準備をする。
- キ 非常用食料、救急用品、非常持出品を準備する。
- ク 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ケ 隣近所と災害時の協力について話し合う。

(2) 災害発生時

- ア まず自分自身の安全を図る。
- イ 増水している川や谷には近寄らない。
- ウ 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- エ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- オ みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- カ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- キ 秩序を守り、衛生に注意する。
- ク 自動車、電話の利用を自粛する。

2 自主防災組織の育成強化

住民の自主的な防災活動は、住民が団結し組織的に行動することがより効果的であり、地域における防災対策上、自治会等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

このため、村は、自主防災組織の結成を積極的に促進する。その際、女性の参加の促進に努めるものとする。

3 事業所等の自主防災活動

村は、事業所等における自主防災活動のうち、次の事項について、それぞれの事業所

等の実情に応じて指導する。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急援護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など災害時に必要な物資の確保

第3節 防災訓練計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、村は各防災機関と相互に緊密な連携を保ちながら、災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう技術の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、総合的かつ計画的な訓練を実施する。

1 防災訓練の実施責務・協力

- (1) 村は、単独又は他の関係機関と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 住民その他関係ある団体は、村又は他の関係機関が行う防災訓練に協力する。

2 防災訓練の種別

村が実施する訓練は次のとおりとする。

訓練の種別	時期	内容	参加機関
総合防災訓練	随時	風水害、火災、地震等大規模災害を想定した総合訓練	村、関係防災関係 (住民を含む)
消防団教養訓練	随時	一般教養、水防法、消防法、災害対策基本法、実技	消防団
	随時	ポンプ操法、予防、火災防ぎょ	村、消防団
避難訓練	随時	村地域防災計画、学校、事業所計画による避難訓練	村、消防団、学校 事業所

※ 必要に応じて図上訓練も実施する。

3 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

4 訓練の方法

村は、関係機関と相互に連絡を取りながら、単独に若しくは他の機関と共同して、前記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて最も効果のある方法で訓練を行う。その際、高齢者や障害者等の災害時要援護者に十分配慮する。

5 訓練結果の評価・総括

訓練実施後には、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

6 隣接町村等が実施する防災訓練への参加

村は、隣接町村及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

第4節 防災体制の整備計画

災害に迅速・的確に対処するためには、村の災害対応体制をいち早く立ち上げるとともに、外部からの応援を適切に受け入れる体制を整備しておく必要がある。そこで、体制整備のために事前に行うべき事項を定め、着実に実行することにより災害に備える。

1 災害対策本部体制の充実

(1) 活動体制の整備

村は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

(2) 初動体制の習熟

初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響するから、村は意志決定者、配備基準、指揮命令系統について職員に対して習熟を図る。

(3) 災害対策本部設備等の整備

- ア 備品の固定及び落下物の防止措置
- イ 停電時に備えた非常電源の整備
- ウ 無線機器の点検・整備
- エ 村内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備
- オ 災害応急対策に従事する職員の食料、毛布、衣類等の確保

2 防災拠点の整備

村は、災害応急対応施設を備えた防災拠点の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

第5節 航空防災体制の整備計画

和歌山県防災ヘリコプターを、有効に活用することによって、各種災害発生時の被害を最小限に防止できる体制を構築するとともに、併せて、火災等の予防啓発の普及活動を行い、火災等の発生を未然に防止する。

1 緊急ヘリポートの整備

- (1) 村は、災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地を選定し、その拡充を図る。
- (2) ヘリポート施設の管理者は、現地において当該施設が緊急ヘリポートである旨の表示に努める。

2 緊急ヘリポートの現状

本村における災害活動用緊急ヘリポートは次のとおりである。

村内災害活動用緊急ヘリポート

名 称	所在地	面 積	標 高	役場との距離	水 利 状 況	
					種 類	容量・能力
北山村民 グラウンド	北山村 大字 下尾井	9,000㎡	130m	2,400m	河 川	北山川

3 応援要請

村内で災害が発生した場合で次のいずれかに該当するときに応援要請を行う。

- ① 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合。
- ② 当村の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合。
- ③ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合。

4 応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状態
- ④ 災害現場の最高責任者の職名・氏名及び連絡方法

- ⑤ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他必要事項

5 緊急連絡先

和歌山県防災航空センター

TEL 0739-45-8211

FAX 0739-45-8213

第6節 通信体制の整備計画

村は、防災関係機関との連携のもと、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、平常時から災害の発生に備え、情報収集・連絡体制の整備を図る。

1 情報収集・連絡体制の整備

村は、防災関係機関との連携を図り、大規模災害発生時においても迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のとおり情報収集・連絡体制の整備に努める。さらに、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）と村防災行政無線を接続することにより、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

- (1) 無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量等を確保する。
- (2) 各機関及び機関相互間における情報収集・連絡体制の整備を図る。また洪水等による道路の状況を早期に把握し、孤立する集落への避難指示等を行える監視システムの構築を図る。
- (3) 被災者等への情報伝達手段として、村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、長期停電でも活用できるケーブルテレビやインターネット配信、携帯電話等の整備を推進し、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の確保に努める。

2 通信手段の確保

- (1) 村は、村防災行政無線等の通信手段の充実強化を図る。

ア 各無線局の設備及び各機器において、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるよう努める。

イ 機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

- (2) アマチュア無線の免許保持者の協力を求める。

- (3) 村は、西日本電信電話㈱の災害時優先電話等の配備について確認するとともに、取扱運用方法等の習熟に努める。

- (4) 携帯電話の通信エリアの拡大に努める。

3 通信訓練

村は、災害非常時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平素から関係機関との意思の疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

4 非常通信体制の充実強化

村は、防災関係機関と連携を図り、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平時より非常通信の習熟に努める。

第7節 文化財災害予防計画

文化財は後世に伝えるべく貴重な財産だが、保存のみでなく活用との調和のとれた維持管理が求められている。災害予防対策はそのような特性を踏まえた、平常の管理が必要である。

1 文化財の保存整備

(1) 管理状況の把握

村教育委員会は、事務局職員による適宜巡視、所有者、管理者等による情報提供などを通じ、管理状況の把握に努めるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。

(2) 所有者・管理者への指導

所有者・管理者に対し日常の災害対策の実施と、防災計画や対応マニュアルの作成について指導・助言を行う。

(3) 文化財防災思想の普及活動

「文化財防火デー」等の行事を通じ、実施訓練や講習会の実施・参加をすすめ、所有者のみならず一般住民に対しても文化財災害予防に関する認識を高める。

(4) 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

村教育委員会は、消防、警察等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。

2 文化財種別対策

(1) 建造物

防火設備未設置文化財への設置と、既設設備の点検整備の推進。風水害に備えた周辺の環境整備。保存修理による建築物としての性能維持。

(2) 美術工芸品・有形民俗文化財

防火・防犯設備未設置文化財への設置。

(3) 史跡、名勝、天然記念物

指定地域内の建造物の防災については建造物に準ずる。

3 災害別対策（文化財災害予防対策）

村教育委員会は、所有者、管理者と協力して、次の予防対策を講ずるよう努める。

災害別	予防方法	予防対策
1. 火 災	1. 防災管理者の選択	消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施
	2. 警報設備の充実強化	予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備 既設設備の日常的な点検による維持保全

	3. 消火設備の充実強化	消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、消火器、とび口、梯子、スプリンクラー設備（水噴霧消火設備） 既設設備の日常的な点検による維持保全
	4. その他	1 火元の注意、巡視・監視の励行 2 環境の整備と危険箇所の点検 3 火気使用禁止区域の設定及び標示 4 消防活動空間の確保 消防進入道路の開設・確保、消火活動用地の確保並びに整理 5 収蔵庫等耐火建築物への収納
2. 風 水 害	1. 環境整備	1 倒壊、折損の恐れのある近接樹木の伐採・枝払・リヤ等による支持 2 排水設備及び踊壁・石垣の整備
	2. 応急補強	支柱、張綱等の設置
	3. 維持修理の励行	屋根瓦の破損部挿替、扉、窓の戸締まりの励行、弛緩部の補修、壁の繕い等
3. 落 雷	1. 避雷設備の完備	避雷設備の新規設置、旧施設の改修
	2. 避雷設備の管理	抵抗検査、各部の接続等の点検整備、有効範囲の再検討
4. 漏 電	屋内外の電気設備の整備	1 定期的な設備点検の実施 2 漏電火災警報機の設置 3 不良配線の改修 4 安全設備の設置と点検
5. 盗 難	防犯対策の強化	1 施錠 2 入口・窓等の補強 3 柵・ケース等の設置 4 防犯灯・防犯警報装置の設置 5 記帳等による参観者の把握
6. 虫 害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	1 定期点検による早期発見 2 保存箱・収蔵庫への収納 3 扉の適時開閉
7. 材質劣化	適度な温・湿度の保持と照度調節	1 温・湿度の定期的測定 2 保存箱・収納庫への収納 3 扉の適時開閉
8. 全 般		1 防災訓練の見学と学習 2 防災施設の見学 3 防災講習会の実施 4 防災・防犯診断の実施

		5 各種設置機械類の機能検査 6 文化財管理状況の把握 7 文化財の搬出避難計画の検討 8 所有者による維持管理が困難な場合の 美術館・博物館施設への寄託
--	--	---

村内の文化財

(平成19年5月1日現在)

<史跡の部>

名 称	所 在 地
下尾井遺跡	北山村下尾井
相須屋敷跡	北山村竹原

第8節 避難計画

村は、学校長及び社会福祉施設、災害時要援護者関連施設等防災上重要な施設の管理者と連携し、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難所を定め、住民等に周知徹底を図る。特に、災害時要援護者には十分配慮する。

1 避難所の指定

村は、住民の生命・身体の安全を確保するため、次の基準により、避難所を一時避難場所及び収容施設に区分して選定・確保しておく（第2章第12節「避難対策計画」参照のこと）。

また、避難所に案内標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

(1) 一時避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所

ア 校庭、グラウンド、空地等

イ 河川の氾濫による浸水や大規模なげ崩れ等の危険のないところ及び付近に多量の危険物等が蓄積されていないところ

(2) 収容施設

一時避難場所からの緊急避難者や救出者を応急的に収容避難するための施設

ア 耐震構造を有するなど、比較的安全な公共建物

イ 給水及び給食施設を有するか、あるいは比較的容易に設置できるところ

ウ なるべく被災地に近く、かつ集団的に収容できるところ

エ 避難者の必要面積は、おおむね3.3㎡当たり2名を目安とする。

2 避難所の設備及び資機材の準備

村は、避難所に次の設備及び資機材を必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。その際、高齢者や障害者等の災害時要援護者や、男女のニーズの違いを考慮した施設整備に努める。

(1) 通信機材

(2) 放送設備

(3) 照明設備（非常用発電機を含む。）

(4) 炊き出しに必要な器材及び燃料

(5) 冷暖房器具等

(6) 給水用器材

(7) 救護所及び医療資機材

(8) 物資の集積所

(9) 仮設の小屋又はテント及び仮設トイレ

(10) 防疫用資機材

(11) 工具類

3 避難体制確立のための留意事項

村は、避難準備情報、避難指示、避難勧告等の避難体制計画を作成し、避難体制の確立に努めるものとする。また避難体制計画は下記事項について記載するものとする。

- (1) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣類、日用必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序維持
 - イ 避難住民に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難住民に対する相談業務
- (6) 災害時における広報
 - ア 防災行政無線による周知
 - イ 広報車による周知
 - ウ 避難誘導員による現地広報
 - エ 自治会組織を通じる広報

4 避難所の運営

(1) 避難所の運営・管理

避難所の運営は、村災害対策本部の協力のもと、自主防災組織が適切に行うものとする。

この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、区長の指示のもと、防災対策マニュアルにより行うものとし、区民・ボランティア等の協力が得られるように努める。

また自主防災組織は、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

(2) 長期の避難者への対応

村災害対策本部は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。また、村及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるように努めるものとする。

(3) 災害時要援護者への配慮

避難所では高齢者、障害者等災害時要援護者に配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者の心身双方の健康状態には十分配慮し、必要に応じ保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施するものとする。

村は、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するとともに、災害時要援護者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。

[関係機関]

○防災上重要な施設の管理者

学校、社会福祉施設、災害時要援護者関連施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を図るものとする。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒の保護者への引渡し方法及び地域住民の避難所となる場合の受入方法等を定める。
- (2) 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び学校行政機関においては、避難所の設定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- (3) 社会福祉施設及び災害時要援護者関連施設において入所者を他の機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入所者に対する避難の実施方法等について定める。

第9節 医療計画

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

1 実施体制

- (1) 被災者に対する医療救護は、村が行う。なお、村限りで実施困難なときは県に対して救護班の派遣を要請し、隣接する市町村、県その他の医療機関の応援により行う。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、村は、県の委任に基づき日本赤十字社和歌山県支部の協力を得ながら実施する。

[県]

市町村長の要請により、知事が医療班を現地に派遣して実施する。

(1) 実施の方法

ア 知事が市町村長から要請があったとき、または自ら必要があると認めるときは、次の期間に要請し医療班を現地に派遣する。

- ① 県立医科大学附属病院・県立こころの医療センター
- ② 日本赤十字社和歌山県支部医療救護班
- ③ 県医師会救急医療班
- ④ 労働福祉事業団医療救護班

イ 救護班の編成

救護班の編成単位は、医師1～2名、保健師・看護師2名及び補助者1名を標準とし、適宜薬剤師を加える。救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、出動態勢を整え、招集連絡方法を定めておく。

(イ) 歯科医療救護班は、歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名を標準とする。

(2) 救護班の派遣に係る総合調整

県は、市町村から救護班の派遣要請があったときは、医大・県立病院及び保健所職員で構成する救護班を派遣するとともに、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、公的医療機関等に対して、救護班派遣に係る協力要請を行うことになっている。

さらに、必要に応じて他の都道府県又は国に対し救護班の派遣を要請するとともに、救護班の活動場所（救護所等）の確保を図るなど総合調整を行うことになっている。

2 初期医療体制の整備

村は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、普通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

- (1) 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- (2) 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 医療機関の協力により、救護班を編成する。

- (4) 救護班の派遣要請の方法、重傷者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

救護所の設置予定場所

施設名	所在地	収容可能人数	電話 (市外局番)
七色区民会館	北山村大字七色	10名	
竹原区民会館	北山村大字竹原	10名	
北山村村民会館	北山村大字大沼	10名	49-2115
北山村診療所	北山村大字大沼	40名	49-2114
観光センター	北山村大字下尾井	20名	49-2380

3 医療体制等の整備

村は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県防災ヘリコプターによる搬送の要請など、関係機関との調整を行う。なお、救急医療施設については、第2章第9節「医療救護計画」を参照のこと。また、関係機関の協力を得て、地域防災計画に基づく訓練を実施する。

[関係機関]

○医療機関

あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

- (1) 災害時における医薬品等の需要については、迅速に対応できるようにする。
- (2) 災害時における防災活動を迅速かつ適切に行えるように訓練等を行う。

4 災害情報の収集・連絡体制の整備

村は、医療機関の被害状況や医療機関に來ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、情報通信手段の整備に努める。

第10節 ボランティア活動支援環境整備計画

大規模災害発生時においては、個人のほか、専門技術グループを含むボランティア組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、被災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害発生時におけるボランティア活動が効果的に生かせるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織など幅広いボランティアの体制整備に努める。

1 ボランティアの登録・育成

住民のボランティア活動への関心は広く定着してきており、大規模災害が発生した場合、被災者の救援活動を希望するボランティアからの申し出が予想される。

村をはじめ関係各機関は、このボランティアが被災者のニーズにこたえて円滑に活動できるよう、その環境づくりに努める。

- (1) 災害が発生した場合に被災者において救護活動を行うボランティアをあらかじめ、登録、把握しておくよう努める。
- (2) 災害に備えた避難所を指定する際に、災害救護ボランティアの活動拠点の確保についても配慮する。
- (3) ボランティアの災害救援活動が円滑に実施されるよう、その活動中に事故などにより損害を受けた場合に備え、村は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う「ボランティア保険」制度に加入するよう、その周知を図る。

2 ボランティアの果たす役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害、安否、生活情報の収集・伝達
- (2) 災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児等）の介護及び介護補助
- (3) 清掃
- (4) 炊き出し
- (5) 救援物資の仕分け及び配分
- (6) 消火・救助・救護活動
- (7) 保健医療活動
- (8) 通訳等の外国人支援活動

第 1 1 節 要配慮者対策計画

「要配慮者」（従来の災害時要援護者）とは、災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。具体的には、一人暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人などである。

また、「避難行動要支援者」とは、災害対策基本法（第 49 条の 10）により、市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者としている。

方 針

災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難である高齢者、障がい者、乳幼児、病人、難病等の患者、外国人等要配慮者に対し、災害時に迅速、的確な対応を図るための体制整備に努めるものとする。

計 画

1. 避難行動要支援者の把握・情報伝達体制の整備

（1）自治会、民生委員、児童委員、自主防災組織の活動を通じ、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の状況を把握し、台帳等を作成し、災害時に迅速な対応ができるよう避難支援プランの策定に努めるものとする。

（2）避難行動要支援者名簿の作成

① 避難支援等関係者となる者

村関係部署、警察、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者

② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

以下に該当する者の内、在宅の者

- a 満 80 歳以上の者のみで構成する世帯の高齢者
- b 身体障がい者手帳（1 級・2 級）の交付を受けている者のうち、肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がいの者
- c 療育手帳（A 判定）の交付を受けている者
- d 精神障がい者保健福祉手帳（1 級）の交付を受けている者、または難病指定を受けている者
- e 介護保険法の要介護の認定を受けている者
- f 村長が必要と認める者

③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、以下に掲げる個人情報を登録する。なお、名簿の個人情報は、村関係部署が管理する情報及び登録申請書により入手する。

- a 氏名、性別、生年月日
 - b 住所（または居所）
 - c 電話番号その他の連絡先
 - d 避難支援等を必要とする理由
 - e 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、村長が必要と認める事項
- ④ 名簿の更新に関する事項
- a 1年に1回更新
 - b 登録事項に変更が生じた場合は、届出によりその内容を変更する
 - c 名簿登録者が死亡、村外転出、及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を抹消する
- ⑤ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために村が求める措置及び村が講ずる措置
- a 名簿を外部に提供する際には、秘密の保持、施錠のある保管場所での管理、名簿複製の禁止等を明記した「提供等に関する覚書」を交わす措置を講ずる
 - b 名簿を外部に提供する際には、要配慮者に対する支援活動以外には一切利用しない旨を明記した受領書の提出を求める
- ⑥ 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮
- 村が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」において、避難行動要支援者の円滑な避難を考慮した措置を講ずる。
- ⑦ 避難支援等関係者の安全確保
- 避難支援等関係者が、避難行動要支援者について避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮した上で実施する。
- (3) 情報の共有
- 個人情報保護に留意した上で、避難支援等関係者等との連携を図る。
- (4) 障がい者に対し適切な情報を提供するため専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の把握に努め、派遣、協力システムを整備する。
- (5) 村は、災害時において保育に欠ける児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。
- ① 保育に欠ける児童があるときは、保育所に入所させ保育するものとする。ただし、保育所を設置しない地域にあっては、臨時保育所を開設できるものとする。
 - ② 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護するものとする。
- (6) 村は、水防法に基づく浸水想定区域内に主として要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）が利用する施設がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

2. 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

- ① 施設利用者の安全を確保するための組織体制の整備
- ② 地域住民の連携協力が得られるよう地域に密着した施設づくり
- (2) 施設、設備の整備
 - ① 施設の耐震性、安全性の向上
 - ② 避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画の樹立
 - ③ 防災設備、資機材の整備及び避難訓練の実施
 - ④ 緊急時の食糧、水及び緊急ベッド等の確保

3. 在宅災害時要援護者対策

- (1) 防災関係機関、自主防災組織等による避難誘導、救助等の体制整備
- (2) 情報伝達、緊急通報システム体制の整備
- (3) 防災製品、防災器具等の普及

4. 観光旅行者及び外国人

災害が発生した場合、観光客等の旅行者は、地理に不案内なため被害を受けやすいので、わかりやすい避難施設、場所への誘導標識や外国語表示による誘導標識の設置に努めるものとする。

5. 災害時に特に配慮すべき事項

村は災害時に次の事項について、要配慮者に十分配慮する。

- ① 各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難勧告等の情報提供
- ② 自主防災組織、民生委員・児童委員等地域住民の協力による避難誘導
- ③ 名簿等の活用による居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見
- ④ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
- ⑤ 避難所等における要配慮者の把握とニーズ調査
- ⑥ 生活必需品への配慮
- ⑦ 食糧の配慮（やわらかい食品等）
- ⑧ 手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、ボランティア等の協力による生活支援
- ⑨ 巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的实施
- ⑩ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ⑪ 仮設住宅への優先的入居
- ⑫ 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ⑬ ケースワーカー等の配置や継続的なこころのケア対策
- ⑭ インフルエンザ等感染症の防止
- ⑮ 社会福祉施設等の被害状況調査
- ⑯ 医療福祉相談窓口の設置

6. 二次避難所（福祉避難所）の指定等

大規模災害が発生し、要配慮者を多数収容し保護する必要がある場合は、次の措置をとるものとし、平常時から協定締結等必要な環境整備を行う。

（1）社会福祉施設への入所

特に介護を要する者から順次村内にある社会福祉施設への緊急入所を要請し、一時的な保護を行い、介護など対象者に応じたきめ細かなサービス提供を行う。

なお、社会福祉施設においても、水・食糧その他の物資や介護用品、障がい者用機器等の備蓄に努める。

（2）二次避難所（福祉避難所）の指定

自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供するよう、一時的に一般の避難者とは別の要配慮者専用の施設及び必要なスタッフ確保により、二次避難所（福祉避難所）を予め指定する。

なお、指定する施設については、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリー環境の確保・向上・維持、水・食糧その他の物資や介護用品、障がい者用機器等の備蓄に努める。

7. その他

（1）医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療）の事務処理対策

① 保険医療機関等関係機関との連絡調整班の設置

② 臨時医療保険相談所等の開設

a 被災時の一部負担金等について

災害の被災者にあつては、受診時の一部負担金及び入院時の食事に係る負担額の猶予について、関係機関の協力を得る。

b 被保険者証等の再交付

被災者から被保険者証等の再交付申請があつた場合、免許証等本人であることを確認のうえ、速やかに交付できるように関係機関の協力を得る。

c 保険料の納付について

保険料に係る納期限の延長や、免除について関係機関の協力を得る。

（2）介護保険制度の事務処理対策

① 被保険者証の取扱について

被災により被保険者証が消失している場合や提示不可能となっている場合等でも介護サービスが受けられるよう、国と連携して体制整備を進める。

② 被災時の利用者負担について

被災により介護サービス等に必要な費用を負担することができなくなった介護サービス受給者に対する減免措置が速やかに行えるよう、体制整備を進める。

③ 介護保険料の納付について

被災により第1号保険料の納付が困難となった者に対する保険料の減免又は徴収の一部猶予が速やかに行えるよう、体制整備を進める。

第 1 2 節 緊急輸送道路の活用計画

大規模災害においては、輸送路となる道路が重要であることにかんがみ多重性、代替性を有し避難拠点・救助活動等を行う防災拠点とを連絡するような緊急輸送道路のネットワークの活用を図る。

1 緊急輸送道路の活用

緊急輸送道路は、災害後の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要であり、そのネットワークの活用を図るため、緊急輸送道路と本村の防災拠点を連絡する村道について計画的に整備を進める。

緊急輸送道路ネットワーク路線名

機能区分	道路種別	路線名
第 2 次	一般国道 (指定区間外)	国道 1 6 9 号

2 緊急通行車両の事前届出

(1) 防災関係機関の届出

村は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について知事又は公安委員会に事前に届出を行う。

(2) 知事又は公安委員会の確認

知事又は公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第32条の2第2号の規程に基づく緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

「緊急通行車両事前届書」(表面)

災害応急対策用		緊急通行車両事前届出書		平成 年 月 日	
公安委員会 殿		申請者住所 氏名 電話（ ） -		印	
指定行政機関等の 名 称					
番号票に表示され て い る 番 号					
車 両 の 用 途		1 警報の発令、伝達及び避難の勧告、指示 2 消防、水防その他応急措置 3 避難、救助その他の保護 4 児童等の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧 6 清掃、防疫その他の保健衛生 7 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 その他（ ）			
輸送人員又は品名					
使用者	住 所				
	氏 名				
出 発 予 定 地					

(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両の自動車検査証の写し（契約車等によっては、契約書の写し等）を添付してください。

[緊急通行車両事前届出済書] (裏面)

災害応急対策用	第 号
緊急通行車両事前届出済書 裏面のとおり事前届出を受けたことを証する 平成 年 月 日 和歌山県公安委員会 印	
(注) 1 災害発生時には、この届済証の「災害発生時における確認欄」に必要事項を記載の上、警察本部交通規制課又は最寄りの警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、若しくは本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、本届出済証の交付を受けた警察署等に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両として必要性がなくなったとき。	

災害発生時における確認欄	運行（通行）経路	出発地	経由地	目的地
	運 行 日 時	自 平成 年 月 日		
		至 平成 年 月 日		

第 1 3 節 防災用資機材整備計画

大規模災害発生時には、道路や通信網が途絶するとともに、広域にわたり防災用資機材の調達需要が発生することが予想されるため、防災用資機材の備蓄を計画的に行う必要がある。

1 防災資機材整備点検の実施

本村では、消防団各分団において、水防資機材の配備を図る。

整備点検の実施については、梅雨期前、台風期前及び火災多発期前に行い、不足資機材についてはその都度補充する。

(1) 整備項目

- ア 水防、消防等の資機材
- イ 建設用資機材
- ウ 医薬品、薬剤等の医療品
- エ その他災害用装備資機材（広報車など）

(2) 保有資機材の点検

- ア 不良箇所の有無
- イ 機能試験の実施
- ウ 種類、規格と数量の確認
- エ 薬剤等の効能の確認
- オ その他

第 1 4 節 食料、生活必需品の確保計画

村は、防災関係機関との連携のもと、災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、生活物資、医薬品等の緊急物資の確保に努める。

1 食料及び生活必需品の確保

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

- (1) 被災者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、村は、県の地震被害想定結果等を参考にし、緊急に必要な物資を備蓄しておく。
- (2) 公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達及び配分計画を作成する。
- (3) 住民及び自主防災組織が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。

〔住民〕

7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備するよう心掛けるものとする。

2 飲料水等の確保

- (1) 給水タンク・簡易濾過器等応急給水資機材を整備する。
- (2) 住民に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (3) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

水道普及率

(平成19年7月末現在)

行政 区域内 総人口	簡易水道		普及率 (%)	飲料水供給施設	
	箇所数	現在給 水人口		箇所数	現在給 水人口
518人	2	511	98.6	1	7

〔住民〕

- (1) 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを目安とし、世帯人数の3日分を目標とする。
- (2) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- (3) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高いものとする。

3 医薬品、医療資機材等の確保

- (1) 村は、災害時に備え、医薬品等を備蓄するほか、救護班及び後方医療機関の行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保・調達に努める。
- (2) 村は、避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

4 情報交換の実施

村は、物資の調達及び供給を迅速かつ的確・適切に実施するため県の情報責任者及び担当者と平常時から災害の発生に備えた情報交換を行う。

- (1) 村は、物資調達状況等の情報交換を行うための情報責任者及び担当者を指定するとともに、その職務権限を明らかにしておく。
- (2) 村は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所、調達責任者及び担当者を県に報告する。
- (3) 村は、上記(2)の報告内容に変更が生じたときは、変更後の状況を速やかに県に報告する。

第 1 5 節 防疫計画

災害の発生に伴う感染症の発生を未然に防止するため、防疫体制を確立する。

1 実施体制

災害時における被災地域の防疫は、村が県の指導、指示に基づいて行う。村で実施困難なときは、隣接する市町村、県（保健所）の応援を得て実施する。

2 防疫予防計画

- (1) 災害発生時において迅速に防疫活動が実施できるように防疫班（4～5名）を組織する。
- (2) 防疫班は村職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。
- (3) 防疫実施計画を作成する。
- (4) 防疫用資機材及び薬品の調達計画を作成する。
- (5) 防疫作業の習熟を図り、防疫訓練を実施する。
- (6) 住民が行う防疫及び保健活動について指導する。

[住民]

し尿、ごみの自家処理の準備を行うものとする。

第 1 6 節 廃棄物処理計画

災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、平常業務を通じて諸計画を樹立し、廃棄物処理の万全を期する。

1 人員の確保

村は、上下北山クリーンセンターに対し災害時に関係者全員が廃棄物処理に従事できるよう平常時から特に健康保持について留保するよう要請する。

2 収集車両の整備及び点検

村は、災害時においてごみの収集業務が円滑に実施できるよう平常時からごみ収集車両の整備点検の実施と収集作業員との協力体制の確立に努める。

3 廃棄物処理施設の整備点検等

- (1) 村は、上下北山クリーンセンターに対し、災害により一般廃棄物処理施設の円滑な稼働を損なわれることのないよう平常時から整備点検に努めるよう要請する。
- (2) 村は、上下北山クリーンセンターに対し、災害により一般廃棄物処理施設の稼働が不能となった場合の代替施設の確保に努めるよう要請する。

4 災害時の相互協力体制

村は、動員体制の整備及び市町村間の応援協力、関係業者等との協定・覚書の締結に努める。

5 廃棄物仮置き場等

- (1) 村は、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の備蓄、調達等の体制の整備に努める。
- (2) 村は、一般廃棄物の収集車両の確保及び収集体制の整備に努める。
- (3) 村は、生活ゴミ及びがれき等の一時保管場所の確保を図る。

第 17 節 火災関係予防計画

各種火災に対処するため、消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、予防消防と消防思想の普及徹底に努めることにより、住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を最小限に軽減する。

1 一般火災対策

社会、経済等の進展に伴い、災害も複雑化していく傾向にある。このような状況のもと、消防活動の体制を強化していくとともに防災関係機関と協力し、災害の未然防止を推進する。

(1) 消防団員の教育

消防団長は、消防団員に対して次の教育訓練を行う。

ア 一般教育・・・火災と火事に対する一般的知識の習得を図る。

イ 委託教育・・・和歌山県消防学校に入校させ消防知識、事務能力のかん養を図る。

ウ 訓練

(ア) 消防用機械器具操法訓練を適宜、実施する。

(イ) 放水演習を各分団毎に実施するほか地区演習を実施する。

(ウ) 防火訓練、救急訓練、災害応急対策訓練等年1回以上実施する。

(2) 消防施設の拡充強化

「消防力の整備指針」に基づき、消防施設、設備及び人員の確保を図り、装備の近代化を促進する。また、「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設の整備を図るとともに、その適切な配置に努める。

(3) 火災予防

村は、次の方法により火災予防広報を推進し、住民に対する防火知識の普及と住民全体の連帯的防火意欲の向上を図る。

ア 広報誌に積極的に資料を提供し、広報を行う。

イ 火災予防運動の期間中次の広報活動を行う。

(ア) 広報紙等による広報

(イ) 防災行政無線による広報

(4) 初期消火

火災時においては、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防団を中心とした火災防止対策を推進するため、次のとおり活動体制を確立する。

ア 家庭、地域における初期消火体制の整備

(ア) 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から火災時における初期消火等の訓練を実施する。

(イ) 婦人による家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。

- (ウ) 幼少年期における防火教育を推進するため、保育園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。
- (エ) 大規模な火災を未然に防止するため、住宅用火災警報器の設置について指導並びに推進を図る
- イ 職場における初期消火体制の整備
 - (ア) 火災時には事業所単独で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る
 - (イ) 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から火災時等における初期消火等について具体的な対策を検討する。
- ウ 地域ぐるみの防災訓練等の実施
 - (ア) 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
 - (イ) 計画的かつ効果的に防災教育、防災教育を行い、住民の防災活動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。
 - (ウ) 初期消火の実効性を高めるため、消火器や消火バケツ等の普及に努める。
- (5) 火災警報
 - ア 火災警報の発令

気象状況等が火災予防上危険であると認められるときは、火災警報を発令し、火災予防に万全を期する。
 - イ 火災警報の伝達

火災警報を発令した場合は、警戒に万全を期するため、防災行政無線等により、伝達し、住民に対して周知しなければならない。
 - ウ 警戒出動のための要員出動又は伝達の方法

警戒要員への伝達は、防災行政無線により全戸放送、又は電話により直接要員に伝達する。
 - エ 火災警報発令時の火気使用制限

火災警報発令時には、次に掲げる火気使用制限を実施する。

 - (ア) 山林、原野への火入れの禁止
 - (イ) 花火の打ち上げの禁止
 - (ウ) 屋外におけるたき火等の禁止
- (6) 火災予防査察

消防団長は、消防法第4条及び第4条の2の規定に基づいて次の予防査察を実施する。

 - ア 定期予防査察

春秋2回 分団ごとに全世帯に対して実施する。
 - イ 臨時予防査察（随時）
 - ウ 特別予防査察（随時）
- (7) 特定防火対象物の防火管理者への指導

村は、学校、事業所等、消防法第8条に規定する防火対象物の管理者等に対し、必ず防火管理者を選任するように指導するとともに、消防計画を作成させ、この計画に基

づき消防訓練を実施、消防用施設等の整備点検及び火気の使用等、防火管理を徹底するよう指導する。

(8) 消防機械器具の点検と水利の確保

村及び消防団は、火災が発生した場合、迅速に消防活動が実施できるよう、日頃から消防機械器具の点検と水利の確保に努める。

ア 機械器具の点検及び整備

火災発生時において、円滑に消火活動を行うため、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等の消火資機材の整備点検に努める。

(ア) 通常点検・・・毎月1回以上機械器具の手入れ、放水試験等を行う。

(イ) 特別点検・・・年1回以上各分団ごとに行う。

(ウ) 現場点検・・・火災注意報等の発令下における、機械器具、人員の配置及び防火等災害防水対策が適正に行われているかについて行う。

イ 水利の確保

災害時の消火栓の使用不能等に対処するため、貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、河川、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

(9) 救急・救助体制の整備

ア 北山村消防団員の資質の向上を図るとともに、救急・救助の高度化を図るため、高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、救助工作車・救助用資機材・高度救急用資機材の整備に努める。

イ 村は、住民に対して心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

ウ 村は、災害時に看護師、役場職員等が救護所等において負傷者のトリアージ(注)が適切に実施されるよう研修の実施に努める。

(注) トリアージ 災害発生時などに多数の負傷者が発生したとき、傷病者にタグを貼り、適切な搬送・治療が行われるように、傷病の緊急度や程度の判定を行うこと。

エ 村は、自らが保有する救助資機材だけでは不足する場合に備えて、民間団体等の重機等の提供が受けられるよう協力体制の整備に努める。

2 林野火災対策

村の面積の95%が森林に覆われているため、林野火災の予防対策の推進が非常に重要な課題である。このため、林野予防計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減に努める。

(1) 林野火災予防思想の普及徹底

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護、及び防火思想の普及、徹底を図る。

ア 村は、県、林野関係機関等と連携して広域的な林野火災防止運動を展開するとともに、要所に防火標語を掲示し、登山、観光、保養等の森林利用のマナー向上と定

着を図る。

イ 村教育委員会は、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

(2) 消火体制の確立

村は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

ア 村は、村内林野の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災に即応できる組織の確立、出動計画の策定を行う。

イ 村は、近隣町村の消防機関との広域的な応援態勢及び警察その他の機関の関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるように努める。

ウ 村及び林野関係者は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図るものとする。

エ 林道管理者は、消防用車両の通行に支障のないよう、林道の適正な維持管理に努めるものとする。

オ 村は、防火水槽等を整備するほか、川、池等の自然水利を把握し、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。

カ 村は、大規模林野火災に対処するため、県消防防災ヘリコプター・自衛隊ヘリコプター等による空中消火作業が円滑に実施できるよう体制を確立する。

(3) 監視体制の強化

村は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

ア 気象情報等が、火災予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発令する。

イ 火災警報の住民、入山者への周知徹底は、防災行政無線及び広報車による巡回広報等により行う。

(4) 林野所有（管理）者等への指導

ア 村は、北山村森林組合等の関係機関の協力を得て、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行う。

イ 村は、北山村森林組合等の関係機関の協力を得て、林野所有（管理）者に対して、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

ウ 森林への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条及び北山村火入れに関する条例（昭和59年12月北山村条例第13号）の定めるところにより、村長の許可がなければできない。火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、事前にその市町村に通知する。

エ 村は、気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時において特に必要と認めるときは、一定区域内のたき火、喫煙など、火の使用制限を徹底する。

オ 村は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

(5) 林野火災対策用資機材の整備

村は、林野火災対策用資材（鋸、鋤、鎌、トランシーバー等）の整備に努める。

(6) 空中消火体制の整備

村は、大規模林野火災に対処するため、県防災ヘリコプターによる空中消火作業が円滑に実施できるよう体制を確立するとともに、空中消火資機材の整備を図る。なお、林野火災規模の状況によっては、知事に対し、陸上自衛隊の災害派遣要請を依頼して空中消火作業を実施する。

第18節 風水害予防計画

台風等による災害は、しばしば村内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

また、本村は、自然的要因から土砂災害やがけ崩れ等の可能性もあり、被害を最小限に留めるための体制整備が必要である。

1 治山施設等の災害予防

村は、国及び県の協力を得て次により山地の災害予防対策を講ずる。

(1) 保安林の指定及び整備

ア 森林の維持造成を通じ災害に強い村土づくり及び山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

イ 保安林整備計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

(2) 治山施設の整備

ア 危険地区等の点検・調査

山地災害危険区域において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山事業計画に基づいて計画的に進める。

イ 既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

(3) 林道施設の整備

村は、災害時に孤立のおそれのある集落の避難・う回路として、連絡線形となるような林道を森林整備事業計画に基づいて整備するよう努める。

(4) 農作物、林産物の予防対策

適地適作等により災害の回避を図るとともに、積極的な対策として耐倒伏性品種の導入、肥培管理や水管理の適正化による倒伏防止等に努める。

2 砂防設備の災害予防

砂防設備管理者は、現在荒廃している溪流等又は将来荒廃のおそれのある溪流等について、土石流の発生が予想される溪流等を重点的に、砂防えん提、床固工、溪流保全工等を実施して土石流による災害防止と荒廃溪流等の整備を進める。

3 河川管理施設等の災害予防

河川管理者等は、次により河川施設及び災害危険箇所の点検、調査等の災害予防対策を講ずる。

(1) 各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。

- (2) 災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。

4 各施設の共通的な災害予防

各施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講ずる。

- (1) 緊急用の資機材の確保

緊急時の応急復旧用資機材の確保について、関係機関及び民間団体と協力し、資機材の備蓄に努める。

- (2) 災害危険区域の調査及び住民への周知

山地災害、地すべり等の危険区域及び浸水等による危険地域等を定期的に調査し、災害危険箇所について住民へ周知する。

第 19 節 道路関係災害予防計画

村は、管理する道路施設等の防災点検等を実施するとともに、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努め、ネットワークの充実を含む風水害等に対する安全性の確保を図る。

1 道路災害予防計画

(1) 防災点検等の実施

防災点検を定期的の実施し、補修等対策工事の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

(2) 道路施設の防災対策及び改良整備

防災点検等で対応が必用とされた箇所（区間）及び未改良区間において、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

(3) 道路通行規制等の実施

異常気象等により道路の通行が危険であるとあらかじめ認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

また、山岳地帯を縦断する本村の道路事情により、落石の危険が指摘されている箇所もあるため、道路利用者への周知に努める。

(4) 復旧用資機材等の確保

災害発生時における道路及び橋りょうの破損・崩壊箇所を迅速に補修するために、工事業者に協力要請を行う等の対策を講じておく。

2 雪害予防計画

(1) 凍結防止剤の確保

村内の冬期道路交通を確保するために、地形、又は道路構造上から路面凍結が起こりやすいと考えられる区間、場所等に対応するため、凍結防止剤を確保する。

第20節 土砂災害予防計画

土石流、地すべり、がけ崩れ等による災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、村は関係機関と連絡を取り危険地域の現況を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

1 地すべり等防止施設の整備

風水害等により、災害の発生が予想される地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所について防災施設の整備等の土砂災害対策を県の協力を得ながら促進するとともに、これら土砂災害危険箇所における警戒避難体制の整備を図る。

また、防災マップ等の作成や、研修会等の機会を通じて住民に対して災害危険箇所等の周知を図り、災害時要援護者関連施設、自治会等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

(1) 地すべり対策事業の施行

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設などに被害を与える直接被害にとどまらず、その後の降雨等により重大な二次災害の発生が予想される。今後、未指定の地すべり危険箇所に対し、関係住民の理解を得つつ、必要に応じて指定を促進していく。

(2) 砂防事業の施行

砂防施設の整備については、土石流危険渓流を対象に砂防えん提工、渓流保全工などの防止施設を重点的に整備し、土石流等による災害の防止工事を促進する。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業の施行

急傾斜地の崩壊により人命被害の発生するおそれのある区域を危険区域に指定し区域内の行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を促進する。

(4) 土砂災害に関する避難体制の整備

関係住民に対し、土砂災害危険箇所を周知するとともに、避難方法、避難場所等の警戒避難体制について整備を図る。警報・避難勧告発令時の連絡系統等は以下のとおりである。

なお、危険区域周辺においては防災パトロールを行い、緊急時体制を確保する。

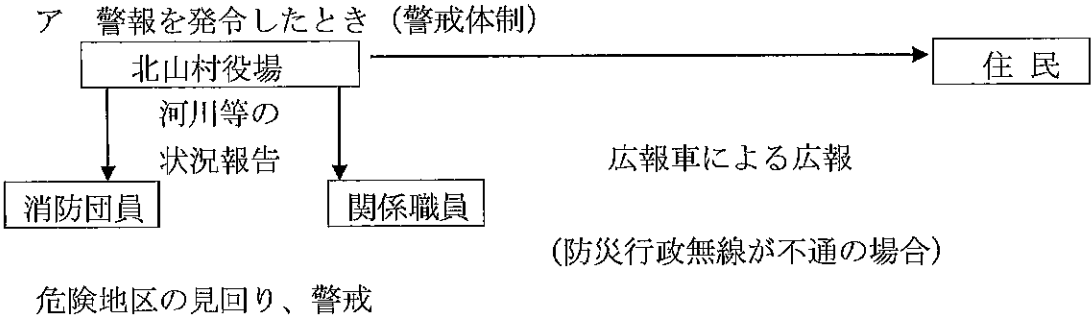
また、県から土砂災害の恐れのある土砂災害警戒区域として指定された場合は、警戒区域毎に情報伝達、予警報の発令・伝達・避難・救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。さらに警戒区域内主として高齢者等災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ）の配布等により住民に周知する。

(5) 災害時要援護者関連施設における防災体制の確立

土砂災害を受けるおそれのある災害時要援護者関連施設（高齢者、障害者、幼児など災害緊急時に自力で早急な避難が困難な災害時要援護者がいる施設）の管理者に対

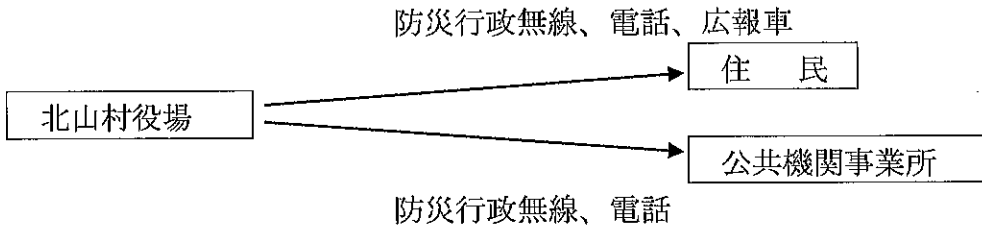
して、県と協力して、砂防災害危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒避難体制の確立などの防災体制の整備に努める。

また、従来から災害時要援護者は自力で避難することが一般的に困難であることに鑑み、近隣住居者等の協力を得て早めの避難誘導を行うよう努める。

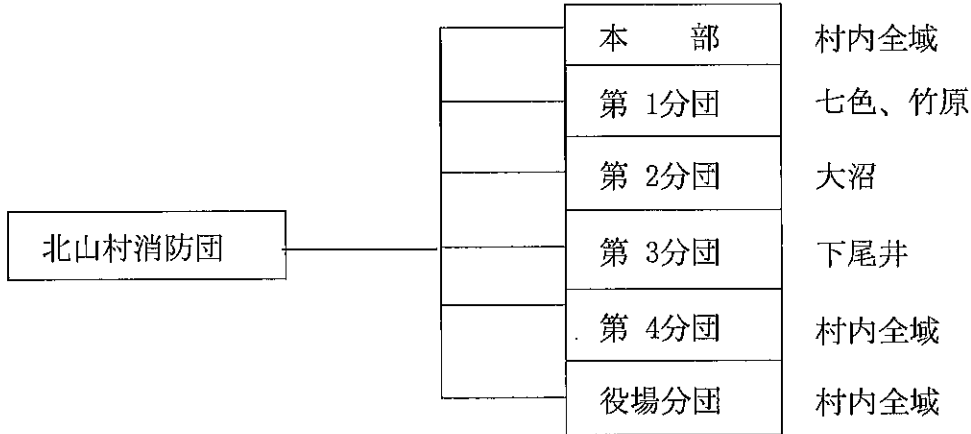


イ 避難勧告・指示を発令したとき（避難体制）

(ア) 住民への連絡系統及び方法



(イ) 誘導分担



2 農地保全

風水害等の異常な自然現象に際し、崩壊の危機のある農地農業用施設の保全を図る。

3 治山

林地の保全に係る治山施設を積極的に設置することによって、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を推進する。

また、荒廃地及び荒廃の兆しのある危険地のうち地況、林況、地質特性、保全対象等から判断し、緊急を要するものから山腹工事を推進する。

第 2 1 節 危険物等災害予防計画

火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物による災害は一挙に拡大し、ときには爆発を伴い、人命損傷に発展するケースが多く、消火困難に陥りやすい。そこで危険物災害防止のための対策を講じ、防災機能の強化を推進する。

1 村内における危険物等施設

(平成19年8月1日現在)

- | | | |
|---|-------|--------|
| 1 | 北山村大沼 | 寺本石油店 |
| 2 | 北山村大沼 | 大沼プロパン |

2 危険物等の保安確保指導等

村は、火薬類、高圧ガス、石油類等の販売所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう自主保安体制の確立を図る。また、火薬類取締法、液化石油ガスの安全の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法、高圧ガス保安法等の規定に基づく消防機関等が行う危険予防の指導に協力を行い、自主保安体制の確立を図る。

(1) 村は、関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育の徹底を指導する。

第 2 2 節 ライフライン関係災害予防計画

水道、電気、ガス、電話等ライフラインにおける災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

1 簡易水道施設

- (1) 老朽化した簡易水道施設の更新に努める。
- (2) 村は、災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
- (3) 簡易水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 他の市町村と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。
- (5) 応急給水及び応急復旧に必用な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

2 電気施設

村は、関西電力株式会社等が実施する災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備等の予防対策に協力する。

第 2 章

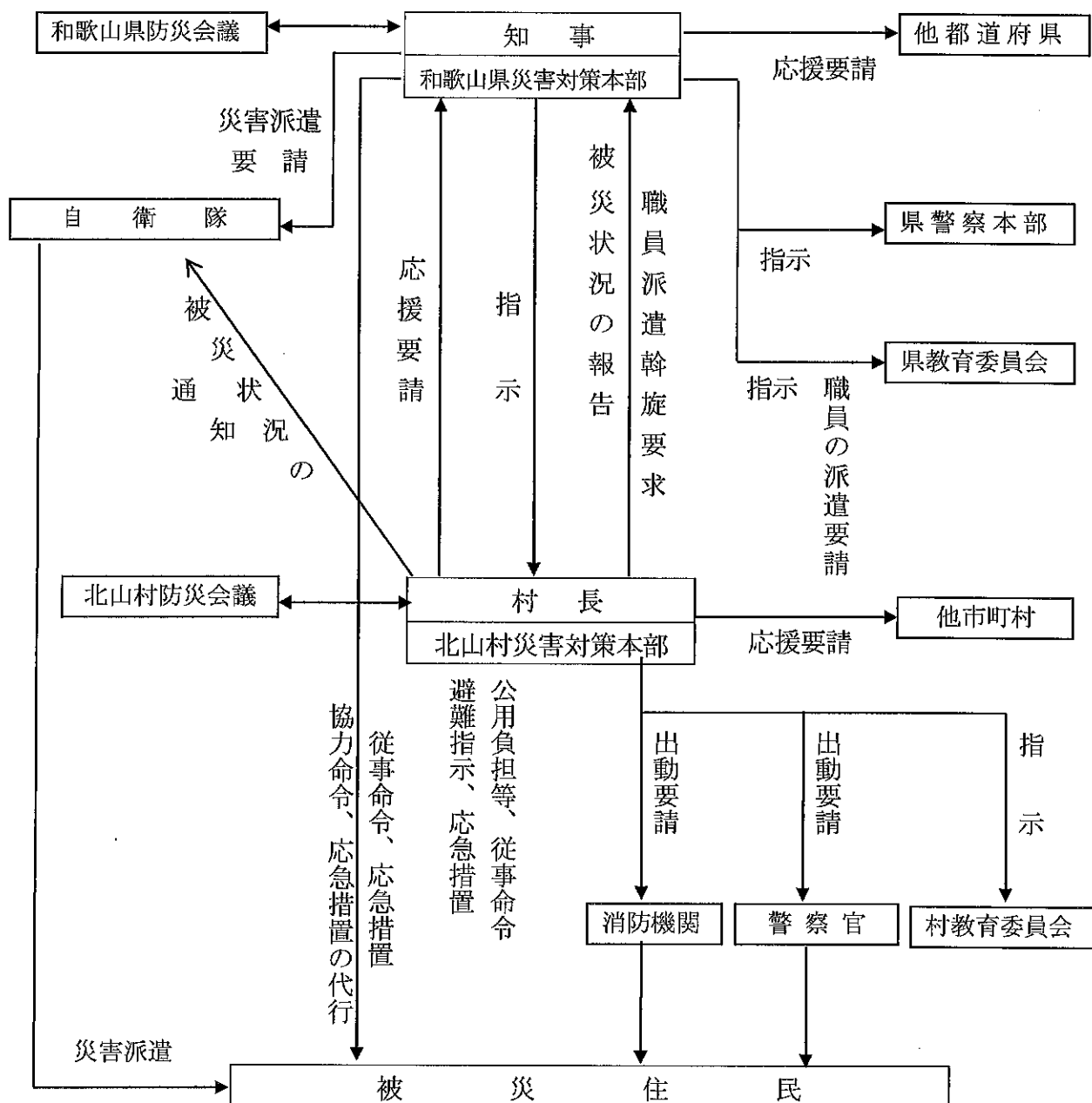
災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

1 防災活動体制
防災活動のための体制図は次のとおりとする。

1 防災活動体制

防災活動のための体制図は次のとおりとする。



2 風水害等警備体制

北山村風水害等災害警備体制は、災害対策本部設置以前の段階として、気象情報等により災害の発生が予想され警戒を必要とするときは、風水害警戒体制を敷き、気象、水防等の情報収集等、災害対策に関する連絡調整に万全を期する。ただし、水防関係の体制については、村水防計画の定めるところによる。

(1) 配備の基準

ア 1号警戒配備

(ア) 大雨又は洪水注意報等が発表され、被害の発生するおそれがあり、警戒を必要とするときで、七色ダムの放流量が1,500トンに達し増加の見込みであるとき。

(イ) 震度3以上の地震が起きたとき。

イ 2号警戒配備

(ア) 大雨又は洪水注意報等が発表され、被害の発生するおそれが強くなったときで、七色ダムの放流量が3,000トンに達したとき。

(イ) 水防指令第1号が発令されたとき。

(ウ) 震度4以上の地震が起きたとき。

ウ 3号警戒配備

(ア) 七色ダムの放流量が4,000トンに達し、増加の見込みであるとき。

(イ) 本村が台風の暴風圏内に入り、大規模な災害が発生すると認められるとき。

(ウ) 災害により被害があった場合

(エ) 震度5以上の地震が起きたとき。

(2) 配備の決定

風水害等警戒体制の配備については、村長部局にあっては総務課長が、教育委員会にあっては教育長が、気象等の状況を判断し、それぞれ決定する。

なお、教育長が配備を決定したときは、総務課長に通報する。

(3) 配備人員数

担当課 配備基準	総務課	政策推進室	住民福祉課	産業建設課	教育委員会	消防団
1号警戒配備	課長 消防係	室長 防災担当	課長	課長	次長	
2号警戒配備	全員	幹部 職員	幹部 職員	幹部 職員	幹部 職員	1名 消防団長
3号警戒配備	全職員及び全消防団員					

(注) この配備基準を基準として、状況に応じ対応する。

(4) 事務分掌

各課局における要員は、各所属で執務し、概ね災害対策本部設置時の所掌事務（主として情報の収集、伝達）にあたる。

3 地震に対する警備体制

村域に大規模な地域災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、村は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ地震災害の発生を防ぎ、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

4 被害状況による防災体制の区分

大規模地震が起こった場合、国道169号線が土砂崩れ等により通行できなくなり、また、電話等の通信機器が使えないなど、地区の寸断が予想される。また、発生時間等によっては、役場が行政機関として機能できず、災害対策本部をすぐに立ち上げられないことが予想される。

そのため、被害発生から、①各地区が分断された状況、②隣接地区までの道路が復旧後、③災害対策本部を設置した段階の3段階にわけて、以下に示すとおり防災体制を計画する。

また、①②の段階では、災害対策本部が設置できないため、各自治会長の責任において、救助、避難誘導等の指示を行うものとする。

①地区が分断され、孤立した段階（地震発生直後）

○自治会の役割

- ・区長が指揮をとり、消防団分団長以下の団員が人名救助及び、避難誘導を行い、区民が手伝う。（避難道路の確認）
- ・火災発生の場合は、消防団分団長の指揮により、消防活動を行うこととする。
- ・区長の指示により、行方不明者、建物、家具等の下敷きになっている人がいないかの確認や倒壊の恐れのある建物を判断し、住民を近づけないようにする。
- ・医師の確保、移動ができない状況にあるので、地区内において、医療救護班を組織し、区民同士で軽症者への応急の治療を行う。（看護師経験者の把握、消毒薬、常備薬の確保点検）
- ・食料と生活必需品は地域で協力し分け合い、区長が計画的に避難所で配布するなど水、食料が区民全員にいきわたるようにする。

○役場

- ・村長、教育長、総務課長・消防団長は、役場へ来て、災害対策本部の設置を行うとともに、各地区・関係施設への無線連絡を行い、怪我人・被害状況等の把握を行う。

（職員在庁時）

- ・余震に備え、避難するとともに、周辺住民を避難させる。速やかに、災害対策本部を設置し、できるかぎり、被害状況を把握する。
- ・地域の被害状況を考え、出来るだけ役場に来るように努める。
- ・地域事業課においては、観光客を安全な場所に避難させる。怪我人、行方不明者等、被害状況を把握する。発生時期によっては、多くの観光客が帰宅できないことが予想されるので、避難所への誘導を行う。

○高齢者生活福祉センター（診療所）

- ・社会福祉協議会職員による入居者、その他の高齢者の安全確認を行う。

○保育園

- ・保育士による園児の安全確認、園児を帰宅させるかどうかの検討を行う。

○小中学校

- ・教育委員会は児童・生徒の安全対策計画を作成し、在校中の生徒の安全を確保し、学校長は、生徒の安全を確保するした上で、教育委員会と協議し、帰宅させるかどうか判

断する。

○小松地区

- ・区民会館に、無線を整備し、区民が無線を使えるようにして、本部と連絡が取れるようにしておく。

②隣接地区まで通行が可能な段階

○自治会の役割

- ・隣接地区への応援体制、協力体制をとる。
- ・隣接地区への道路が復旧され、通行が可能になると、食料・物資等の援助要請があった場合に、援助を行う。

③災害対策本部の設置

- ・各地区から役場まで道路が通行可能になったら、職員は直ちに役場に登庁し、災害対策本部の指示のもとに行動する。

5 災害対策本部の組織及び事務分掌

(1) 災害対策本部の設置

村長は、災害対策基本法第23条第1項の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合で、必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

また、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、県及び各防災関係機関等と連携をとって活動を推進することができる。

ア 設置及び廃止基準

(ア) 設置基準

災害対策本部設置基準	
風水害	・ 県南東部に気象業務法に基づく強風、大雨又は洪水その他の注意報が発令され、本部を設置してその対策を必要とするとき。 ・ 県南東部に気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発令されたとき。
雪害	・ 被害が大規模で、広域にわたるとき。
大事故等	
航空災害	・ 多くの死傷者が発生したとき。 ・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 ・ 航空機が消息を絶ったとき。
道路災害	・ 被害が大規模なとき。 ・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
危険物等災害	・ 被害が大規模なとき。 ・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模災害	・ 被害が大規模なとき。 ・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。

林野火災	・火災が広範囲にわたり、消火活動の難航が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
------	--

(イ) 廃止基準

- a 災害の発生するおそれが解消したと認めたとき。
- b 災害対策活動が完了したとき。

イ 公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、防災行政無線、電話、文書その他の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各 班	庁内放送	総務課長
住 民	防災行政無線	総務課長
県 本 部	県防災無線又は西日本電信電話(株) FAX	総務課長

ウ 設置場所

災害対策本部の設置場所は、役場庁舎とする。なお、災害により本部設置が使用不能となった場合は、被災を免れた最寄りの公共施設内に設置する。

また、必要に応じてプレスルームを災害対策本部に近接する場所に設置し、報道機関との連携強化に努める。

(2) 組織編成

北山村災害対策本部の組織編成は、北山村災害対策本部条例及び本計画に定めるところによる。

本部長（村長）不在の時は、教育長、総務課長の順位により指揮をとる。

(3) 現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、局地的に相当規模の被害が生じた場合又は発生のおそれがあると予想される場合において応急対策を推進する上で必用があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

ア 現地災害対策本部長は、災害対策本部長が、災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員の中から指名する。

イ 現地災害対策本部は、災害現場又は災害現場近くの公共施設に設ける。

ウ 現地災害対策本部の所掌事務は、次の事項とする。

- (ア) 被害状況等の情報収集、調査及び災害対策本部への報告に関すること。
- (イ) 応急対策の実施に関すること。

なお、現地災害対策本部の編成は、その都度定める。

```

graph TD
    BC[北山村防災会議] --- VC[本部長  
(村長)]
    VC --- ST[本部員  
総務課長  
消防団長  
区長]
    VC --- CO[協力団体  
北山村区長会  
北山村診療所医師  
北山村森林組合  
JAみくまの北山支所  
北山村建設業組合  
北山村民生児童委員協議会  
北山村社会福祉協議会]
    VC --- DP[現地災害対策本部]
    VC --- PS[政策推進室]
    VC --- RW[住民福祉課]
    VC --- IC[産業建設課]
    VC --- RB[地域事業課]
    VC --- EL[教育長]
    VC --- NCC[北山村消防団  
各分団長]

    PS --- SB[庶務班]
    PS --- MC[物資調達班]
    RW --- MP[医療・防疫班]
    IC --- ET[土木・輸送班]
    RB --- TI[観光産業班]
    EL --- EC[教育班]
    NCC --- TM[団員]
  
```

(5) 北山村災害対策本部の所掌事務

グループ	班	所掌事務
総務課及び 政策推進室	庶務班	1 災害対策本部の運営に関すること。 2 本部職員の現況把握と配置に関すること。 3 本部職員の非常招集に関すること。 4 各部グループ及び関係機関、協力団体等との連絡並びに調整に関すること 5 指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関又は指定地方公共機関の職員の派遣要請に関すること。 6 県知事、他の市町村等に対する応援要請に関すること。 7 災害救助法の適用とその運用に関すること。 8 災害に関する予算及び資金に関すること。 9 り災による村税の減免に関すること。 10 災害に関する議会との連絡に関すること。 11 国、県等に対する陳情、要望事項等のとりまとめに関すること。 12 災害対策と村行政全般の企画調整に関すること。 13 消防（水防）に関すること。 14 民生安定のための広報活動に関すること。 15 気象警報等の受理及び伝達に関すること。 16 被害調査及び被害情報の取りまとめに関すること。 17 村有財産、公の施設の被害調査及び応急対策に関すること。 18 災害時の通信、公用自動車等の管理に関すること。 19 災害救助基金の管理及び経理に関すること。 20 義援金に関すること。 21 他のグループに属しないこと。
	物資調達班	1 応急対策物品の購入に関すること 2 食料・飲料等の確保に関すること 3 炊き出しに関すること 4 被服、寝具、その他生活必需物資の購入に関すること。 5 その他救助用食品の需給に関すること。

住民福祉課	医療防疫班	1 避難所（救護所）設置に関する事。 2 食糧、物資等の配分に関する事。 3 関係機関、協力団体等との連絡調整に関する事。 4 災害時要援護者の福祉的処遇に関する事。 5 強制権の発動に関する事。 6 埋葬に関する事。 7 重症患者の入院措置に関する事。 8 医療救助班（応援救護隊、協力救護班）との連絡に関する事。 9 感染症まん延防止のための予防接種、浸水家屋の消毒、食器の検査及び感染症患者、病原体保有者の検査等に関する事。 10 健康管理、メンタルヘルス対策等に関する事。 11 県防疫班との連絡に関する事。 12 医療品及び衛生材料等の供給に関する事。 13 廃棄物の処理に関する事。 14 清掃及びし尿処理に関する事。 15 愛がん動物の収容に関する事。 16 ボランティアの受入れ及び活動支援に関する事。
産業建設課	農林班土木・輸送班	1 土木災害の情報収集及び取りまとめに関する事。 2 道路及び橋梁の応急復旧に関する事。 3 応急資材の調達に関する事。 4 応急救助のための輸送に関する事。 5 堆積土砂の除去に関する事。 6 部内及び関係機関との連絡調整に関する事。 7 建築物被害の取りまとめに関する事。 8 応急仮設住宅に関する事。 9 被災者の収容施設の応急補修に関する事。 10 役場庁舎並びに村有建築物の応急補修に関する事。 11 被災者家屋の応急修理に関する事。 12 農林業関係災害の情報収集及び取りまとめに関する事。 13 農地、林道等の災害の応急復旧に関する事。 14 飲料水の適否の検査及び確保に関する事。 15 簡易水道の応急復旧に関する事。 16 簡易水道施設の資器材の調達等に関する事。

教育委員会	教育班	1 教育部活動計画（管下学校を含む）の作成及びその実施の推進に関すること 2 各班員の非常招集に関すること。 3 災害対策本部長及び教育長の命令伝達に関すること。 4 文教関係施設の災害に関する情報の収集及び取りまとめに関すること。 5 文教施設の応急復旧に関すること。 6 部内及び関係機関、協力団体等との連絡調整に関すること。 7 文化財の保護に関すること。 8 応急教育の実施並びに運営に関すること。 9 教育実施者の確保に関すること。 10 教材学用品等の調達配給方法に関すること。 11 学校保健衛生に関すること。 12 教材、学用品、学校給食材料等の輸送及び計画に関すること。
	消防団	1 消防活動に関すること 2 災害にかかった者の救出に関すること。 3 不明者の捜索に関すること。

4 職員の動員

(1) 動員の基準

職員の動員基準は次表のとおりとする。ただし配備要員の数は、災害の状況、規模等により適宜増減することができる。

動員の区分	状況	配備内容
1号動員	大雨、洪水又は暴風警報が発令されたとき、台風が本土に接近し近畿地方を通過するおそれがある場合。震度3以上の地震が起きたとき。	各部、班の必要最小限の所要人員をもって災害に対する警戒体制をとり、併せて災害が発生した場合に対処しえる体制とする。
2号動員	相当規模の災害が発生したとき又は発生することが予想される場合。震度4以上の地震が起きたとき。	村内全部に中規模災害が、又は一部の地域において、大規模災害が発生した場合に対処し得る相当規模な配備体制とする。
3号動員	大規模の災害が発生したとき又は発生することが予想される場合。震度5以上の地震が起きたとき。	各部班の全員をもって、大災害が発生した場合直ちに完全な活動を行う事ができる体制とする。

標準配備要員数

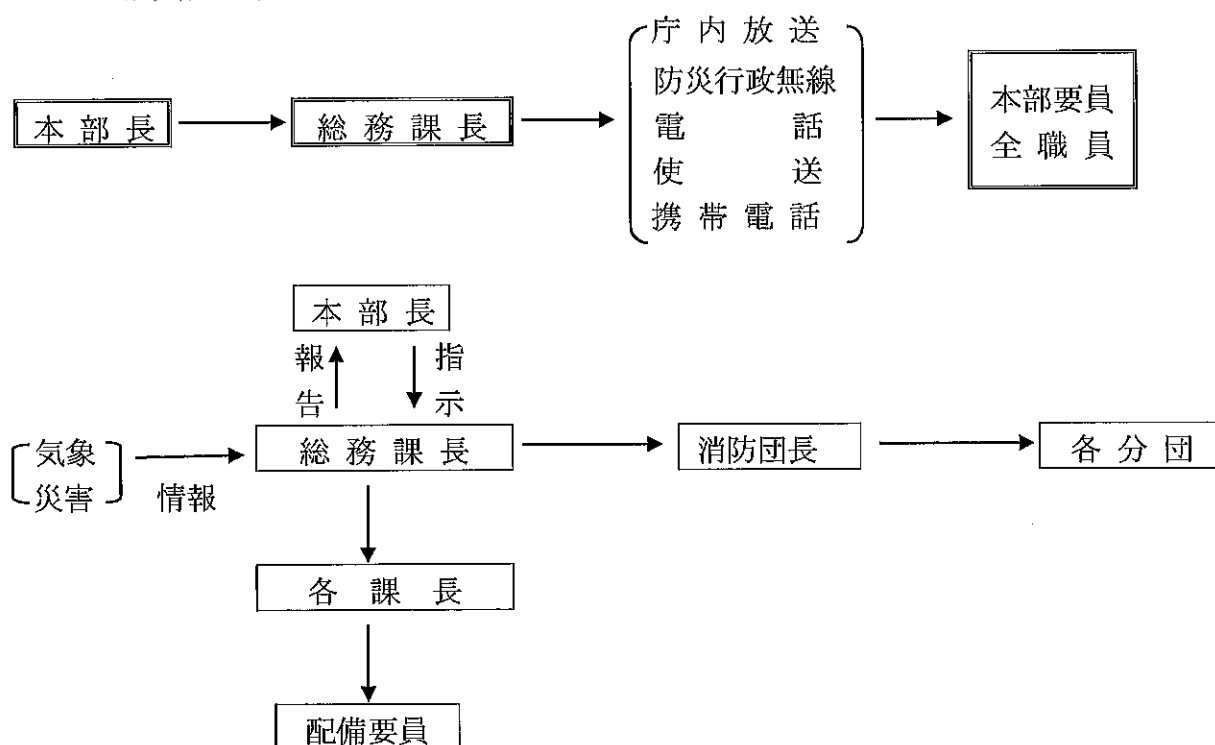
担当課 配備基準	総務課	政策 推進室	住民 福祉課	産業 建設課	教育 委員会	消防団
1号警戒配備	課長 消防係	室長 防災担当	課長	課長	次長	
2号警戒配備	全員	幹部 職員	幹部 職員	幹部 職員	幹部 職員	1名 消防団長
3号警戒配備	全職員及び全消防団員					

※ 配備要員の数は、災害の状況、規模等により適宜増減することができる。

(2) 動員の方法

本部員の動員は、本部長の配備決定に基づき次の系統で実施する。

ア 動員伝達系統



(3) 伝達の方法

ア 本部長が配備を決定したときは、総務課長は災害対策本部要員に連絡するとともに、在庁時にあっては庁内電話又は放送で配備要員に伝達する。庁外本部員に対しては、防災行政無線又は電話により伝達する。

イ 防災行政無線又は電話が不通のときは、別に定める方法により伝達する。

ウ 本部員は休日及び勤務時間外であっても動員の指令が発せられたときは、直ちに配備場所に出動する。

ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により出動できない場合は、その旨災害対策本部に連絡するとともに最寄りの関係の機関に参集し、救急活動に従事する。

(4) 応援態勢

災害応急対策の実施に当たっては、編成された各班において本部員に不足が生じる場合は、次により応援を行う。

ア 本部内で余裕のある班から応援する。

イ 上記により実施してもなお不足するときは、他市町村、県に対して応援を要請する。

第2節 気象情報の伝達計画

気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達は、本計画の定めるところによる。

1 気象等注意報・警報

(1) 定義

ア 警報とは、気象業務法に基づき、和歌山県内のどこかで重大な災害の起こるおそれのある旨を警告するため、和歌山地方気象台が発表する予報をいう。

イ 注意報とは、気象業務法に基づき、和歌山県内のどこかで風雪、強風、大雨、大雪等によって災害の起こるおそれがある場合に注意を促すため、和歌山地方気象台が発表する予報をいう。

(2) 種類及び発表基準

和歌山地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

種類		発表の基準
注 意 報	風 雪 注 意 報	風雪による被害が予想される場合。具体的には雪を伴い、平均風速が12m/s以上と予想される場合。(海上では15m/s以上)
	強 風 注 意 報	強風による被害が予想される場合。具体的には平均風速が毎秒12m以上と予想される場合。(海上では15m/s以上)
	大 雨 注 意 報	大雨による被害が予想される場合。 南部の山地での具体的条件は次のいずれかに該当する場合。 1時間降水量が50mm以上ただし総降水量が160mm以上 3時間降水量が新宮・東牟婁で100mm以上 24時間降水量が新宮・東牟婁で300mm以上と予想される場合
	大 雪 注 意 報	大雪による被害が予想される場合。具体的には24時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で20cm以上と予想される場合。
	濃 霧 注 意 報	濃霧のため、交通機関に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 具体的には、視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。
	雷 注 意 報	雷により落雷または雷に伴うひょう、突風などによる災害の起こるおそれが予想される場合。
	乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には実効湿度60%以下で最小湿度が35%以下になると予想される場合。
	な だ れ 注 意 報	なだれが発生して被害があると予想される場合。具体的には積雪の深さが50cm以上あり、高野山の最高気温が10℃以上、またはかなりの降雨が予想される場合。

注 意 報	着 雪 注 意 報	着雪（氷）が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合。具体的には24時間降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上で気温が-2℃から+2℃の範囲であると予想される場合
	霜 注 意 報	3月20日以降最低気温3℃以下で、晩霜によって、農作物に著しい被害が予想される場合。
	低 温 注 意 報	低温のため農作物に著しい被害が予想される場合や冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合で、具体的には沿岸部で最低気温が-4℃以下になると予想される場合。
	着 雪 （氷） 注 意 報	着雪（氷）が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合。具体的には24時間降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上で気温が-2℃から+2℃の範囲であると予想される場合
	地面現象 注 意 報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	高 潮 注 意 報	台風などによる海面の異常上昇によって、災害が起こる恐れがある場合で、具体的な基準としては、潮位が東京湾平均海面（T・P）上、1.3m以上になると予想される場合。
	波 浪 注 意 報	風浪、うねりなどによって災害がおこるおそれがある場合で、具体的な基準としては、3m以上の高波（有義波高）が予想される場合。
	浸 水 注 意 報	浸水によって災害が起こるおそれがある場合
警 報	洪 水 注 意 報	洪水により災害が起こるおそれがある場合。 南部の山地での具体的な条件は次のいずれかに該当する場合。 1時間降水量が、50mm以上ただし総降水量が160mm以上 3時間降水量が新宮・東牟婁で100mm以上 24時間降水量が新宮・東牟婁で300mm以上 と予想される場合。
	暴 風 警 報	暴風により重大な被害が起こるおそれがある場合。具体的には平均風速が毎秒20m以上と予想される場合。（海上では25m/s以上）
	暴風雪 警 報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には雪を伴い、平均風速が毎秒20m以上と予想される場合。（海上では25m/s以上）
	大 雨 警 報	大雨により重大な災害が起こるおそれがある場合。南部の山地での具体的な条件は次のいずれかに該当する場合。 1時間降水量が、80mm以上ただし総降水量が250mm以上 3時間降水量が150mm以上 または24時間降水量が500mm以上と予想される場合。
	大 雪 警 報	大雪により重大な被害が起こるおそれがある場合。具体的には24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上と予想される場合。

警 報	地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって重大な災害が起 こるおそれがあると予想される場合
	高潮 警 報	台風などによる海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがある 場合で、具体的な基準としては、潮位が東京湾平均海面（T・P）上、 1.8m以上になると予想される場合。
	波 浪 警 報	風浪、うねりなどによって災害がおこるおそれがある場合で、具体的な 基準としては、6m以上の高波（有義波高）が予想される場合。
	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがある場合。
	洪水警報	洪水により重大な災害が起こるおそれがある場合。南部の山地での具体的 条件は次のいずれかに該当する場合。 1時間降水量が、80mm以上ただし総降水量が250mm以上 3時間降水量が150mm以上 または24時間降水量が500mm以上と予想される場合。

地域雨量観測所（北山村）

流 域	観測所名	所在地	観測内容					観測時間
			気 温	日 照	風	雨	雪	
河川名	(名称)							
北山川	(役場)	北山村大字大沼				○		毎時

2 気象情報

(1) 定義

情報とは、予警報の利用効率を高めるため、気象現象の推移、観測成果等を具体的に説明し、一般の利用に供するため、和歌山地方気象台が発表するものをいう。

(2) 種類及び発表基準

情報には、台風、大雨、大雪、低温等の情報があり、台風やその他の気象状況に応じて発表される。

また、数年に1回くらいの記録的な短時間雨量を観測したとき、又は解析（解析雨量）されたときに一層の警戒を呼びかけるために発表する記録的短時間大雨情報がある。

3 火災気象通報及び火災警報

(1) 定義

ア 火災気象通報とは、消防法第22条に基づき和歌山地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上必要であると認めるとき、知事に通報するものをいう。

イ 火災警報とは、村長は、県から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき、消防法第22条第3項の規定に基づき発表するものをいう。

(2) 発表基準

区分	発表基準
火災気象通報	実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下となり最大風速7m/s以上の風が吹く見込のとき。(降雨・降雪中は、通報しないこともある。)

火災警報が発せられたときは、北山村の区域にある者は村の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

村は、火災警報を発し又は解除したときは、防災行政無線、広報車・消防車等により、住民及び区域内の事業所等に伝達するとともに、県（統制局）に通報する。

4 情報の受理、伝達

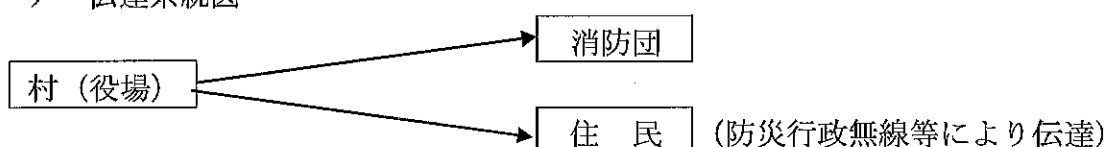
気象予警報等及び火災気象通報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、次の方法により管内の住民及び関係機関に対し、その周知徹底と対策等を講ずる。

- (1) 気象庁システムによる伝達は、警報の種類のみであるから県防災行政無線、ラジオ、テレビ放送によりあるいは最寄りの警察機関、水防機関等と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。
- (2) 異常現象を発見し、又は通報を受けたときは県（統制局）及び和歌山地方気象台に通報するとともに、現象によって予想される災害と関係のある県事務所あるいは隣接市町村に連絡する。
- (3) 県（統制局）から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を勘案して火災警報を発する。
- (4) 火災警報を住民に周知するに当たっては、予想される災害の予防対策に関する指示も併せて行う。

5 住民への伝達体制

(1) 勤務時間内

ア 伝達系統図



イ 連絡の方法

勤務時間内において予警報等の発表、解除を受けた場合は、直ちに気象情報処理簿に所定の事項を記入して総務課長を経て、村長、参事、消防団正副団長等に別に定める連絡要領により伝達するとともに住民へは、防災行政無線等によって伝達する。

(2) 勤務時間外

勤務時間外においては当直の職員は必ず村長、参事、消防団正副団長等に、別に定める連絡要領により伝達するとともに、防災行政無線により住民に伝達する。

(3) 非常時の伝達体制

災害における予警報等の連絡、伝達についても、前記（1）、（2）によるが、通信網の途絶等のため伝達が困難な場合は、警報等の緊急の度合に応じて、使用又はその他適当な方法を以て伝達を行う。

第3節 早期災害情報収集の計画

本計画は、村（災害対策本部）が災害情報及び被害状況を迅速、確実に収集し、又は通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期するものである。

収集に当たっては特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置く。

1 早期被害情報収集

村は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、直ちに、県総合防災課に対し、119番通報が殺到している状況を報告する。

[県]

- (1) 早期に被害の概要を把握するため、県（災害対策本部）は必要に応じ、県防災ヘリコプターにより情報を収集することになっている。
- (2) (1)のみでは対応不可能な場合は、県（災害対策本部）は自衛隊及び他府県に対し、応援を要請することになっている。

2 災害情報の収集

- (1) 村は被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が村の対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができない災害である場合は、至急その旨を県（総合防災課）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、被害の詳細が十分に把握できない状況にあっても、入手できた災害情報の迅速な報告に努める。

- (2) 報告責任者

村は報告責任者をあらかじめ定めておき、直ちに早期災害情報（窓口：総合防災課）に報告する。

なお、次の場合は、消防庁に対して直接報告する。なお、災害発生後の第一報（即報）は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

ア 県に報告ができない場合

県との通信手段が途絶するなど、被害状況により県への報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。ただし、この場合にも村は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は県に対して報告する。

イ 消防庁に報告すべき災害が発生した場合

火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、村は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。（この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うこととなっている。）

和歌山県危機管理局総合防災課（災害対策本部）への連絡先

代表電話 ０７３－４３２－４１１１ 内線２２６２

直通電話 ０７３－４４１－２２６２

県防災電話（有線回線）３００－４０４（総合防災課）

和歌山県防災電話（衛星回線）は有線回線に【７】を付ける。

【７】－３００－４０４

県防災電話（有線回線）３００－４８７（災害対策本部）

和歌山県防災電話（衛星回線）は有線回線に【７】を付ける。

【７】－３００－４８７

３ 情報の連絡手段

村は、電話、FAX、和歌山県総合防災情報システム、土砂災害情報相互通信システム、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて情報を連絡する。

４ 災害概況即報

村は、災害発生時の早期報告として、個々の災害現場の概況等を報告する場合には、災害概況即報（別紙様式）により、直ちに次の情報を県総合防災情報システム等で県（窓口：総合防災課）に報告する。

- (1) 人命危機の有無及び人命災害の発生状況
- (2) 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- (3) 避難の必要の有無及び避難の状況
- (4) 住民の動向
- (5) 道路交通状況
- (6) 災害対策本部等の設置状況
- (7) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

なお、災害発生時で、死傷者の有無、災害の発生等の被害状況の把握が不十分な場合においても、災害概況即報により、県に報告する。

５ 災害概況即報記入要領

- (1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（大字名）及び日時を記入する。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記載する。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおく。また、災害時要援護者の被害状況を併記（再掲）する。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して村が講じた措置について具体的に記載する。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の人員を記載する。

また、災害時要援護者の人員を併記（再掲）する。

(4) 災害対策本部等の設置状況

村長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置した場合は「済」に印をする。
また、災害対策基本法に基づかない本部等を設置した場合は「その他の本部等」に印をし、カッコ内に名称を記入する。

6 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、遅滞なく、村長又は警察官に通報する。

(2) 村長又は警察官の処置

異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村長に通報する。

異常現象の通報を受けた村長は、県（窓口：総合防災課）、和歌山地方気象台、その他の関係機関に通報する。

別紙様式

災害名	(第 報)	報告日時	年 月 日 時 分
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	

災害の概要	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟	
		負傷者	人	計			半壊	棟	床上浸水	棟	
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(市町村)								

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4節 被害状況の調査・報告計画

村は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

1 報告の基準

村は、次の(1)から(4)に報告する被害について被害状況及び応急措置の実施状況等を県総合防災課及び県担当課へ報告する。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致する者
- (2) 村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (4) その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(例示) 風水害

- ・ がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・ 河川のいっ水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・ 道路の凍結、積雪等により、孤立集落を生じたもの

2 被害状況の調査

- (1) 被害状況等の調査は、下表に掲げる各課及び機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。
- (2) 被害状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、正確を期する。
- (3) 被害世帯数については現地調査のほか住民登録と照合する等正確を期する。
- (4) 日常的に介護を必要とする災害時要援護者の被害状況については特に配慮する。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
人・住家の被害	村(総務課)	消防団
福祉関係施設被害	村(住民福祉課)	社会福祉協議会
医療、環境衛生施設、 廃棄物処理施設	村(住民福祉課)	保健所
簡易水道施設被害	村(産業建設課)	
農業関係被害	村(産業建設課)	
商工関係被害	村(産業建設課)	北山村商工会
林地・林道等被害	村(産業建設課)	北山村森林組合
公共土木施設被害	村(産業建設課)	新宮建設部
文教関係施設被害	村(教育委員会)	県教育委員会
警察関係施設被害	警察署	村(関係各課)
生活関連施設等被害	指定公共機関等	村(関係各課)

3 報告の種別

(1) 報告系統

村から県（総合防災課）への報告は、被害状況、避難勧告の発令状況について、和歌山県総合防災情報システム等により連絡することになっている。

(2) 被害状況即報

村は、災害が発生したときは村域内の被害状況及び応急措置の実施状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報（第4号様式）により報告する。

ただし、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

4 県事業担当課への報告

村は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

第5節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

各種ヘリコプターを有効に活用するため、村は、関係機関と連携して災害に応じたヘリコプターの要請を行い、応援機等が、迅速に活動できるよう体制整備に努める。

1 県防災ヘリコプターの派遣要請

(1) 災害時等の運航実施

県防災ヘリコプターの災害時等の運行は、「和歌山県防災ヘリコプター運行管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、原則として市町村長等の要請に基づき運航するが、情報収集等の活動の必要があると認められる場合は、総括管理者（危機管理監）の指示により出動することになっている。

(2) 応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状態
- ④ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- ⑤ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他の必要事項

(3) 緊急時応援要請連絡先

和歌山県防災航空センター

TEL 0739-45-8211

FAX 0739-45-8213

(4) 村の受入体制

緊急運航を要請した場合、村長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整える。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ 空中消火用資器材、空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

(5) 受入準備

村はヘリコプター出動の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

- ア ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- イ 離着陸地点には「離着陸地点等の基準」の H記号を石灰等を用いて表示する。

ウ ヘリポート周辺への一般の立入りを禁止し、事故防止に努める。

エ ヘリコプターの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。

オ 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。

カ 離着陸の際には砂じんが発生するので、その防止対策として散水を行う。

また、村及び災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者はヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部（総合防災課）に報告する。

（※ 緊急ヘリポートは、第1章第5節参照）

（6） 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

ア 雨天又は霧等が発生し、視界が不良の場合

イ 前線通過などのために突風や乱気流のある場合

ウ 日没後

エ 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

2 自衛隊へのヘリコプターの派遣要請

自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、本章第8節「各機関への派遣要請計画」による。

第6節 通信運用計画

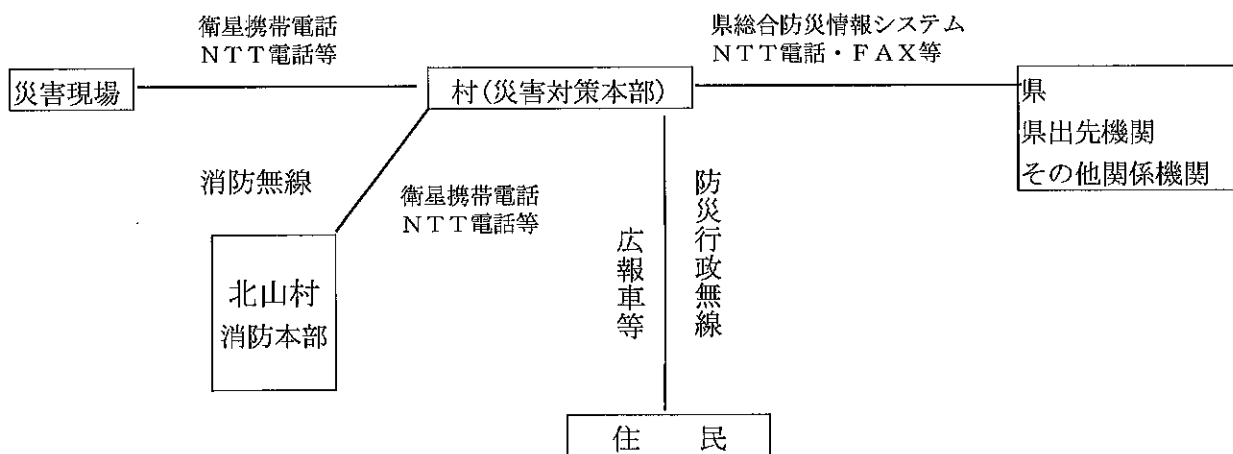
災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関相互及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達迅速確実を図ることはもとより、村の地勢からひとたび災害が発生すれば孤立地域の発生も予想されるため、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策も考慮した通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

1 通信連絡手段の活用順位

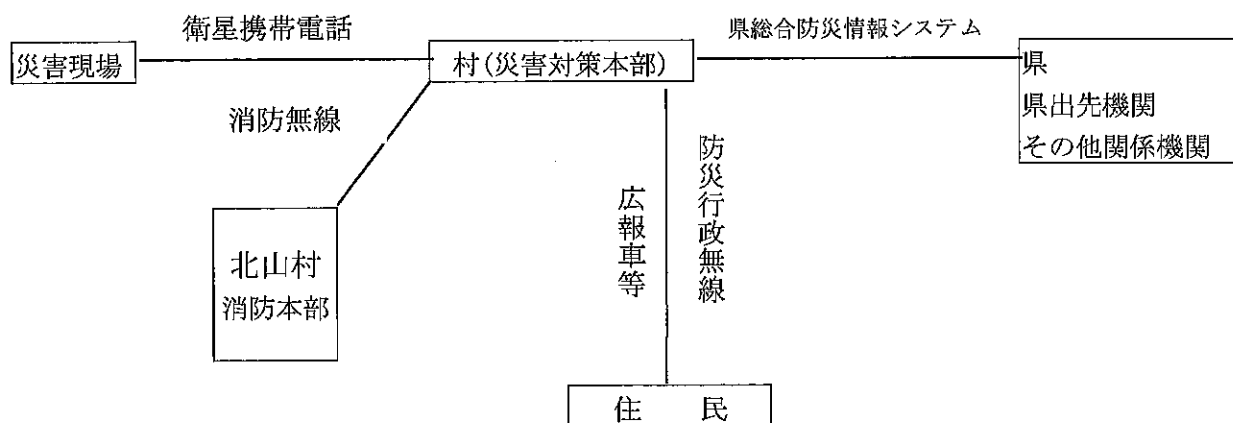
災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、一般加入電話によるもののほか、緊急の場合は、おおむね次の手段により速やかに行う。

連絡系統図

※ 通常の災害（西日本電信電話(株)電話等が使用できる場合）



※ 大規模災害（西日本電信電話(株)電話等が使用できない合）



(1) 専用通信設備

- ア 県総合防災情報システム
- イ 村防災行政無線
- ウ 衛星携帯電話

(2) 西日本電信電話㈱電話等の優先利用

ア 災害時優先電話

災害時優先電話とは、電話回線が異常に複送した場合においても西日本電信電話㈱が行う発信規制の対象とされない加入電話であり、指定電話は次のとおりである。

設置場所	所在地	電話番号（市外局番0735）
北山村役場（総務課）	北山村大字大沼	49-2331

イ 非常、緊急電報

災害時における緊急連絡のため、一般の電報に優先して送信、配達される非常電報又は緊急電報を利用する場合には発信紙に「非常」又は「緊急」と朱書きし、西日本電信電話㈱に申し込む。

ウ 特設公衆電話の利用

西日本電信電話㈱が災害により通信手段が途絶した地域、エリア内の通信確保のために、移動無線車及びポータブル衛星通信システム等による特設公衆電話を設置し活用する。

エ 災害用伝言ダイヤルの利用

災害が発生した被災地等への安否確認等の通話が増加するため、電話が著しくかかりにくい場合は、災害用伝言ダイヤル（安否確認）を利用する。

災害用伝言ダイヤルの利用方法

録音：171+1+被災者の電話番号+伝言内容（被災地エリアの顧客）

再生：171+2+被災者の電話番号

(3) 西日本電信電話㈱電話等が利用できない場合

非常災害等により、優先通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難の場合は、電波法（昭和25年法律第131号）等の定めるところに基づき非常通信により防災業務を遂行する。

この場合、防災行政無線、消防無線等の自己保有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、和歌山地区非常通信協議会加入の無線局又はアマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

2 緊急放送の利用

村長は、気象に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての伝達、要請及び警報のために緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、村長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

(1) 放送要請事項

- ア 村の大半にわたる災害に関するもの
- イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

- ア 放送を求める理由
- イ 放送内容
- ウ 放送範囲
- エ 放送希望時間
- オ その他必要な事項

(3) 要請責任者

村において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

3 通信施設の応急復旧

村は災害により通信施設が被災した場合は、関係機関との協力のもと早期復旧に努める。

[関係機関]

○西日本電信電話株式会社

- (1) 災害及び重大事故のため通信が途絶し又は通信が複送した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。
- (2) 通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するものとする。
- (3) 災害が発生した場合において取り扱う非常扱い電話、緊急扱い電話又は非常扱い電報、緊急扱い電報を契約約款に定めるところにより、一般の手動電話又は電報に優先して取り扱うものとする。
- (4) 通信が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。
- (5) 孤立地帯等が発生又は発生するおそれのある場合は、本社にその状況を報告するとともに災害対策用無線機による措置を行うものとする。

西日本電信電話㈱孤立防止用無線電話機設置状況

設置場所	NTTセンター
北山村役場	・孤立防止用無線電話より発信の場合 NTTダイヤミックテレマ大阪センター ・一般加入電話より孤立防止用無線電話へ着信の場合 NTTテレマーケティング虎ノ門センター

- ・孤立防止用無線電話から一般加入電話へかける場合

①市外局番なしの「102」をダイヤルする。

(NTTテレマーケティング 虎ノ門センター)

②オペレータがでたら下記のことを告げる。

- ・衛星電話からの通話であること。
- ・非常扱いの通話又は、緊急扱いの通話の申し込みであること。
- ・お客様の機関の名称
- ・相手の電話番号（消防防災課等）
- ・お話になる内容

- ・一般加入電話から孤立防止用無線電話へかける場合

①市外局番なしの「102」をダイヤルする。

(NTTダイヤミックテレマ大阪センター)

②オペレータがでたら下記のことを告げる。

- ・一般電話からの通話であること。
- ・非常扱いの通話又は、緊急扱いの通話の申し込みであること。
- ・お客様の機関の名称
- ・孤立防止対策用衛星電話の設置場所の名称（役場名等）
- ・お話になる内容

※災害時等、規制解除により自動接続可能になれば、相手先番号をダイヤルすれば電話できる。

第7節 広報計画

村は、防災関係機関と連携を図り、住民のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。広報活動は原則として村長（災害対策本部長）が承認した内容を庶務班責任者が実施する。

1 広報事項

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 警報及び気象状況
- (3) 避難場所、避難方法及び携行品
- (4) 電気、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (5) 医療救護所の開設状況
- (6) 被災者等の安否情報
- (7) 不安解消のため、住民に対する呼びかけ
- (8) 交通機関の運行状況及び交通規制状況
- (9) 救助活動、災害応急対策活動の状況
- (10) その他必要な事項

2 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、極めて重要であるので、広報担当者は各班と緊密な連携を図り、資料作成を行う。また必要に応じて「災害写真」、「北山村広報災害特集号」、「災害ビデオテープ」等を作成し、関係機関に配布する。

- (1) 広報担当者の撮影した災害写真
- (2) 防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
- (3) 報道機関等による災害現場の航空写真
- (4) 災害応急対策活動取材した写真その他

3 一般住民に対する広報手段

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報活動を行う。

- (1) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- (2) 自治会等に対する緊急避難情報の伝達（情勢に応じた連絡員の派遣）
- (3) 住民相談窓口の開設
- (4) 県を通じた報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
- (5) 防災行政無線等コミュニティメディア

4 報道機関に対する情報発表の方法

収集した災害情報を災害対策基本法第53条による災害状況等の報告を終えてから、村の対策をそのつど速やかに総務部長より発表する。報道事項及び広報の内容は次のとおりである。

- (1) 災害の種別及び発生日時
- (2) 被害発生場所及び発生日時
- (3) 被害状況
- (4) 被害推定額
- (5) 応急対策の状況
- (6) 住民に対する避難勧告指示の状況
- (7) 一般住民又は被災者に対する協力及び注意事項

報道機関一覧

朝日新聞	TEL 073-422-2131 FAX 073-422-2133
毎日新聞	TEL 073-431-1411 FAX 073-433-0650
読売新聞	TEL 073-422-1144 FAX 073-422-1146
産経新聞	TEL 073-422-1783 FAX 073-453-9543
テレビ和歌山	TEL 073-455-3211 FAX 073-453-9543
共同通信	TEL 073-432-1675 FAX 073-433-4310

5 災害時の公聴活動

風水害等により甚大な被害が生じた場合には、情報の途絶や、混乱した社会不安も加わるため、被災者の生活相談や援助業務等の公聴活動を実施し、民生の安定を図り、併せて災害応急対策活動、災害復旧活動に住民の要望等を反映させる。

(1) 実施体制

村は、災害の態様により公聴活動が必要と認めたときは、避難場所に職員及び相談員を派遣し、被災相談窓口を開設する。

(2) 通信回線の確保

村は、被災地からの情報を迅速に処理するため、公聴用電話回線、ファクシミリ回線等を確保する。

(3) 要望等の処理

住民の要望等を災害応急対策活動及び災害復旧活動に反映させるため、被災地に派遣された職員は、聴取内容を迅速に整理し、村（災害対策本部）に報告する。

第 8 節 各機関への派遣要請計画

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が村のみでは困難な場合も予想される。このような場合には、法令及び応援協定等に基づき県、自衛隊等に対し災害派遣の要請を知事に求め、効率的かつ迅速な応急活動を実施する。

1 自衛隊への災害派遣要請手続

(1) 派遣手続

ア 要請措置

- (ア) 自衛隊の災害派遣要請は、文書又は口頭で知事に対して派遣要請の要求をする。
- (イ) 口頭で要求したときは、事後において速やかに文書による要求措置をする。
- (ウ) 状況により知事への要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第 3 7 普通科連隊に通知する。

派遣要請先

陸上自衛隊第 3 7 普通科連隊長（主として陸上自衛隊等に関する場合）

大阪府和泉市伯太町官有地 自衛隊信太山駐屯地

電話 0 7 2 5 - 4 1 - 0 0 9 0 内線 2 3 5 当直 3 0 2

和歌山県総合防災情報システムによる通信

（防災局番）—（防災内線番号）衛星回線の場合最初に【7】

第 3 科 3 9 2 — 4 0 0

当直司令室 3 9 2 — 4 0 1

第 2 科 3 9 2 — 4 0 2

第 3 科 F A X 3 9 2 — 4 9 9

イ 要請の要求事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域、作業箇所及び内容
- (エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項
- (オ) ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、ヘリコプターの発着可能な場所

2 派遣要請の範囲

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

(3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して搜索活動を行う。

(4) 水防活動

護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(5) 消火活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が破損し又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

(8) 人員及び物資の緊急輸送

緊急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び援護物資の緊急輸送を実施する。

この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。

(10) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能ものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他臨機の措置等

主として自衛隊車両の交通がふくそうする地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。

その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 派遣部隊の受入れ措置

(1) 受入れ総括責任者は村長とする。

(2) 連絡責任者は総合政策課長とし、県連絡員を通じて部隊の活動等の要請を行い、また、その活動を援助する。

(3) 総合政策課長は派遣部隊の到着に備え、おおむね次のような準備を実施する。

- ア 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。
- イ 派遣部隊との連絡調整に当たる現場責任者を定め派遣する。
- ウ 派遣の状況により、自衛隊の作業に必要な資機材を確保し、到着後直ちに活動できるよう準備する。
- エ ヘリコプターの応援を受ける場合には、着陸地点、風向き表示などの必要な準備事項を行う。
- オ 作業計画の連絡調整

自衛隊に対し作業を要請するに当たっては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効果的な運用が図れるよう防災関係との連絡調整に努める。

- (ア) 作業箇所及び作業内容
 - (イ) 作業箇所別必要人員及び資機材
 - (ウ) 作業箇所別優先順位
 - (エ) 作業に要する資材の種別別保管場所及び調達場所
 - (オ) 部隊との連絡方法及び連絡場所
- (4) 警察署長に連絡し、交通の整理、確保を依頼し、部隊のスムーズな移動が行えるよう配慮する。
 - (5) 部隊の集結場所、部隊の宿舎、部隊の活動に要する車両、資材等の保管場所は、事前に想定しておく。
 - (6) ヘリポートの開設
- 本章第5節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」参照のこと。

4 派遣部隊の撤収

村長は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、その旨現地連絡調整者を通じ知事に報告し、派遣部隊の撤収を求める。

5 費用負担

自衛隊の救護活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として村が負担し、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機（器）材（自衛隊の装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (3) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた損害（自衛隊の装備に係るものを除く。）の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と村が協議して決定する。

6 知事等に対する応援要請等

村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認められるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

7 他の市町村長等に対する応援要請

村長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求める。

なお、消防に関する応援要請については、本章第27節「火災関係応急対策計画」による。

第9節 医療救護計画

村は、県、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会等、公的医療機関及び国立病院等と緊密な連携を図り、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

1 医療救護活動

村は、地区医師会長又は医療機関に医療救護班の派遣を要請する。また、村の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、県に医療救護班の派遣を要請する。

(1) 医療救護班の活動場所等

医療救護班は、村の設置する医療救護所等において医療救護活動を行う。医療救護所の設置場所は、原則として次のとおりとする。

- ア 負傷者が多数発生した災害現場
- イ 避難所
- ウ 負傷者が殺到する病院

(2) 医療救護班の業務内容

- ア 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
- イ 傷病者に対する応急措置
- ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 転送困難な患者及び避難所等における軽傷患者に対する医療
- オ 助産活動
- カ 死亡の確認
- キ 遺体検案等への協力（状況に応じて）

2 傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送体制

災害時の搬送体制は、道路交通状況に制約されるが、道路や交通機関の不通時又は遠隔については、ヘリコプター等により空輸するほか、状況に応じた輸送を行う。

3 後方医療体制

○医療機関

災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、医療救護所等からの傷病者等を可能な限り受け入れ、治療に当たるものとする。

村内における医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	備考
国保北山村診療所	大沼	0735-49-2114	

周辺医療機関

病院名	所在地	診療科目	電話番号
新宮医療センター	新宮市	内・小・外・整・形・脳・ 外・心外・泌尿・産婦・耳 ・リハ・麻・眼・皮・放・ 神・内・歯腔	0735－ 31－7153
財団法人新宮病院	新宮市	内・消・整・放・呼・循	0735－ 31－7153
紀南病院	御浜町	内・神内・小・外・整・ 脳外・産婦・歯腔・耳・ 眼・皮・リハ・放	05979－ 2－1333
下北山村診療所	下北山村	内科	07468－ 6－0130
神川診療所	熊野市	内・小	0597－ 82－0232
育生診療所	熊野市	内	0597－ 82－1135
西山診療所	熊野市	内	05979－ 8－1014
尾呂志診療所	御浜町	内・小・外・産・婦	05979－ 4－1014

4 医薬品等の供給

村は、不足医薬品等の供給・調達については、新宮保健所へ支援を要請するほか、主要販売業者等から調達又は斡旋を依頼する。

なお、医療機関等における災害時の医療資器材等が不足する場合は、和歌山県医師会等に供給依頼して対応する。

(1) 血液製剤の供給

血液製剤の供給を要すると認めたときは、和歌山県赤十字血液センターに供給を要請することになっている。

なお、県下における輸血用血液製剤の保管場所は下記のとおりである。

名 称 和歌山県赤十字血液センター 所在地 和歌山市栄谷1533-4 TEL.073-455-6613 FAX.073-453-1003

5 被災者の健康状態の把握とメンタルケア

(1) 被災者の健康状態の把握

村は、避難所においての生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。

ア 必要に応じて避難所に救護所を設ける。

イ 高齢者、障害者、難病患者等災害時要援護者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。

ウ 保健師等による巡回相談を行う。

(2) メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災者に対するメンタルケアを確保する必要がある。

ア 保健所を拠点に精神相談室を設けるとともに、巡回精神相談班を編成して、被災者に対する相談体制を確立する。

イ 精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。

第10節 ボランティア活動支援計画

村は、被災者、被災地のニーズに最大限に応えられるようボランティア活動の積極的な支援を期待し、その実施に努める。

1 受け入れ体制

村は、大規模災害発生時において、県内外からのボランティア災害救援活動が円滑に実施できるようにするために、平常時から地域の社会福祉協議会、日本赤十字社和歌山県支部、青年会議所等ボランティア関係組織と十分連携を密にして村の役割分担を明確にし、効果的な対応をしなければならない。

(1) ボランティアの受付

災害発生時における災害救援活動を申し出たボランティアの受付窓口を開設する。

(2) ボランティアに対する情報提供

被災地の状況、救援活動の状況など情報をボランティアに対して的確に提供する。

(3) ボランティアの活動拠点及び必要な資機材の提供

村は、ボランティアに対し、庁舎、公民館、学校などの活動拠点及び必要な資機材を提供するとともに、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を提供し、地域の実情にあった活動が行えるよう、速やかに体制を整える。

2 専門職ボランティアとの連携体制の整備

(1) 専門職ボランティア（個人・組織）との効果的な連携による迅速かつ的確な応急対応の実施体制を整備していくために、アマチュア無線技士、医師等既存の資格等保有者、災害時の消火、救出、応急手当等の専門的な訓練・研修を受けている地域内のボランティアに協力を依頼していく。

(2) 地域外専門職ボランティアの受け入れについては、県災害ボランティア情報センターと十分な連携を図りながら要請していく。

想定される専門職ボランティアの種類と活動内容

活動内容	専門職ボランティアの種類
消火救助	消防職・団体OB
情報の伝達	アマチュア無線技士
安否確認	民生・児童委員
医療救護	医療機関、薬局（問屋を含む。）医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等、救命救急師
二次災害の防止	建築物の応急危険度判定士、斜面判定士 民間防災エキパート、危険物取扱者、消防設備士
重要道路の確保	土木建設業者
交通整理	警備業者
緊急輸送	バス、タクシー、運送業者、特殊車両等の操縦 運転の資格者

食料、生活必需品等の確保	関係業者
災害時要援護者の生活支援	介護福祉士、社会福祉士、保育士 ホームヘルパー、ソーシャルワーカー
清掃・し尿処理・防疫	関係業者
遺体の処理・搬送・埋葬	関係業者

第 1 1 節 災害時要援護者の福祉的処遇計画

災害時には、高齢者や乳幼児、障害者、難病患者等の「災害時要援護者」が迅速・的確な避難等の行動がとりにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、災害時要援護者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

1 情報伝達等の方法

村は、災害による火災通報の伝達、避難勧告、避難誘導、避難所等での情報伝達や情報提供等を行うときは、災害時要援護者の内容、程度や地域実態を考慮し、おおむね次の方法により行う。

(1) 視覚機能に障害のあるとき。

- ア 音声情報による周知
- イ 拡大文字による周知
- ウ その他、効果的な方法の併用による周知

(2) 聴覚障害に障害のあるとき。

- ア 文字情報による周知
- イ 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
- ウ 手話による周知
- エ その他、効果的な方法の併用による周知

(3) 日本語理解に障害のあるとき。

- ア 外国語による周知
- イ その他、効果的な方法の併用による周知

(4) 地理的理解に障害のあるとき。

- ア 地図につき情報による周知
- イ その他、効果的な方法の併用による周知

2 災害情報等の周知

村は、災害による火災通報の伝達、連絡を受け、又は火災警報を発し、あるいは異常現象を覚知したときは、民生児童委員及び地域住民等の協力を得て災害時要援護者に対し迅速かつ確実に周知を行う。

3 避難誘導

要援護者を発生した場合には、当該要援護者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。

- (1) 地域住民等の協力を得て避難所へ移送すること。
- (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
- (3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、採択福祉ニーズの把握を行うこと。

4 安否確認及び被災状況の調査・報告

- (1) 村は、災害が発生したときは災害時要援護者の安否確認及び被災状況の調査を行い、その状況を県に速やかに報告する。
- (2) 連絡又は報告すべき事項及びその内容は、おおむね次による。
 - ア 避難所等に避難している者
避難所ごとに氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の安否及び内容、その他特記事項
 - イ その他親戚、知人宅等に避難している者（医療施設に収容された者は除く。）
氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の安否及び内容、避難先の連絡法
 - ウ 被災地域の在宅者
大字区ごとに氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の安否及び内容、介護者の有無、その他特記事項
 - エ 被災地域の施設入所者及び施設等
 - (ア) 施設ごとの施設種別、入所者の氏名、性別、年齢、及び被災の程度の報告
 - (イ) 施設ごとの施設種別、施設及び設備の被災状況の報告
- (3) すべての事項が確認できない場合、確認できた範囲の報告を行い、その他の事項についても、後刻速やかに報告を行う。

5 被災状況の取りまとめ

村は、災害時要援護者の被災情報を県に報告する。また、県は市町村から報告のあった災害時要援護者の被災情報を取りまとめて、関係機関への報告及び伝達等を行うことになっている。

6 被災者に対する応急的処遇

被災した災害時要援護者で福祉的処遇が必要な者に対する応急的処遇は、おおむね次により行う。

- (1) 村は、必要に応じて、福祉的処遇を担当する援助者の確保及び援助物品の確保などの支援を県に要請する。
- (2) 村は、緊急に施設で保護する必要がある者を、一時的に受け入れることができる社会福祉施設の情報の提供及び当該施設への移送支援を県に要請する。
- (3) 村は、避難所等での社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー、手話通訳者、保健師等の援助者の確保に努め、身体的・精神的ケアや生活相談等の巡回相談・指導・援助を行う。
- (4) 村は、補装具・介護物品等の援助物品の確保に努め、被災者に適した物品等の供給又は貸し出しを行う。
- (5) 村は、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時的な社会福祉施設への避難保護に努める。

7 食糧の供給

避難者等での食糧供給に際し、**災害時要援護者**の福祉的処遇が必要な者に対して、おおむね次により供給を行う。

- (1) 村は、必要に応じて**災害時要援護者**の代替食料の確保、加水加熱処理に必要な器具及び原材料の確保等に対する支援を県に要請する。
- (2) 村は、乳児・幼児・高齢者等でそしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努める。
- (3) 村は、代替食料の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努める。

8 日常生活用品の供給

避難所等での日常生活用品等の供給に際し、**災害時要援護者**の福祉的処遇が必要な者に対して、おおむね次により供給を行う。

- (1) 村は、災害救助用物資として日常生活用品を備置及び確保する際、紙おむつ、介護用衣類、スポン、ほ乳ビン等の確保に努めるが、村限りで不足する場合は県に対して配送を要請する。
- (2) 村は、県から配送された日常生活用品を速やかに各避難所に配布し、その際、**災害時要援護者**に優先的に配布するなどの配慮を行う。
- (3) 村は、日常生活用具の配置に際し、**災害時要援護者**の利用を十分考慮する。

9 仮設建設住宅

災害により住宅を失い、又は破損のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障害者等の単身世帯及び高齢者や障害者等を含む世帯に対する応急仮設住宅の入居者の決定等に際して、次の事項に留意する。

- (1) 高齢者や障害者等の優先入居
- (2) 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
- (3) 入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

〔県〕

応急仮設住宅を建設する際、その建物構造及び付属設備は次の事項に留意することになっている。

- (1) 建物内の段差の解消若しくは低床化、手すりの設置等
- (2) 低層浴槽、高低調整型炊事設備、障害者用トイレの設置等

10 社会福祉施設及び**災害時要援護者**関連施設等に係る対策

- (1) 入所者・利用者の安全確保

村は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に設置する。

- (2) 支援活動

ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。

イ ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。

ウ ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

[関係機関]

○社会福祉施設及び災害時要援護者関連施設の管理者

(1) 入所者・利用者の安全確保

あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保するものとする。

(2) 応援要請等

ア 日常生活用品及びマンパワーの不足数について、近隣市町村、県に対し、他の施設からの応援の斡旋を要請するものとする。

イ それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行うものとする。

第12節 避難対策計画

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、村は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、災害時要援護者については十分考慮する。

1 避難の勧告・指示及び避難準備情報

(1) 避難勧告・指示及び避難準備情報の実施

ア 避難勧告・指示

避難の「勧告」及び「指示」は、原則として村長が行う。村長は、村の区域内において災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、必要に応じて警察署長及び消防団長に住民の避難誘導への協力を要請する。

住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、村長が避難の勧告・指示を行うことができないとき、又は村長から要求があったときは、次表のとおり警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに村長に通知する。

区分	実 施 者	根 拠 法 令
勧告	村長	災害対策基本法第60条
指示	村長	災害対策基本法第60条、水防法第29条
	警察官	災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る）	自衛隊法第94条
	知事又はその命を受けた職員	災害対策基本法第60条（市町村長がその事務を行うことができないと認めたときの事務の代行）→直ちにその旨を公示する。 水防法第29条及び地すべり等防止法第25条→直ちに当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

イ 避難準備情報

村長は、「避難勧告」より前の段階で、人的被害の発生の可能性があるとは判断されるときは、「避難準備情報（要援護者避難情報）」を発令する。この情報は、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

(2) 避難準備情報及び避難勧告・指示の区分等

避難準備情報及び避難の勧告・指示（以下「避難勧告・指示等」という。）の発令時期や、住民に対し求める行動等は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

区 分	発 令 時 の 状 況	住 民 に 求 め る 行 動
避難準備情報 (災害時要援護者等に対する避難情報)	○災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	○災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、避難準備開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始
避難指示	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(3) 避難の勧告、指示の時期

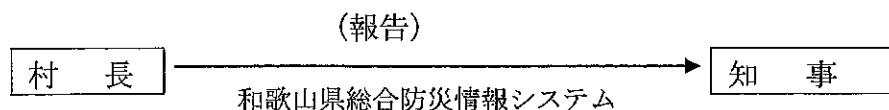
村長及び河川管理者が実施する避難の勧告又は指示の実施時期は、次のとおりとする。

- ア 和歌山地方気象台から豪雨、台風等の気象に関する警報が発せられ、村の区域内に災害が発生、又は発生するおそれがある場合で、避難を要すると判断されるとき。
- イ 河川が警戒水位を突破し、洪水が生ずるおそれがあるとき。
- ウ 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。
- エ 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- オ 火災が拡大するおそれがあるとき。
- カ その他住民の生命又は身体を災害から保護するのに必要と認められるとき。
- キ 土砂災害警戒区域においては、土砂災害についての予警報が発令されたとき。

(4) 避難の勧告・指示等の報告、通知

ア 報告

村長は、避難勧告・指示等を行った場合又は警察官等から避難勧告・指示等を行った旨の報告を受けた場合は、和歌山県総合防災情報システムにより、その内容を知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。



(5) 避難勧告・指示等の内容

村長が行う避難勧告・指示等及びその他の者が行う避難の指示は次の事項を明示して行う。

ア 避難対象地域

- イ 避難者の人数
- ウ 避難所の場所
- エ 避難経路
- オ 避難の理由
- カ 避難時の注意事項
- キ その他の必要事項

(6)伝達方法

- (ア) 総務課長は、和歌山地方気象台及び現地の雨量の状況等によって、避難勧告・指示等が必要と認めるときは、村長に報告し、その命令により直ちに村防災行政無線、広報車等により地区住民に伝達する。
- (イ) 消防団長は、(ア)の伝達を受けたときは、必要に応じて伝達員に連絡し、個別伝達により住民に周知する。
- (ウ) 総務課長は、避難勧告・指示等があった場合は、避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。

2 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への撤去命令

(1) 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により村長等が行う。

区分		実施者	備考
災害対策基本法	第63条第1項	村長	災害時の一般的な警戒区域設定権
	第63条第2項	警察官（村長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。）	住民等の生命・身体を保護を目的とする。
	第63条第3項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（村長若しくはその委任を受けてその職権を行う職員がいない場合に限る。）	
	第73条第1項	知事（災害の発生により村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。）	
水防法	第21条第1項	消防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所での警戒区域の設定権
	第21条第2項	警察官（水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。）	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする。
消防法	第28条第1項、第36条	消防吏員又は消防団員	
	第28条第2項、第36条	警察官（消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。）	

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープを設置し行う。また、警戒区域内への立入の制限・禁止及び区域内からの撤去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。

警察官又は自衛官が、村長に代わって警戒区域の設定を行った場合には、直ちにその旨を村長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、村長は必要に応じて避難所を開設してこれらの受け入れ、必要なサービスを提供する。

3 避難の誘導・移送

(1) 避難誘導の方法

ア 避難誘導は村職員、消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、避難の誘導に当たっては、高齢者、乳幼児、小児、障害者、難病患者、傷病者等災害時要援護者を優先させる。

イ 村長及びその他の避難の勧告、指示の実施者は、避難所及び避難経路等を明示する案内標識を設置する等、迅速に避難できるよう措置する。その際、災害時要援護者に配慮する。

(2) 誘導時の留意事項

ア 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を設定する。

イ 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

ウ 浸水地にあつては、ボート又はロープ等を使用し、安全を期する。

エ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(3) 移送の方法

ア 小規模の移送

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、村は車両等により移送する。

イ 大規模の移送

災害地が広範囲で、大規模な移送が必要とし、村において対応できないときは、近隣市町村の応援を求めて実施する。また、近隣の応援だけでは対応できない場合は県に要請する。

(4) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難に支障をきたさない必要最小限（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）のものとする。

4 避難所の開設

(1) 指定

避難可能な公共施設は、別表のとおりである。

(2) 設置

ア 開設の目的

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがあるもので、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために開設する。

イ 開設の方法

(ア) 避難場所として、公民館、集会施設、寺社等既存建物を応急的に使用する。ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、野外にテント等を仮設し、開設する。

(イ) 村長は、避難所を開設したときは、その旨を公示するとともに、収容すべき者を誘導し保護する。

(ウ) 村長は、避難所を開設したときはただちに下記事項を知事に報告する。

a 避難所開設の日時及び場所

b 箇所数及び収容人員

c 開設期間の見込み

ウ 開設期間

災害発生の日から最大限7日以内とする（災害救助法適用の場合）。ただし、災害発生状況、住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、村長は、県と協議のうえ設置期間を決める。

(3) 運営

ア 避難所の運営

避難所の運営は、関係機関の協力のもと自主防災組織が適切に行う。

自主防災組織からの情報を受け村は、避難所ごとにそこに収容されている避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難の長期化に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

ボランティア団体等は、避難所の運営に関して自主防災組織に協力するとともに、役割分担を明確にし自主的に秩序ある避難生活が送れるよう努めるものとする。

イ 給食、給水その他の物資の支給

避難者に対する給食、給水その他の物資の支給は、本章第15節「食料、生活必需品の供給計画」、第16節「給水計画」により実施するが、支給物資の調達を円滑に実施するため、避難人員等を速やかに把握する。

また、畳等がない施設については、ござ等を調達し配置する。

ウ 情報提供

村は、避難者に対する生活情報や他の避難所等との情報提供に努める。

エ 応急住宅の提供

村は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を行い、避難所の早期解消に努める。

(4) 職員等の役割

避難所に配置された職員は、自治会・自主防災組織等の協力を得て次の事項を実

施する。

- (ア) 被災者の収容
- (イ) 被災者に対する食料、飲料水の配給
- (ウ) 被災者に対する生活必需品の供給
- (エ) 負傷者に対する医療救護

(5) 避難所の所有者又は管理者

村が設定した避難所を所有し又は管理する者は、避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力するものとする。

(6) その他

日時が経過し、災害が落ち着くとともに避難所の収容人員が次第に減少するときは、村長は避難所を逐次整理減少し、その都度その旨を知事に連絡しなければならない。

5 広域的避難収容

村の避難所に被災者を収容できないとき、村長は、県又は県内他市町村に対し被災者の他地区への移送及び収容について要請する。

被災者の他地区への移送を要請した場合は、所属職員の中から移送に当たる引率者を添乗させる。

6 学校、保育所、医療機関等における避難対策

学校、保育所、医療機関等の管理者は、災害時に円滑な避難対策が実施できるよう、次に掲げる事項について計画をしておく。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位
- (3) 避難責任者及び補助者
- (4) 避難要領の要領
- (5) 避難者の確認方法
- (6) 家族等への引き渡し方法

7 避難状況の報告

村（災害対策本部）は、避難所を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、次の事項について県（災害対策本部）に連絡を行う。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員（避難所ごと）
- (3) 開設期間の見込み

また、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県（災害対策本部）に依頼する。

8 避難地区の警戒警備

村長は、関係機関と協議して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

9 撤収期の避難所

電気・ガス・上下水道などのライフラインが回復し、仮設住宅への入居が開始される時期になると避難所は撤収に向けた準備に入る。この時期には、退所する避難者の数も増え、運営組織も縮小傾向に向う。一方で、避難所には自立が困難な避難者が次第に目立ってくる時期でもあり、運営組織である自主防災組織のリーダーは地域の世話役として最後まで適切な対処が必要である。

別表

避難可能な施設

[避難地]

番号	避難地名	所在地
1	七色ちびっこ広場	北山村大字七色
2	竹原ちびっこ広場	北山村大字竹原
3	北山村村民会館駐車場	北山村大字大沼
4	下尾井グラウンド～道の駅	北山村大字下尾井
5	下尾井ちびっこ広場	北山村大字下尾井

[避難所]

番号	施設名	所在地	収容可能人数 (展開期)	電話番号 市外局番(0735)
1	七色区民会館	北山村大字七色	25人	
2	竹原区民会館	北山村大字竹原	25人	
3	北山村村民会館	北山村大字大沼	50人	49-2115
4	下尾井区民会館	北山村大字下尾井	30人	
5	大沼区民会館	北山村大字大沼	30人	
6	おくとろ温泉	北山村大字下尾井	50人	49-2575
7	小松区民会館	北山村大字小松	15人	

[福祉避難所]

番号	施設名	所在地	収容可能人数	電話番号 市外局番(0735)
1	高齢者生活福祉センター	北山村大字大沼	20人	49-2090
2	北山村村民会館	北山村大字大沼	若干名	49-2115
3	古座あさかぜ園	串本町上田原1237	若干名	74-0211

[参考] 避難者一人当たりの必要面積

時 期	最低面積	説 明
災害直後	1 m ² /人	座った状態での一人当たりの最低必要面積
1 晩目以降	2 m ² /人	一人当たりの就寝可能な面積
展開期以降	3 m ² /人	避難生活が安定し、荷物置き場を含めた面積

注：避難者収容スペースに余裕がある場合は、上の限りではない。ただし、自立を促すために居住スペースの定期移動が理想であり、余りに荷物置き場を広く与えると、持ち込む荷物が増えすぎて定期移動の理解が得られにくくなる。

第 1 3 節 緊急輸送計画

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

1 緊急輸送計画の方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

2 緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

(1) 第 1 段階

- ア 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医療品等の人命救助に要する要員及び物資
- イ 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- ウ 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- カ 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
- キ 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資

(2) 第 2 段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 災害時要援護者の保護にかかる二次的避難所への移送
- ウ 傷病者及び被災者の災害地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資

(3) 第 3 段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な要員及び物資

3 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

- ア 輸送路の確保
緊急輸送を実施するため、緊急輸送道路を確保する。

イ 車両の確保

(ア) 所管事務遂行上必要とする車両は、村保有車両を運用し、総合政策課長が、調整し配分する。

(イ) 村保有車両が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、次により民間業者又は関係機関等に対し調達の要請をし、輸送力を確保する。

a 民間業者への依頼

村内の自家用及び営業用車両の保有者に対して協力を依頼し、災害の程度に応じて出動の要請を行う。

b 県又は他市町村への要請

村内では調達が不可能な場合は、県又は他の市町村に対して調達の要請を行う。

村有車両の状況(平成19年7月1日)

	車 名	登 録 番 号	管 理 担 当
1	トヨタ クラウン	和歌山 300 さ 86-38	総務課
2	トヨタ ハイエース	和歌山 300 す 7-93	
3	スズキ エリオ	和歌山 500 た 76-56	
4	ミツビシ (バス)	和歌山 200 さ 254	総務課 村営バス
5	ミツビシ (消防車)	和歌山 88 す 53-19	総務課
6	イズズ(消防車)	和歌山 800 さ 32-85	
7	ダイハツ(消防車)	和歌山 41 う 40-14	
8	トヨタ(救急車)	和歌山 800 さ 55-68	
9	ミツビシ(ダンプ)	和歌山 800 さ 21-01	住民福祉課
10	イズズ(パッカー)	和歌山 100 さ 17-83	
11	ホンダ(軽ダンプ)	和歌山 41 せ 90-54	
12	ホンダ アクティ	和歌山 41 き 80-80	産業建設課
13	スズキ エスクード	和歌山 58 に 72-34	
14	ニッサン ルネッサ	和歌山 33 の 58-67	
15	スズキ キャリー	和歌山 41 つ 39-29	
16	スズキ ワゴンR	和歌山 50 に 52-40	住民福祉課
17	トヨタ カルディナ	和歌山 500 て 42-33	地域事業課
18	トヨタ ハイエース	和歌山 33 な 48-48	
19	トヨタ タウンエース	和歌山 45 つ 22-37	
20	トヨタ	和歌山 22 す 7-01	
21	ミツビシ	和歌山 22 ゆ 1-11	
22	マツダ	和歌山 45 つ 17-47	
23	スズキ	和歌山 41 た 98-12	
24	日野トラック	和歌山 400 す 86-95	
25	スズキ エブリー	和歌山 41 え 76-90	教育委員会
26	イズズ リエッセ	和歌山 22 す 7-16	
27	日野(スクールバス)	和歌山 22 ゆ 40	
28	トヨタ プラッツ	和歌山 500 そ 94-97	北山村診療所
29	ダイハツ ムーブ	和歌山 50 め 27-56	
30	ホンダ ライフ	和歌山 50 み 38-97	

(2) ヘリコプターによる輸送

ア 緊急輸送及び陸上交通の途絶等のための孤立地帯への輸送はヘリコプターによる。

そのため、村は県に対して緊急度に応じて、順次、県防災ヘリコプター、自衛隊等のヘリコプターの派遣要請を行う。

派遣されたヘリコプターは、各広域防災活動拠点及び災害活動用緊急ヘリポートを活用し、航空輸送の任に当たるものとする。

イ 災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者及び村は、災害活動用緊急ヘリポートの被災状況を調査し、県等に報告する。

〔関係機関〕

○北山村建設業組合

災害発生時に、被災者の移送及び物資、復旧用資機材等の輸送の必要が生じたときは、村の要請に基づき乗合乗用車や貨物自動車及び車両等の供給に協力するものとする。

4 応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町村に対し調達、斡旋を要請する。

- (1) 輸送区間及び借上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- (6) その他必要事項

第14節 災害警備、交通規制計画

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、住民の避難誘導、救助、犯罪の予防及び交通規制等を実施し、住民の生命、身体、財産の保護及び災害時における社会秩序の維持に努める。

1 災害警備

村は、警察等が実施する災害警備計画に協力し、住民の安全を守るため、住民が避難した地域等について地域安全活動を強化し、犯罪の予防、財産の保護等に努める。

2 交通規制

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

(1) 各管理者が交通規制を実施する場合

ア 道路管理者

- (ア) 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合
- (イ) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

イ 公安委員会等

- (ア) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認めるとき。
- (イ) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要と認めるとき。
- (ウ) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

(2) 交通規制措置の実施

ア 災害時における交通規制の実施

- (ア) 村は他の道路管理者、警察機関及び公安委員会と連携を図り、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要所において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。
- (イ) この場合、当該区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる措置をとる。

イ 交通規制が実施された区間における車両の運転手のとるべき措置

- (ア) 速やかに当該車両を当該道路の区間以外の場所に移動するものとする。
- (イ) 移動が困難な場合はできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車するものとする。
- (ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従い車両の移動又は駐車を行うものとする。

ウ 交通規制が実施された区間における路上放置車両等に対する措置

災害対策基本法第76条第1項により交通規制が実施された区間においては次の措

置をとるものとする。

消防団員は、警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

(3) 道路交通確保の措置

ア 道路交通確保の実施体制

村は他の道路管理者、公安委員会との連携のもと、他の防災機関及び自治会等の協力を得て道路交通の確保を行う。

イ 道路施設の復旧

村は他の道路管理者と連携を図り、北山村建設業組合の協力を得て、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送路を優先して行う。

ウ 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行うものとする。

エ 障害物等の除去

路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、村は他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

(4) 緊急通行車両の確認等

ア 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

(ア) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。

(イ) 知事又は公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であることを確認したときは、当該車両の使用者に対し災害対策基本法施行規則第3条に規定する標章及び証明書を交付することになっている。

イ 緊急通行車両の確認事務

災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務は、知事又は、公安委員会に対し行う。

(5) 交通規制実施後の広報

公安委員会は、交通規制を実施した場合、管区警察局、日本道路交通センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容を広く周知徹底させ、秩序ある交通を確保するものとする。

「緊急通行車両確認証明書」

別記様式第4（第6条関係）

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書				
公安委員会 印				
番号欄に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）				
使用者	住 所	電話		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

「緊急通行車両事前届出書」

別記様式 1 号

災害応急対策用 和歌山県公安委員会 殿 緊急通行車両事前届出書 平成 年 月 日 申請者 住所 氏名 電 話 () - 印	
番号標に標示 されている番号	
車 両 の 用 途	{ 警報の発令、伝達及び避難の勧告、指示 消防、水防その他応急措置 避難、救助その他の保護 児童等の応急の教育 施設、設備の応急の復旧 清掃、防疫その他の保健衛生 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持 緊急輸送の確保 }
輸送人員又は品名	
使 用 者	住 所 電話 () - 氏 名
出 発 予 定 地	

(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明するものの写し
(契約車両にあっては、契約書の写し等)を添付してください。

第15節 食料、生活必需品の供給計画

大規模災害時に対処するため、村は、関係機関と連携を図り、被害者を保護するため食料及び生活必需品等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

1 食料の供給

災害時における食料の応急供給の実施は、村の備蓄食料を供給する。また、災害救助法が適用されたときは、村長は知事の委任または指示に基づき、応急供給の実施を行う。

(1) 供給の対象

食料の供給は、次の場合に実施する。

- ア 炊き出しにより、被災者に対し配給を行う必要がある場合
- イ 災害により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- ウ 災害地において救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に対して給食を行う必要がある場合

(2) 供給食料

原則として米穀とするが、消費の実情によっては、乾パン及び麦製品とする。

(3) 供給数量

供給数量は、1人当たりの基本（目安）供給量に、受配者及び供給の日数に相当する数量とする。

- ア (1)のアの場合 1食あたり精米換算 200g
 乳児1日当たりの粉乳 150g（1回30gで5回分）
 幼児1日当たりの粉乳 90g（1回45gで2回分）
- イ (1)のイの場合 1日当たり精米 400g
- ウ (1)のウの場合 1食あたり精米換算 300g

2 供給の方法

- (1) 村長は、県を通じて、災害時における応急用米穀の供給について、和歌山農政事務所長に要請する。
- (2) 交通通信の途絶のため応急供給に関し、知事の指示を受けることができない場合は、村長の責任において応急供給を実施し、知事は、事後の報告に基づいて措置する。

3 炊き出しの実施方法

- (1) 炊き出しは原則として、指定避難場所において行うが、必要に応じ災害現場で行う。このほか、学校給食共同調理場等へ状況に応じ依頼する。
- (2) 炊き出し施設、機材は、指定避難場所備え付けのもの等を使用する。
 また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して県に調達の斡旋を要請する。
- (3) 炊き出しに関する事務の責任者は、村長とする。

(4) 記録等

炊き出しの状況（場所数及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分））を県に報告するとともに次の帳簿、書類を整備保存しておく。

ア 炊き出し受給者名簿

イ 食料品現金給与簿

ウ 炊き出し、その他による食品給与物品受払簿

エ 炊き出し用物品借用簿

オ 炊き出しの協力者、奉仕者名簿

[住民]

住民及び自治会等は、地域内の販売業者等の協力を得て、必要な器具及び燃料を確保するものとする。

4 食料の調達

(1) 調達の順位

食料の調達は、小売業者を第1次調達とし、小売業者等に不足が生じた場合には災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（平成18年6月15日付け18総食第294号総合食料局長通知）により応急用米穀の調達をする。

(2) 食料の応急供給

炊き出し等の給食を行う必要があり、応急用米穀、乾パンの供給を受ける必要が生じた場合は、知事に対し給食を必要とする事情及び給食に必要な食料の数量を報告し、配給を受ける。

(3) 主食等の販売業者は、次表のとおりである。

米穀販売店

名 称	所 在 地	電 話 (市外局番0735)
JAみくまの 北山支所	北山村大字大沼	49-2321

副食物販売店

名 称	所 在 地	電 話 (市外局番0735)
中 畑 商 店	北山村大字竹原	49-2051
矢 口 商 店	北山村大字大沼	49-2162
道 前 商 店	北山村大字大沼	49-2029

5 生活必需品の供給

被災者に対する生活必需物資の給与又は貸与は、村長が、職員、消防団、日赤和歌山県支部及び自治会等の協力を得て実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規程に基づき、知事の委任または指示により実施する。

- (1) 被災者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、その一次的な役割を担う村は、単独又は共同で緊急に必要な物資を備蓄しておく。
- (2) 公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達及び配分については、ボランティア団体とも連携して計画を作成する。
- (3) 住民、自治会等が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。

[住民]

7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備するものとする。

6 生活必需品等の物資の供給又は貸与の対象者

この対象者は、災害による住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により日常生活に欠くことのできない衣料、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、又は損傷した者で資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手できない状態にある者とする。

7 支給品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物を支給する。

- (1) 寝具、被服（肌着を含む。）、身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

8 給与又は貸与の方法

(1) 物資の購入及び配分計画

ア 衣類等生活必需品は、被災状態、物資の種類、数量等を勘案のうえ村内又は近隣の市町村の業者から購入する。

イ 村長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受け又は現地調達して、知事より示された配給基準に基づき配分計画を作成し、配分を実施する。

(2) 物資の調達

生活必需品の調達先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を立てるとともに、生活必需品の備蓄に努める。

(3) 物資の給与又は貸与の支給責任者及び協力者

ア 物資の給与又は貸与の支給責任者は、村長とする。

イ 支給責任者は、消防団・自治会等の団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。

(4) 給付又は貸与の限度（災害救助法適用の場合）

被服、寝具、その他生活必需品の給付又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以

内とする。

なお、季別（夏季、冬季の別）は、災害発生の日をもって決定する。

(5) 給与又は貸与の記録等

給与物資はその受払の記録及び受領書を徴しておかなければならない。送付書のほか整備しなければならないものは次のとおりである。

ア 物資購入（配分）計画表

イ 物資受払簿

ウ 物資給与及び受領簿

エ 物資購入関係支払証拠書類

オ 備蓄物資払出証拠書類

9 物資の調達先

生活必需品の給貸与は、次に掲げるもののうちから各人の被害状況に応じ、現に必要なとするものを選定して支給する。

物資の調達先

名 称	所 在 地	電 話 (市外局番0746)
JAみくまの北山支所	北山村大字大沼	49-2321
中畑商店	北山村大字竹原	49-2051
矢口商店	北山村大字大沼	49-2162
大沼プロパン	北山村大字大沼	49-2011
道前商店	北山村大字大沼	49-2029

調達物資品目

毛布	地下タビ・ゴム長靴	皿	茶わん
布団	運動靴	割ばし	マッチ
作業服（男女）	カッパ	石けん	ローソク
子供服	なべ	歯ブラシ	ちり紙
肌着	包丁	歯みがき粉	ごぞ
タオル、手ぬぐい	コンロ	バケツ	プロパンガス

10 救援物資への対応

村は、救援物資の集積場所が混乱したり不要物蓄積による弊害を防ぐため、受入・管理体制及び事務処理環境を整える。村限りでは困難な場合は県に援助を要請する。

(1) 村は、救援物資の集積場所を下記のとおり指定する。

(2) 村は、集積場所における要員を確保し、救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施し、被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。

救援物資の集積場所

名 称	所 在 地	電 話 (市外局番 0 7 3 5)
北山村役場	北山村大字大沼 4 2 番地	4 9 - 2 3 3 1

第 1 6 節 給水計画

災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護する。

1 実施責任者

飲料水の供給は原則として村が行うが、村において供給できないときは、近隣市町村の協力もしくは、水道災害相互応援協定に基づき応援要請を行い実施する。

また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が事務の一部を委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努めることになっている。

2 拠点給水等

- (1) 村は、各簡易水道施設（浄水場・配水場）等による拠点給水の可能性を点検し、給水配水図等により医療機関、福祉施設等の所在を配慮した給水体系を検討する。
- (2) 給水車等の搬送が可能な状況下においては、拠点配水を起点にして給水車及びトラック等による給水を実施する。

3 飲料水の確保

(1) 水源の確保

ア 水源施設が被災し、飲料水の確保ができないときは、井戸水、谷水、河川水又は防火水槽（プール等）の飲用に適するものを水源とする。

イ 給水車、給水容器、容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（次亜塩素酸ナトリウム）は必要量を確保し、交通途絶状態にも対処できるようその保管場所・配置場所についても検討する。

ウ 村は、応急用飲料水並びに水道施設の確保に努める。

(2) 水源の水質検査・保全

確保された水源は、ろ過器によりろ過し、あるいは化学処理を加えて飲用に適するか検査を行う。

また、あらかじめ水量、水質等の調査を適時行い、応急水源の保全に努める。

4 給水体制の確立、資機材の調達

- (1) 村は災害に備え、飲料水の確保に必要な人員の配備、応急給水、応急復旧用資機材の整備に努めると共に、村内指定業者との連絡を密にして、災害時の緊急体制を整える。

なお、災害の規模等により村で処理できないときは、隣接市町村及び県に自衛隊の応援要請をする。

- (2) 各家庭及び住民に対して10～201入りのポリ容器を常備しておくように指導を図る。

5 給水目標及び順位

(1) 給水目標

災害発生時に飲料水を得られない者に対して、災害発生から3日以内は、1人1日3ℓ、10日目までには3～20ℓ、20日目までには20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

(2) 給水順位

医療機関、給食施設、社会福祉施設等の緊急性の高いところから優先に給水を行うように配慮する。

6 給水方法

(1) 給水の実施は、消防団の協力を得て行う。

(2) 給水に際しては、その場所・時間等について被災地の住民に周知措置を講ずる。

(3) 給水タンク車による場合は、近くの簡易水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑を図る。

(4) 災害の規模により1戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。

[住民]

(1) 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。

(2) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いるものとする。

(3) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水もれ、破損しないものとする。

7 簡易水道施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握

災害により簡易水道施設に被害が発生し、給水が不能となった場合は、職員を派遣し、被害状況の把握に努める。

(2) 施設の応急復旧

ア 応急復旧工事は、指定水道工事業者を要請し、災害後直ちに復旧する。

イ 災害の規模によっては、隣接する市町村に応援を要請するとともに、村長を通じて県知事に応援の業者の斡旋を求める。

(3) 応急復旧順位

ア 取水・導水・浄配水施設

イ 送配水施設

ウ 給水装置

(4) 送配水管路の応急復旧

ア 被災状況の把握をするとともに指定水道工事業者等の協力を得て応急復旧を行う。

イ 応急復旧順位として、次のように行う。

(ア) 配水場及び給水拠点までの送配水管

(イ) 医療機関等の緊急利水施設への配水管

(ウ) その他の配水管

8 記録等

飲料水の供給等を行ったときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておかなければならない。

- (1) 飲料水供給記録簿
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

9 応援要請

村内で飲料水の供給を実施することができないときは、近隣市町村もしくは、水道災害相互応援協定に基づき次の事項を示して協力要請を行う。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数
- (6) その他必要な事項

簡易水道施設

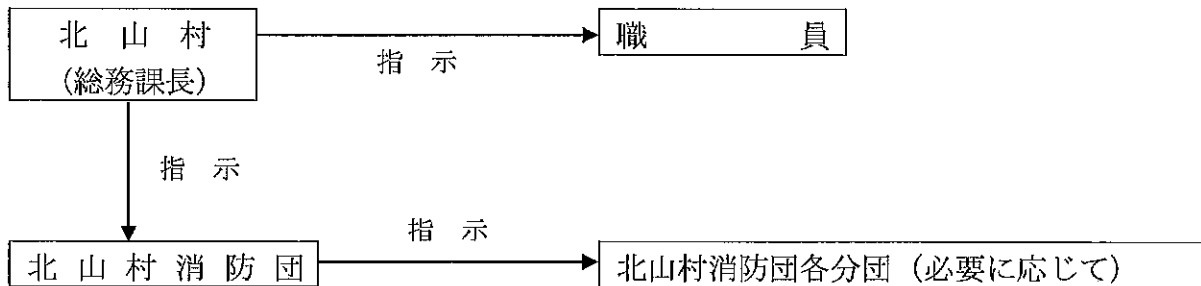
(平成19年3月31日現在)

施設名 \ 区分	行政区域 内人口(人)	計画給水 人口(人)	現在給水 人口(人)	一日配水 能力(t)	年間総配 水量(t)
七色・竹原簡易水道施設	147	180	147	62	38,356
大沼・下尾井簡易水道施設	357	1,280	357	300	104,152
小松飲料水供給施設	6	—	6	—	—

第 1 7 節 防疫、保健衛生計画

災害時における防疫措置を県の指導、指示に基づいて実施し、感染症の未然防止に万全を期するとともに、被災者の衛生的で安全な生活を支援する。

1 防疫組織



2 防疫・保健活動

(1) 情報の収集

- ア 被災地の状況把握
- イ 資機材、薬剤等の確保及び施設の整備

(2) 防疫活動に必要な資機材の確保

ア 機械

村が保有している消毒用噴霧器を利用して防疫活動を行うとともに、他の関係機関から借入れを図り行う。

イ 薬剤

村で薬剤を備蓄保管し、不足分については、県に斡旋を要請するとともに業者から購入する。

(3) 感染症患者及び病原体保有者の発生家屋内、給食施設等の清掃

(4) 薬品及び資機材による消毒

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

(6) 臨時の予防接種

(7) 検病調査（健康診断及び検便）

(8) 感染症のまん延時の処理

感染症法に基づき、処理する。

(9) 避難所の防疫措置

ア 避難所の管理については、保健所の協力を得て食品衛生管理を行う。

イ 検疫調査については、保健所担当職員による調査を実施する。

(10) 防疫業務の実施基準

ア 消毒

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。

なお、消毒に要する 1 戸当たりの使用薬剤の基準は、おおむね次表のとおりである。

災 害 の 程 度	薬 品 名		
	逆性石鹼 (屋内)	普通石灰 (床下、便槽及び周辺)	クロールカルキ (井戸)
床 上 浸 水 (全壊、半壊、流失を含む)	200g	6kg	200g
床 下 浸 水	50g	6kg	200g

(注) 特に床上浸水地域に対しては、被災の直後に衛生組織等を通じて、各戸にクレゾール及びクロールカルキを配布して、床、壁の拭浄、手洗設備の設置、トイレの消毒及び飲料水（井戸）、生野菜等の消毒を指導する。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、おおむね次表の基準により積算した総量とし、被災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施する。

薬剤の種類等 災害の程度	薬剤別、剤型別の基準数量	
	有機燐剤 (室内、床面、床上)	オルソデクロール ベンゾール剤 (トイレ)
床 上 浸 水 (全壊、半壊、流失を含む)	油剤 1戸当たり2l 乳剤（20倍液として使用する場合） 1戸当たり2l 粉剤 1戸当たり0.5kg	1戸当たり40g
床 下 浸 水	油剤1戸当たり1l 乳剤（20倍液として使用する場合） 1戸当たり1l 粉剤 1戸当たり0.5kg	1戸当たり40g

(薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択して差し支えない。)

(11) 飲料水の消毒及び衛生指導

(12) 避難所における住民の健康状態の把握と保健師等による巡回健康相談

(13) 記録等

防疫のため、予防接種等を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

ア 災害状況及び防疫活動状況報告書

イ 検病調査及び健康診断状況記録簿

ウ 清潔及び消毒状況記録簿

エ 臨時予防接種状況記録簿

オ 防疫薬品資材受払簿

カ 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品等払出証拠書類

キ 防疫関係機械器具修繕支払簿

[住民]

- (1) 住宅内の汚染物の清掃、消毒等は、努めて処理するものとする。
- (2) 避難場所等において良好な衛生状態を保つよう注意するものとする。

3 食品衛生管理

被災地における食品の衛生確保を図るため、保健所や関係機関の協力を得て監視指導を実施する。

- (1) 被災者に対する安全で衛生的な食品の供給

炊き出し現場及び避難所等において、食品の衛生的取扱い・加熱調理、食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。

- (2) 食品関係営業施設への指導

食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、次の改善指導を行う。

- ア 滞水期間中営業の自粛
- イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- ウ 使用水の衛生管理
- エ 汚水により汚染された食品の廃棄
- オ 停電により腐敗、変質した食品の廃棄

- (3) 住民の食品衛生に対する啓発指導

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う

- ア 手洗いの励行
- イ 食器類の消毒使用
- ウ 食品の衛生保持
- エ 台所、冷蔵庫の清潔

4 防疫・保健衛生用資器材の調達等

村は、防疫・保健衛生用器材を確保するとともに、資器材の調達が困難な場合は、県に斡旋を依頼する。

5 愛がん動物対策

災害の発生に伴って死亡した愛がん動物の処理は、原則として所有者等が行い、これが困難な場合には、村は、協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

- (1) 所有者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。

- ア 移動できるものは適当な場所に集めて、埋却、焼却等の方法で処理する。
- イ 移動し難いものについては、その場で個々に処理する。

- (2) 処理場所の確保について村のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

第 18 節 遺体の火葬等計画

村は関係機関と連携を図り、不明者の搜索・遺体の処理・火葬等を的確かつ迅速に実施する。

1 不明者の搜索

- (1) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推測される者に対して、警察官、消防団等の協力を得て遺体の搜索を行う。
- (2) 村長は、遺体の搜索、処理、火葬等について、村のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - ア 搜索、処理、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
 - イ 搜索地域
 - ウ 火葬施設等の使用許可
 - エ 必要な輸送車両の数
 - オ 遺体処理に必要な器材、資材の品目別数量
- (3) 住民及び自治会は、行方不明者についての情報を村に提供するよう努める。
- (4) 遺体の搜索をしようする期間は、災害発生の日から10日以内とする。

2 遺体の収容処理

- (1) 遺体の収容処理は、救助班を主体に消防団、警察署の協力を得て収容処理班を編成し、次の事項について行う。
 - ア 遺体の洗淨、縫合、消毒等の処理
 - イ 遺体の一時保存
 - ウ 検案
 - エ 処理に必要な物資の調達
- (2) 発見した遺体その他の事故遺体は、村長が開設した遺体収容所へ収容する。
- (3) 村長は、遺体収容所を開設できるように、寺院等適当な場所を準備する。
- (4) 調査票の作成
死者の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査票を作成する。
- (5) 身元不明者については、(4)の調査票を作成するか、遺体の撮影をし、衣類の一部を切り取って保管する等証拠の保全につとめ、地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行い、火葬等を実施する。
- (6) 遺体の氏名及び住所、性別、発見場所、身長、特徴等を遺体処理台帳に記載し、1体毎に棺桶に表示する。
- (7) 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認のうえ引き渡す。
- (8) 身元確認のため収容所に一時保存しておく期間は、3日程度とする。
- (9) 変死体については、警察署へ届け出る。

- (10) 相当期間引取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。
- (11) 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。
- (12) 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。
- (13) 村は、火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。
- (14) 遺体の処理を実施しうる期間は、災害発生の日から１０日以内とする。

火葬場

名 称	所 在 地	電 話 番 号
熊野市火葬場	三重県熊野市金山町上大谷 ８２３－４	０５９７８－５－２８９１
清 浄 苑	和歌山県新宮市新宮 ８００２－９６	０７３５－２２－７７７４
上下北山衛生一部事務組合斎場	奈良県吉野郡上北山村白川 １３３５－２	０７４６８－３－０２５４

第 19 節 廃棄物の処理及び清掃計画

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿のくみ取り処分を適切に行う。

1 し尿処理

- (1) 村は、避難場所及び避難人員の確認を行い、仮設トイレの必要数や、し尿の収集処理の見込みの把握を行い、県に報告する。
- (2) 村は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽及び仮設トイレからのし尿の発生量を予測し、県に報告する。
- (3) 処理作業
 - ア 村は、必要により仮設トイレの設置を行うとともに、便槽が冠水等により汚物が流失しないような場所に設置し、消毒等衛生上の配慮を行う。
 - イ 村は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽及び仮設トイレのし尿を、し尿くみ取り業者に委託して収集、処理するほか、必要に応じ生活環境に支障のない方法で処理する。
 - ウ 村は、必要により他町村からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。
 - エ 村は、収集運搬体制の確立が困難な場合、県に対して支援を要請する。

〔住民〕

各家庭の合併処理浄化槽等が被災したときは、村の指示に従って水洗トイレは使用しないで、仮設トイレ等を使用する。

2 生活ごみの処理

- (1) 村は、避難場所及び避難人員の確認を行い、県に報告する。
- (2) 村は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、県に報告する。
- (3) 村は、処理を計画的に実施するため、発生量を予測し、県に報告する。
- (4) 処理作業
 - ア 村は、ごみの早期収集及び処理を行うため、被災住民に対し集積場所及び収集日時の周知を行う。

なお、収集場所については、冠水等により流失又は飛散等による生活環境に影響を及ぼさない場所の選定を行う。
 - イ 村は、ごみ処理を行うために必要な人員・収集運搬車両等の確保を行い、不足する場合には、近隣市町村及び県に対して支援を要請する。
 - ウ 村は、上下北山村クリーンセンターのごみ処理施設が使用不能等により処理できない場合は、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場の確保を行う。

[住民]

可燃物等自分で処理するものは努めて処理し、自分で処理できないものは、分別の上、指定された日時に集積場所へ搬出する。

ごみ処理施設

(平成19年4月1日現在)

種 別	名 称	所 在 地	電 話 番 号
ごみ焼却施設	上下北山村	奈良県吉野郡下北山村	07468-
粗大ごみ処理施設	クリーンセンター	大字下池原789-2	5-2251

ゴミ収集資機材の保有状況

(平成19年4月1日現在)

収集車	運搬車
パッカー車 1台	ダンプ 1台 軽ダンプ 1台

3 がれきの処理

(1) 村は、倒壊家屋・焼失家屋の数及びがれきの状況の把握等情報を収集し、県に報告する。

(2) 村は、処理を計画的に実施するため、全体の発生量を把握し、県に報告する。

(3) 処理作業

ア 村は、がれきが大量に排出されることから、処理施設への搬入が困難となる場合が考えられるため、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場の確保を行う。

イ 村は、倒壊家屋・焼失家屋等から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去する。

ウ 村は、がれきの処理を行うとともに、必要な人員・運搬車両の確保を行い、不足する場合には、県に対して支援を要請する。

エ 村は、がれきの処理に当たり木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行い極力リサイクルに努める。

(4) 大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と社団法人和歌山県産業廃棄物協会が締結している「大規模災害における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請するものとする。

第20節 文教対策計画

災害時における学校施設の被災及び児童生徒の被災により、通常の教育を行うことができない場合、村教育委員会は、県教育委員会と連携し、応急教育を実施する。

1 児童・生徒等の安全確保

村立の小学校、中学校及び保育所（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、災害時における児童、生徒、幼児（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保について次の対策を講ずる。

- (1) 校長、教育長等は、学校等の立地条件等を考慮して、災害時における応急対策計画を樹立するとともに、児童・生徒等の災害発生時における登下校時の措置を講じておく。
- (2) 授業開始後に災害が発生し、又は発生が予測される気象条件となった場合、校長等は、必要に応じ臨時休校の措置をとる。下校に際しては、児童・生徒等の生命・身体确保安全確保を図る。
- (3) 校長等は、事前に災害が予知される場合や児童・生徒等に危険が及ぶ心配があるときなどは、現状を的確に判断し、臨時休校、学校行事の中止等適切な措置を講ずる。
- (4) 校長等は、上記(2)、(3)により臨時休校等の措置を決定した場合は、村教育委員会に報告するとともに防災行政無線、電話、その他の連絡方法により、保護者及び児童・生徒等に連絡するとともに住民に周知する。

2 応急措置

- (1) 校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与える。
- (2) 校長等は、災害の規模及び児童・生徒等、教職員、施設・設備等の被害状況を速やかに把握するとともに、村教育委員会に報告する。
- (3) 校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、村教育委員会と連絡のうえ、被害の状況に応じ、休校または短縮授業の応急教育を実施する。

3 応急教育の実施

(1) 教育施設の確保

村教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じおおむね次の方法により応急教育実施の予定場所を確保する。

ア 応急処理及び特別教室、講堂等の利用

イ 公民館その他公共施設又は、最寄りの学校、寺院等の利用

ウ 仮校舎の建築

(2) 教員の確保

校長等は、できるだけ当該学校の教員をもってその処理に当たるものとするが、そ

の実施が不可能な場合は、村教育委員会は臨時に教員を動員配備し教育に支障をきたさないように努める。

4 児童・生徒等に対する援助

(1) 学用品の給与

ア 被災生徒の掌握並びに所要教科書等の掌握の方法及び配分

(ア) 校長は災害後直ちに学校職員を動員し、被災生徒並びに所要教科書、文房具、通学用品の調査を行い、その結果を教育委員長に報告する。

(イ) 学用品の支給に当たっては、校長等を通じて配分する。

イ 災害救助法による学用品の給与基準

災害救助法については、本章第25節「災害救助法による救助計画」参照

(2) 転出・転入の手続き

村教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的措置をとる。

また、転入学に関する他府県の対応等の情報及び手続き等の広報に努めるとともに、窓口を設け問い合わせに対応する。

(3) メンタルヘルスケア

児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動の推進等、心的外傷後ストレス障害等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

第 2 1 節 文化財災害応急対策計画

文化財の応急対策は文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわぬよう、被害の拡大を防がなければならない。復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等をも視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

1 災害状況の把握

災害が発生したときには国、県指定の文化財の所有者又は管理者（所有者等という。）は、被害状況を直ちに村教育委員会を通して、県教育委員会に、また、村指定の文化財の所有者等は、村教育委員会にそれぞれ報告するとともに、二次災害等、災害の拡大防止に努める。

2 復旧対策

村教育委員会は、別表「文化財災害応急処置」により、被害状況の結果をもとに、所有者等とともに今後の復旧計画の策定を行う。ただし、国、県指定文化財については、県教育委員会の指導を受ける。

3 大規模災害における応急対策

災害の規模が大きく、本村限りでは応急対策がとれない場合は 県に支援を要請する。

別表

文化財災害応急処置

災 害 別	種別・応急対策
1 火災	1 焼損 素材がもろくなっている場合が多いので取扱は専門家の指示に従う。 2 すず、消火剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので専門家の指示に従う。 3 水損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ専門家の指示に従う。
2 風水害	1 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、廃棄や散逸のないよう注意する。 2 水損 火災の水損に準ずる。 3 がけ崩れ等による建造物の傾斜 二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。
3 全般	美術工芸品・有形民俗文化財においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、取扱に慎重を期し、安全な場所に移動する。

第 2 2 節 住宅応急対策計画

災害により住宅を失い又は破損等のため住居することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

なお、応急仮設住宅の仕様については、高齢者・障害者等の災害時要援護者に配慮する。

1 応急仮設住宅の確保

(1) 災害救助法が適用された場合

ア 県に対し、村公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、村長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。

なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。

イ 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。

ウ 知事の委任を受けて、村長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

(2) 災害救助法が適用されない場合

ア 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。

イ 建設用地を確保する。ただし、私有地については(1)アのただし書きに留意する。

ウ 応急仮設住宅の設計を行う。

エ 建設業者との請負契約を行う。

オ 工事監理、竣工検査を行う。

カ 入居者の決定を行う。

キ 応急仮設住宅の維持管理を行う。

2 入居基準

(1) 住宅が全焼、全壊、流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力を持って住宅を確保することができない者であること。

(2) 入居者の選定にあたっては、民生児童委員等の意見を参考としながら、高齢者や障害者等を優先的に入居させる。

3 住宅の応急修理

災害救助法が適用されない場合は、村が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

4 野外収容施設の設置

災害により被害を受け、また受けるおそれのあるものを収容するため、付近に適当な収容施設がないとき、又は収容施設に全員を収容できないときは、必要に応じ付近の適当な場所にテント等、野外施設を設置する。

5 記録等

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し保管しておかなければならない。

- (1) 応急仮設住宅入居者台帳
- (2) 応急仮設住宅用地貸借契約書
- (3) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書
- (4) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

第 2 3 節 公共土木施設被害の初動応急対策計画

災害時には、道路・河川等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、二次災害の防止に配慮しつつ速やかに被災状況の情報収集を行い、北山村建設業組合の協力を得て迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

1 道路・橋りょう等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

道路・橋りょうの被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、村はパトロールを実施する。これらの情報により二次災害にも配慮した応急措置を講ずるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、道路の確保に努める。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

2 河川・砂防施設等の応急対策

(1) 河川管理施設

洪水等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係住民及び関係機関への連絡・通報を行い、巡回パトロールや二次災害防止のための監視など、必要な応急措置を行う。

第24節 労務計画

大規模災害が発生し、村、県等だけでは対応が不十分な場合、防災関係機関等に対し災害応急対策活動に必要な要員を要請し、確保する。

1 実施責任者

村は、災害の状況を把握し、労働者等の雇用を必要とする場合は、新宮公共職業安定所長に依頼を行い、確保に努める。

2 災害救助法が適用された場合の措置基準

本章第25節「災害救助法等による救助計画」参照。

3 労働者要請・供給の方法

(1) 必要な労働者の把握・求人の要請

村は、必要な労働者・種別を把握し新宮公共職業安定所長にその旨を連絡、要請する。

(2) 労働者の受け入れ体制

村は、労働者確保の連絡、要請後、速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において労働者の供給を受ける。

4 労務提供者の雇上げ

労務提供者を雇用する場合は、労務内容、必要人員、労務期間、集合場所、賃金等を明確にした書類により、公共職業安定所長に要請する。

5 賃金の支払

賃金は、就労現場において作業終了後、直ちに支払う。

なお、作業終了後、直ちに賃金の支払ができない場合は、就労証明書を発行するとともに支給日を労働者本人に通知しなければならない。

第 2 5 節 災害救助法等による救助計画

災害救助法の適用により応急的、一時的な救助を行い、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

1 救助の種類

救助の種類
1 避難所の設置 2 応急仮設住宅の設置 3 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 5 医療及び助産 6 災害にかかった者の救出 7 災害にかかった住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 遺体の搜索 11 遺体の処理 12 障害物の除去 11 応急救助のための輸送費 12 応急救助のための賃金職員等雇上費

※ 災害救助法では、救助の実施は、知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性からその一部については県知事が市町村長に委任又は指示し市町村長が実施する。

2 被害認定

被害の認定は、災害救助法適用時の判断資料としてだけでなく、住民等に対して救助を実施するにあたり必要不可欠のものであるため迅速かつ適正に行わなければならない。

村は、平常時からこれらの専門的な知識・技術のある建築関係技術者等を確保しておくよう努める。

被害の認定基準

種別	内容
住 家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場、便所等が別であったり、離座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して1戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは住家とする。

第1条第1項第3号前段)

(4) 災害が隔絶した地域に発生し、被害者の救護が著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第3号後段)

(5) 多数の者が、生命身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令で定める基準に該当すること。(災害救助法施行令第1条第1項第4号)

なお、被害世帯数の換算は、次による。

○住家の全壊、全焼、又は流失は、1世帯を、1滅失とする。

○住家が、半壊、半焼の場合は、2世帯で、1滅失1世帯に換算する。

○住家の床上浸水3世帯をもって、滅失1世帯に換算する。

災害救助法適用基準

	人口基準	適用基準(被害世帯数)		備 考
		1号基準	2号基準	
北山村	5,000人未満	30世帯	15世帯	※適用基準 1号基準 各市町村ごとに当該基準以上の世帯数滅失で摘要 2号基準 県全体で1,500世帯以上の滅失があり、かつ市町村ごとに当該基準以上の世帯数滅失で摘要

5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

(最終改正 平成19年3月30日付福第1290号)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人 1日当たり 31,000円以内 (加算額) 冬季(10月～3月) 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 ただし、厚生労働大臣との協議により期間延長あり	1 費用は、避難所の設置、維持及び監理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は、別途計上

災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 ただし、厚生労働大臣との協議により期間延長あり	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上																																						
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3 床下浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当たり1,020円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合3日分の支給可(大人、小人の区別なし)	災害発生の日から7日以内 ただし、厚生労働大臣との協議により期間延長あり	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1／3日)																																						
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 ただし、厚生労働大臣との協議により期間延長あり	輸送費、人件費は別途計上																																						
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内 ただし、厚生労働大臣との協議により期間延長あり	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																						
<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>1 人 世 帯</th><th>2 人 世 帯</th><th>3 人 世 帯</th><th>4 人 世 帯</th><th>1 人 世 帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊全焼 流 失</td><td>夏</td><td>17,700</td><td>22,700</td><td>33,500</td><td>40,100</td><td>50,900</td><td>7400</td></tr><tr><td>冬</td><td>29,200</td><td>37,700</td><td>52,700</td><td>61,800</td><td>77,500</td><td>10,600</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊半焼 床上浸水</td><td>夏</td><td>5,800</td><td>7,700</td><td>11,600</td><td>14,000</td><td>18,000</td><td>2,400</td></tr><tr><td>冬</td><td>9,200</td><td>12,200</td><td>17,400</td><td>20,600</td><td>25,900</td><td>3,400</td></tr></table>					区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	1 人 世 帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊全焼 流 失	夏	17,700	22,700	33,500	40,100	50,900	7400	冬	29,200	37,700	52,700	61,800	77,500	10,600	半壊半焼 床上浸水	夏	5,800	7,700	11,600	14,000	18,000	2,400	冬	9,200	12,200	17,400	20,600	25,900	3,400
区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	1 人 世 帯	6人以上1人増すごとに加算																																			
全壊全焼 流 失	夏	17,700	22,700	33,500	40,100	50,900	7400																																			
	冬	29,200	37,700	52,700	61,800	77,500	10,600																																			
半壊半焼 床上浸水	夏	5,800	7,700	11,600	14,000	18,000	2,400																																			
	冬	9,200	12,200	17,400	20,600	25,900	3,400																																			

応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,498,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は、別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内 ただし、厚生労働大臣との協議により期間延長あり	1 平均1戸当たり29.7㎡2,498,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高 2年以内
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり531,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1 世帯当たり141,100円以内	災害発生の日から10日以内 ただし、厚生労働大臣との協議により期間延長あり	
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班等使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所等国民健康保険の診察報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内 ただし、厚生労働大臣との協議により期間延長あり	患者の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず死産及び流産を含む状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の2割以内の額	分娩した日から7日以内 ただし、厚生労働大臣との協議により期間延長あり	妊婦等の移送費は、別途計上

死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内ただし、厚生労働大臣との協議により期間延長あり	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過した者は、一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,300円以内 一時保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 検案 { 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 179,000円以内 小人（12歳未満） 143,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分			
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,100円以内 薬剤師 15,700円以内 保健師、助産師、看護師 17,300円以内 土木技術、建築技術者 16,900円以内 大工 21,200円以内 左官 18,100円以内 トビ職 18,000円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める

第26節 義援金の取扱いに関する計画

災害時には、多くの義援金の送付が予想される。このため、寄せられた義援金を公正・適正に被災者に配分するために村は、日本赤十字社和歌山県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関と連携を図りながら、募集、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

1 義援金の募集

村は、県及び日本赤十字社和歌山県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、村が保有する広報媒体の他報道機関等を通じて国民への周知を図る。

2 義援金の管理

村は県、日本赤十字社和歌山県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関との連携のもと、寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

配分委員会は、寄託された義援金を村を通じ被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

第 2 7 節 火災関係応急対策計画

火災はいったん大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、村はもとより、住民、事業所等も出火防止と初期消火を実施するとともに、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

1 一般火災応急対策

(1) 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要がある。火災による被害を最小限に食い止めるため、村は、消防団の全機能をあげて、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

(2) 消防活動

ア 消防活動

村は、消防団に出動を要請し、消防団は火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急救助活動を行う。

(ア) 火災発生状況等の把握

村は、村内の消防活動等に関する情報を収集し、消防団及び警察署と相互に連絡を行う。

a 延焼火災の状況

b 消防団の活動状況

c 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

d 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況

e 要救助者の状況

f 医療機関の被災状況

(イ) 消防活動

a 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先させた消防活動を行う。

b 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立ち入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

c 住宅地及びその地域に面する部分の消火活動を優先させた消防活動を行う。

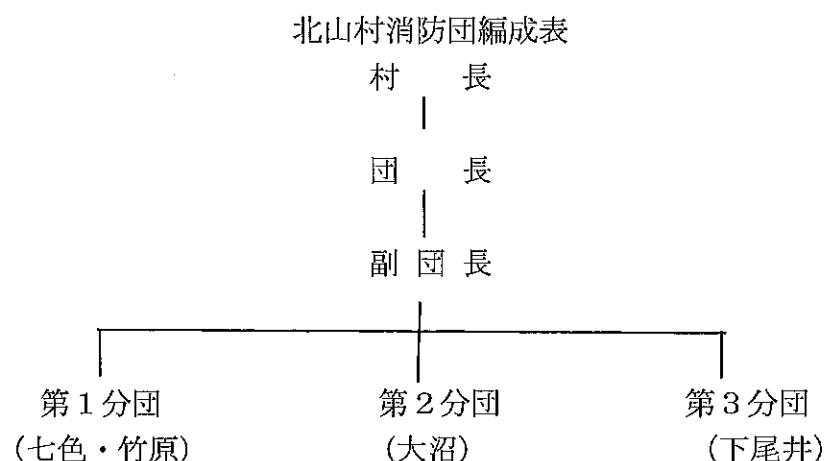
d 救助活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を行う。

e 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

f 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動と連携した活動を行う。

[消防団]

(1) 組織（平成18. 3. 31現在）



消防団の装備

区 分	本 部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	計
消防ポンプ自動車	1	—	—	—	—	1
可搬ポンプ積載車	1	—	—	—	—	1
小型ポンプ軽積載車	1	—	—	—	—	1
消防ポンプ	(車載) 2	2	2	3	(車載) 1	10
消 防 艇	2	—	—	—	—	2
消防無線	固定局	1	—	—	—	1
	移動局	6	—	—	—	6

(2) 活動

消防団は、火災が発生した場合、消防団長の指揮のもと消火活動を行う。

ア 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

イ 避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

ウ 救急救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

[住民、事業所]

住民及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

また、可能な限り、自主的な救急救助活動に努めるものとする。

(1) 住民

ア 家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

イ 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。

(2) 事業所

ア 火災予防措置

火気の消火及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防火措置を講ずる。

イ 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

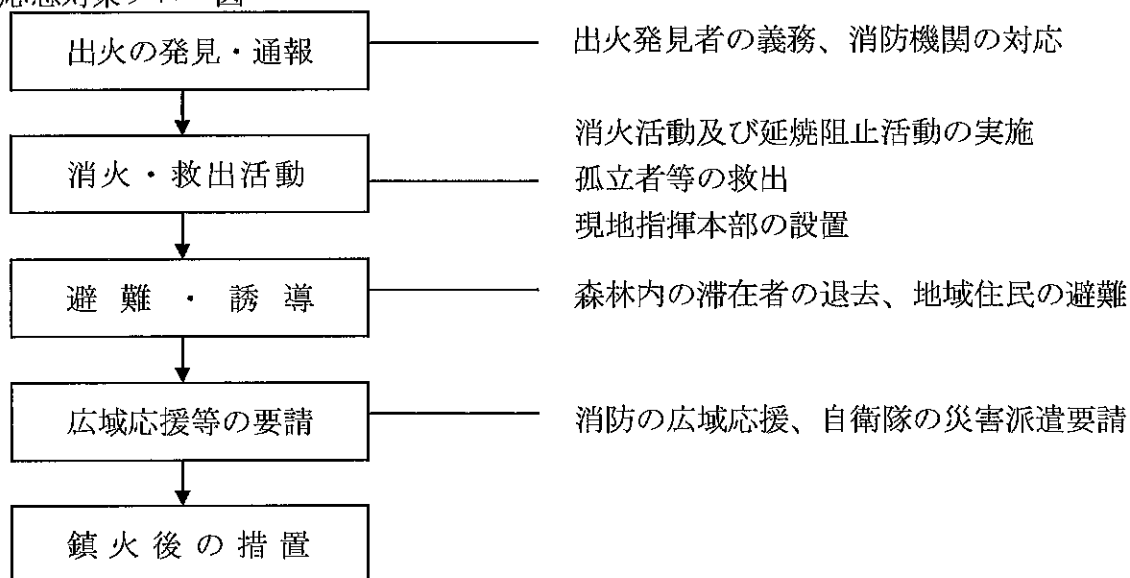
(ア) 周辺地域の居住者等に対し避難などの行動をとるうえで必要な情報を提供する。

(イ) 警察、役場等に電話等可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

2 林野火災応急対策

(1) 応急対策フロー図



(2) 出火の発見・通報

ア 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに消防機関に通報しなければならない。

また、発生した火災が微少な場合に限り、消防団が到着するまでの間、地域住民等の協力を得て、自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たる。

イ 消防機関の対応

村は通報を受けた場合、直ちに火災位置を確認し、消防団を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所用の措置を要請する。

(ア) 北山村消防団

消火活動、飛び火による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動

(イ) 森林の管理者（森林組合等）

森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

(ウ) 県防災統括室

消防防災ヘリコプターの緊急運航

(エ) 新宮警察署

消防車両の通行確保のための通行規制

(オ) 村

地域住民及び一時滞在者（登山者等）の安全確保

また、火災が複数の市町村に及ぶか、若しくはそのおそれがある場合は、速やかに関係市町村に連絡し、協力を要請する。

(3) 消火・救出活動

ア 消火活動及び延焼阻止活動の実施

現場に出動した消防団は、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

(ア) 情報収集

消防団、火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防団、的確に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

(イ) 消防水利の確保

林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いので、最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。

(ウ) 消火活動の実施

消防団、消防ポンプ、背負いポンプ等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。必要あれば消防防災ヘリコプターによる空中消火を行う。また、通常の消火活動による延焼阻止が困難と判断される場合には、森林所有（管理）者と調整のうえ、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

イ 孤立者等の救出

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救出活動を行う。

ウ 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動の指揮に当たる。

(4) 避難・誘導

ア 森林内の滞在者の退去

村・警察・消防団は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに、登山者、林

内作業等者の森林内の滞在者には速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。

消防防災ヘリコプターは、空中より避難の呼びかけを行う。

イ 地域住民の避難

村長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合には、住民に対し避難勧告を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

(5) 広域応援等の要請

ア 消防の広域応援

消火に当たる消防長は、消防本部単独での対処が困難であると判断される場合には、県内の消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する。

知事は、県内の消防力での対処が困難であると判断される場合には、直ちに総務省消防庁に対し、近隣の他府県等の消防防災ヘリコプターの出動要請を行い、必要に応じて緊急消防援助隊の出動要請等を行うことになっている。

イ 自衛隊の災害派遣要請

村長は、消防力だけでの対処が困難であると判断される場合には、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは速やかに自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請することになっている。

(6) 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えてなおしばらくは警戒に当たる。

森林所有（管理）者は、消失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うものとする。

村長は、そのための指導を行う。

3 応援要請

ア 村の消防力では対応できない場合は、和歌山県下消防広域相互応援協定等及び和歌山県下消防広域応援基本計画に基づく協定市町村に応援を要請する。

イ 和歌山県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、次表のとおり和歌山県消防広域応援基本計画に定めるブロック代表消防本部から県代表消防本部（代行消防本部）を通じて他の協定市町村へ行う。

第28節 風水害応急対策計画

風水害時は、河川の増水、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害時の防止対策を行う事態が予想される。このため、村は、消防団を出動させ、県をはじめ必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒体制を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施し、被害の軽減を図る。

1 水防本部の機構

水防法第10条の規定により、気象情報の通知を受けたときから洪水に対する危険が解消するまで、対策本部を設置する。

2 気象状況とその措置

水防本部長が発する水防通報の基準を次のとおりとする。

(1) 通報第1号

気象注意報が発表された場合、団長、副団長に速報する。

(2) 通報第2号

気象警報等が発表され、今後警戒を必要とするとき副団長は役場へ出動配置につき各分団長に速報する。

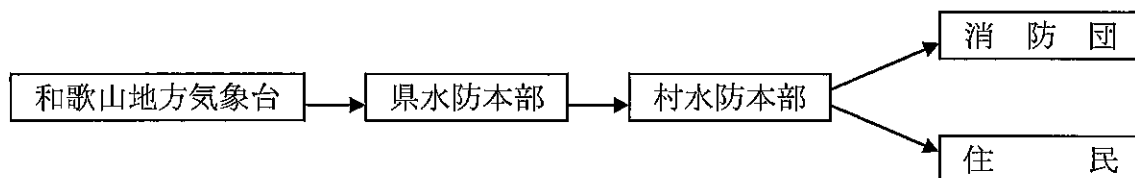
(3) 注意事項

水防本部、各係員は常に気象状況の変化に注意し、水防通報指令の発令が予測されるときは、自主的に警戒勤務につかなければならない。

ただし、状況により本部長の承認を得て適宜配置員の数を定めることができる。(第2編第2章第1節「2 風水害等警備体制」に準ずる。)

(4) 気象状況伝達系等

気象の伝達は、防災行政無線、電話等により行う。



3 水防団（消防団）の出動準備・出動

水防本部長は、非常勤務活動の完遂を期すため、次の指令の区分により出動を準備させ又は非常配備につかせる。

(1) 指令第1号

気象注意報又は気象警報が発表され、水防事態が予想されるとき、団長、副団長は役場、各分団長、班長、団員は各地区区民会館において待機する。

(2) 指令第2号

水防事態が切迫し水防活動の必要が予想されるときは、全団員が出動し、警戒配備につく。

(3) 水防活動

ア 各分団は本部との連絡を密にし、特に指令第2号発令後はその状況を詳細に報告するとともに、複雑な水防作業については本部に要請する。本部長は直ちに担当員を現地に派遣し、水防の指導に当たらせるものとする。

イ 各分団は事前に水防資材器具を確保し、万全を期すこと。

なお、水防資材器具が不足の場合は、本部に連絡し指示を受けること。

(4) 注意事項

ア 団長、副団長、又は分団長は、その所管内の状況判断により、臨機の処理を講じて指令する場合がある。この場合は事前に本部に連絡協議すること。連絡でき難い場合は、事後において速やかに報告する。

イ 本部との通信途絶の場合は、その地区において村責任者、分団長合議の上、適宜な措置を講ずること。

4 雨量水位の報告

(1) 雨量の報告

水防本部は、各分団と緊密な連絡をとり、次のとおり報告させる。

ア 各分団は本部と連絡の上、常に進んで適確な方法で資料を入手、定められた方法により敏速に報告する。

(2) 水位の報告

水防本部はダム放流等の情報を各分団に連絡し、出水、洪水のおそれのある場合は、住民を避難させるなどの処置を指示する。

5 警察官等の出動要請

水防本部長は、水位のため必要があると認めるときは、水防法第15条に基づき新宮警察署長に対して警察官の出動を求める。

第29節 道路関係災害応急対策計画

道路災害・事故の発生に伴い、道路機能の損傷及び負傷者等が発生した場合、村は、他の道路管理者及び防災関係機関と相互に連携を図りつつ、速やかな応急対策を講じ、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努める。

また、冬季における路面凍結、降積雪時に、安全で円滑な道路交通を確保するため、連絡体制を確立するとともに、資機材等の調達を図り、迅速かつ適切な雪害対策を実施する。

1 道路災害

(1) 道路、橋りょう、トンネル

ア 事故発生時における応急対策

(ア) 被災状況の把握及び施設点検

村は、他の道路管理者との連携のもと、災害が発生した場合は、パトロール等により緊急点検を実施し、被害状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

(イ) 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

(ウ) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

村は、他の道路管理者と連携して道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において、必要に応じて交通規制、う回道路の選定、その誘導等の措置を講じ、交通路の確保に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、応援協定に基づき、建設業協会宇陀東吉野支部等の協力を得、路上の障害物除去や、簡易な応急作業により道路啓開を行う。

(エ) 連絡・広報

村は、他の道路管理者と連携を図り、道路啓開に当たって、防災関係機関と相互に道路啓開に関する情報を共有化し、有機的かつ迅速に道路啓開を実施する。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて住民へ広報する。

(オ) 二次災害の防止対策

村は、他の道路管理者との連携を図り、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

イ 応急復旧

(ア) 道路

応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に緊急輸送道路を中心に順次実施する。村は、他の道路管理者との連携のもと、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(イ) 占用施設

水道、電気、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、村は、他の道路管理者と連携を図り、各施設管理者が実施する応急対策に協力、支援等を行う。また、緊急時には当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する者とする。

ウ 情報の収集・被害情報の伝達

大規模な道路事故災害が発生したときは、情報の収集を行い、県新宮建設部に対して情報を伝達する。

なお、県への連絡先は次のとおりである。

異常気象時（水防発令時）における重大な災害の通報

総務管理課 TEL 0735-21-9623（直通）

FAX 0735-21-9643

(2) 交通安全施設

村は、警察本部が実施する交通安全施設の応急対策に協力する。

(3) 林道

ア 応急措置

村は、森林組合等と連携を図り、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し二次的被害を防止するための対策を講ずる。

イ 応急復旧

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき災害の程度が次の状況にあるときは応急工事を早急に実施してもらえる要件に要請する。

(ア) 地元住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断される場合

(イ) 復旧資材及び林産物の搬出に著しい影響がある場合

(4) 農道

ア 応急措置

村は被害状況の早期把握に努め、被災箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況を取りまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

イ 応急復旧

村は、速やかに応急復旧工事を実施してもらうよう県に要請する。

2 雪害対策

(1) 気象情報の把握

村は他の道路管理者との協力のもとに、気象情報に十分注意し、常に状況を把握する。

(3) 資機材等の配備

村は、他の道路管理者との協力のもとに、路面凍結、積雪時に必要な資機材を適所に配備しておく。

(4) 維持管理上必要な措置

村はの道路管理者との協力のもとに、路面凍結、積雪箇所において次の措置をとる。

- ア 道路情報提供装置の点検
- イ 「冬期凍結注意」・「積雪によるスリップ注意」等の看板設置
- ウ 凍結防止剤の適所配置及び散布
- エ 請負業者への出動要請及び指示
- オ その他、冬期における道路の維持管理上必要な措置を行う。

(5) 他機関との調整

村は、他の道路管理者との連携を図り、路面凍結、積雪による事故防止のための交通規制等に伴う他機関（新宮警察署等）との連絡調整を密にし、相互の協力体制を図る。

第30節 土砂災害応急対策計画

風水害により土砂災害等が発生した場合、早急に土砂災害防止体制を確立し、関係住民への的確な避難及び応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行い、被害の拡大防止に努める。

1 土砂災害対策

村は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、施設管理者等との連携により被害の拡大防止対策に着手する。

(1) 応急措置

ア 砂防施設

砂防指定地域に対して施設管理者との連携により次の措置をとる。

(ア) 砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への連絡、通報

降雨による出水で土砂の異常流出等が生じた場合は、その被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

(イ) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

砂防施設が被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

イ 地すべり防止施設

(ア) 危険区域に位置する人家、集落並びに関係機関への連絡、通報

地すべりにより、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。

(イ) 警戒避難の助言

地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。

(ウ) 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、地すべりが進行し、危険な状態になる前に、これらを除去し地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

(エ) 被災地の巡視等危険防止のための監視

地すべりが発生した場合やその兆候が見られるときは、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

(ア) 危険箇所が存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたりそのおそれが生じた場合には、危険な箇所に存在する人家、集落並びに道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

(イ) 警戒避難の助言

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ被害が拡大するおそれがある場合は被害の程度及び状況の推移に応じて、警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する

助言を行う。

(ウ) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた場合には、被災地域での二次的災害の発生を防止するため、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

(2) 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

(3) 二次災害の防止活動

村は、二次的な土砂災害の危険箇所の点検を行う。

その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯そうし混乱状態に陥ることが予想されるため、適切な情報提供を行う。

2 山地災害

台風、集中豪雨及び林野火災等により発生した荒廃地、火災跡地について、村は、県等と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

第31節 危険物等災害応急対策計画

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

1 危険物施設

村及び消防団は、危険物施設等が被害を受けた場合、関係機関と連絡を取り、災害の拡大を防ぐため、必要な措置を講ずる。

〔県及び消防機関〕

- (1) 防災関係機関及び流出下流地域への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆の整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助
- (5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
- (6) 周辺住民に対する広報

〔関係機関〕

○危険物施設管理者

- (1) 防災関係機関への通報

火災の場合は消防機関に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、消防機関のほか村、新宮保健所衛生管理課に次の事項を速やかに連絡するものとする。

ア 発生日時及び場所

イ 通報者及び原因者

ウ 下流での水道水源の有無

エ 現状及びその時点での対応状況

- (2) 消防活動及び被災者の救出救助
- (3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

2 火薬類施設

村は、火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発のおそれがある場合は、施設管理者と協力して応急措置をとる。

〔関係機関〕

○事業所等

- (1) 事業者は、火薬類貯蔵施設等の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出するものとする。

搬出に際しては、警察、消防機関及び県に対し、連絡をとり対処するものとする。

- (2) 火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、消防機関へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供するものとする。
- (3) 状況により、防災要員以外の作業員及び周辺住民に対して避難誘導を行うものとする。
- (4) 災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関に連絡するものとする。

3 毒物・劇物保管施設対策

村は、施設管理者との連携のもと、毒物・劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の事故発生の場合は、次の応急措置をとる。

- (1) 保健所等防災関係機関への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 中和除毒の安全措置及び被災者の救出救助
- (5) 周辺住民に対する中毒防止方法等の広報活動
- (6) その他災害の状況に応じた必要な措置

第32節 ライフライン関係災害応急対策計画

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努めるものとし、村は積極的に応急対策に協力する。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

1 簡易水道施設

あらかじめ定められた行動方針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については本章第16節「給水計画」による。

〔関係機関〕

○電気事業者（関西電力㈱）、ガス事業者、西日本電信電話㈱

- (1) それぞれの定める防災業務計画及び応急計画に基づき、被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講ずるものとする。
- (2) 社会不安除去及び二次災害防止のために必要な広報活動を行うものとする。

第 3 章

災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規程により責任を有する者は、それぞれが管理する公共施設について災害復旧を実施する。

1 復旧事業の方針

(1) 災害復旧事業実施体制の確立

被災施設の災害復旧事業を迅速に行うため、村は、防災関係機関と連携を図り、実施に必要な職員の配備、また、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について検討し、措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画の作成と緊急査定の促進

被災施設の復旧事業の計画を速やかに作成、国、県又は村が復旧事業に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助するものについては、村又はその他の機関は復旧事業費の決定若しくは決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努めるものとする。

査定を行う必要のある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定促進

激甚災害が発生した場合、村及び県において、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努める。

(4) 復旧事業の計画に際しての留意事項

ア 緊急事業の決定

被災施設の重要度、被災状況等を検討し、緊急事業を定め、適切な復旧を図る。

イ 復旧事業の計画

再度災害防止のための、災害復旧事業と合わせ施行することが適切な施設の新設又は改良に関する事業が行われるよう配慮する。

ウ 復旧事業の総合化

他の機関との連携を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図る。

エ 事業期間の短縮化

災害地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等、具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。

(5) 災害復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、迅速な実施を図り、実施効率を上げるよう努める。

第2節 被災者の生活確保計画

被災した災害からの速やかな復旧を図るため、村は県及び関係機関と連携して次のとおり被災者措置を講ずる。

1 生活相談

被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

2 職業の斡旋

被災者が災害のため収入のみちを失い、他に就職する必要が生じた場合には、関係機関と協力して、現地職業相談所を開設し、適職への早期就職の斡旋に努める。

なお、通勤地域への就職斡旋が困難な場合は、広域職業紹介（職業安定法第19条の2）により広く就職の機会を求める等の方法により、就職斡旋を行うとともに、県立高等技術専門校への入校等により職業訓練を受講させ、生業及び就職に必要な技術を習得されるよう努める。

3 援助資金の貸付等

(1) 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。（下表参照）

（根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号））

対象となる 災害	実施主体等	支給対象者	支給限度額	支給方法・制限等
自然災害であり、かつ、下記のいずれかに該当するものであること。 1 村の区域内において、住家滅失世帯数が5以上であること。 2 県内において、災害救助法の適用された市町村が1以上であること。 3 上記と同等と認められる特別	1 実施主体 村（村条例に基づく） 2 経費負担 国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4	死亡者の配偶者 死亡者の子 死亡者の父母 死亡者の孫 死亡者の祖父母	1 死亡者が災害弔慰金の支給を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500万円以内 2 その他の場合 250万円以内	1 支給方法 村が被災状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する 2 支給制限 ①死亡が本人の故意又は重大な過失による場合（村長の判断による） ②下記の規則等に基づく支給がある場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規程 ウ 賞じゅつ金に関する訓令

の事情がある 場合の災害で、 厚生労働大臣が 認めたもの		対象の災害により負傷または疾病にかかり、それが治ったとき下記に掲げる程度の障害を有する者に支給する 1 両眼が失明した者 2 咀嚼及び言語の機能を廃した者 3 精神系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 4 両上肢をひじ関節から先を失った者 5 両上肢の用を全廃した者 6 両下肢をひざ関節から先を失った者 7 両下肢の用を全廃した者 8 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者	1 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250万円以内 2 その他の場合 125万円以内	③その他村長が支給を不適当と認める場合
---	--	---	--	----------------------------

(2) 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によって生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、支援金を支給し、自立した生活の開始を支援する。

(根拠法令：被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号））

区 分	支 給 の 内 容 等					
実施主体	県（被災者生活再建支援基金に支給事務を委託）					
対象災害	(1) 災害救助法に定める適用基準（１号又は２号）に該当する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害 (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害					
対象世帯	(1) 居住する住宅が全壊した世帯 (2) 居住する住宅が半壊し、倒壊による危険防止の必要があること、当該住宅居住のために必要な補修費等が著しく高額となること等により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること等により、居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯					
支 給 額	前年の収入合計額		世帯主の年齢等		支給限度額	備 考
	500万円以下		年齢は問わない		複数世帯 300万円	単数世帯 225万円
	500万円を超え700万円以下		45歳以上又は要援護世帯		150万円	112.5万円
	700万円を超え800万円以下		60歳以上又は要援護世帯		150万円	112.5万円
※支給限度額は、支給対象となる通常経費、特別経費の合計額（通常経費、特別経費それぞれに限度額がある。）						
支給対象経費	(1) 通常経費 ① 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費 ② 住居の移転に通常必要な移転費（引越費用） (2) 特別経費 ① 被災世帯の住居地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 ② 被災世帯に属する者の住居の移転のための交通費 ③ 住宅を賃貸する場合における当該住宅の借家権の設定の対価（いわゆる礼金、権利金等） ④ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合の治療に要する医療費で、自然災害が発生した日から起算して1年を経過する日までの間に支払われるもの					
申 請 先	被災者生活再建支援基金（県、市町村経由）					

(3) 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金を貸し付ける。（根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号））

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
災害援護資金	災害救助法が適用された自然災害	1 実施主体 村（村条例に基づく） 2 経費負担 国2／3 県1／3	対象となる自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、かつその世帯の前年の所得が下記金額以内の世帯 1人世帯 220万円 2人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 5人世帯以上の場合は 1人増すごとに30万円を加算した額 但し、その世帯の住家が滅失した場合は1,270万円	1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円以内 2 家財等の損害 ア 家財の1／3以上の損害 150万円以内 イ 住居の半壊 170万円以内 ウ 住居の全壊 250万円以内 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円以内 3 1と2が重複した場合 ア 1と2アが重複 250万円以内 イ 1と2イが重複 270万円以内 ウ 1と2ウが重複 350万円以内 4 次のいずれかの事由に該当する場合で、かつ被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ないなど特別の事情がある場合 ア 2イの場合 250万円以内 イ 2ウの場合 350万円以内 ウ 3イの場合 350万円以内	1 申請 被害を受けた後3か月以内 2 据置期間 3年 (特別の事情のある場合) 3 償還期間 据置期間経過後7年 (特別の事情のある場合5年) 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 貸付利率 年3％ (据置期間中は無利子) 6 延滞利息 年10.75％

(4) 生活福祉資金の貸付

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉協議会が生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）の貸付けを行う。

ただし、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

（根拠法令：生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年8月14日厚生省社第398号））

種別		対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
生活福祉資金	災害援護資金	災害救助法の適用されない小規模の自然災害、及び火災等自然災害以外の災害など	1 実施主体 県社会福祉協議会 2 窓口 村社会福祉協議会及び民生委員	災害を受けたことにより困窮し、自立更正をするために資金を必要とする低所得世帯	150万円以内	1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 年3% (据置期間中は無利子)
	住宅資金			災害による被害を受けるなど、住宅の増改築、補修等に資金を必要とする低所得世帯	150万円以内 (特に必要と認められる場合245万円以内)	1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 (左記の特に必要と認められる場合9年以内) 3 貸付利率 年3% (据置期間中は無利子)
生活福祉資金	重複貸付	被害の程度に応じて、上記資金の重複貸付が可能である		上記のとおり	1 家財のみ破損 150万円以内 2 住宅の半壊・半焼 170万円以内 3 住宅の全壊・全焼 250万円以内 4 3の場合でかつ特別の事情のある場合 350万円以内 5 上記2、3において被災した住宅を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ないなど特別の事情がある場合 (上記2の場合) 250万円以内 (上記3の場合) 350万円以内	

(5) 母子・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭の母（配偶者のない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）及び寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭であった者）等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童、寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる次の特例措置がある。（根拠法令：母子及び寡婦福祉法）

貸付金の種類	被害の種類	被害の程度	据置期間の延長期間
事業開始資金	住宅又は家財の被害	15,000円以上 30,000円未満	6か月間
		30,000円以上	1年間
事業継続資金 及び住宅資金	住宅又は家財の被害	15,000円以上 30,000円未満	6か月間
		30,000円以上 45,000円未満	1年間
		45,000円以上	1年6か月間

事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金であって、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害による被害を受けた日から1年以内に貸付けられるものについては、その措置期間を、貸付の日から2年をこえない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて、期間の延長をすることができる。

4 住宅金融公庫への斡旋

(1) 災害復興住宅資金

村は県と連携を図り、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融公庫法に規定する災害復興住宅資金融資摘要災害に該当するときは、被災者に対して当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。この場合、資金の融資を早くするために、村においては、被災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

(2) 災害特別貸付金

村において災害により滅失家屋が10戸以上となった場合、被災者の希望により災害の実態を把握したうえで、災害特別貸付制度による融資を住宅金融和歌山代理店に申し出るとともに、現地に相談所を設置し被災者に融資制度の内容を周知する等必要な措置をとり、借入申し込みに際してはその手続き上の指導を行う。

(3) 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転または建設しようとするものに対する融資の斡旋について、村及び県は災害特別貸付と同様の措置を講ずる。

5 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失、又は焼失して低額所得者の被災者に対する住宅対策として、村は県と連携を図り、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、村及び県は災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し災害査定の早期実施が得られるよう努める。

第3節 被災中小企業の振興、農林業者への融資計画

被災した中小企業の再建を促進し、打撃を受けた農林業の生産力回復を図るため、村は県の指導のもとに、資金対策に万全を期するよう努める。

1 中小企業復興資金（行財政グループ）

被災した中小企業者に対する資金対策としては、普通銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、環境衛生金融公庫及び国民生活金融公庫等の融資、信用保証協会による融資の保証等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が行われるが、これらの融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう措置する。

2 農林災害に対する融資制度

(1) 農林漁業金融公庫からの融資

ア 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設、被害果樹の改植等の復旧に要する費用を融通

イ 農林漁業セーフティネット資金（災害資金）

災害に伴う経営再建費（経営続行を可能にする程度の経営再建費用）を融通

ウ 農業基盤整備資金

災害により流失、埋没した農地、牧野、農道等の復旧に要する費用を融通

エ 貸付対象者・貸付利率・償還期間等

（利率は平成19年11月19日現在）

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率（年）	償還期間	うち据置期間
農林漁業施設資金	（共同利用施設） 農協等が設置する農産物の生産・流通・加工・販売に必要な共同利用施設等の復旧	農協・農協連、土地改良区・同連合会、5割法人・団体、農業共済組合・同連合会等	2.15%	20年以内	3年以内
	（主務大臣指定施設） 農業用施設、果樹の定植、樹園地の整備、果樹棚の設置、樹苗養成費等	農業を営む者	1.80%	15年以内	3年以内
農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補てん費	農業を営む個人、農業生産法人	1.45%	10年以内	3年以内
農業基盤整備資金	農地、牧野又はその保全、若しくは利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・農協連等	1.45～ 1.70%	20年以内	10年以内

(2) 経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じる。（天災資金）

貸付対象者・貸付利率・償還期間等

資金名	資金の種類		貸付対象事業	貸付対象者	利率（年）	償還期間		貸付限度額
天災資金	経営資金	一般天災（注1）	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、漁具、稚魚、漁業用燃料当購入、漁船の建造・取得等農林漁業経営に必要な資金	被害農林漁業者 ①農業にあつては、年収量の30%以上の減収でかつ年収入10%以上の損失額又は30%以上の樹体損失額のある者 ②林業、漁業にあつては、年収入10%以上の損失額のある者又は50%以上の施設損失額のある者	1.60%以内	3～6年以内		個人 200万円 法人 2000万円
		激甚天災（注1）				4～7年以内		個人 250万円 法人 2000万円
事業資金	事業資金	一般天災（注1）	天災により被害を受けたために必要となった事業運転資金	在庫品等に著しい被害を受けた農協、農協連、森組、森組連、水協	1.60%以内	3年以内	組合 2500万円 連合会5000万円	
		激甚天災（注1）					組合 5000万円 連合会7500万円	

(注) 1 一般天災とは天災融資法のための適用を受ける天災をいい、激甚天災とは激甚災害法の適用をも受ける天災をいう。

2 貸付利息は、天災融資法の発動の都度、上記利率の範囲内で災害制度資金の貸付利率等を考慮して設定している。

3 林業災害に対する融資制度

(1) 農林漁業金融公庫からの融資

ア 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通

イ 林業基盤整備資金

災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設及び林道等の復旧に要する費用を融通

貸付対象者・貸付利率・償還期間等

(利率は平成19年11月19日現在)

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率 (年)	償還期間	うち据置期間
農林漁業施設資金	(共同利用施設) 造林、林産物の生産・流通・加工・販売等に必要な共同利用施設の復旧	森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、5割法人・団体、林業振興法人等	2.15%	20年以内	3年以内
	(主務大臣指定施設) 造林、異常降雪等による被害森林の復旧〈補助対象事業〉	林業を営む者	1.80%	15年以内	3年以内
林業基盤整備資金	(造林) 台風、異常降雪等による被害森林の復旧〈補助対象事業〉	林業を営む者、森林組合・同連合会	1.80～ 1.95%	30年以内	30年以内
	(樹苗養成施設) 樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合	1.75～ 1.95%	15年以内	5年以内
	(林道) 自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設(林産物搬出用機械含む)の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合	1.80～ 1.95%	20年以内	3年以内

(2) 林業改善資金の融通

火災、気象上の原因による災害、その他の災害により損害を受けた森林の整備を行うために必要な資金を融通

貸付対象者・貸付利率・償還期間等

資金名	資金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	利率	償還期間	貸付限度額
林業生産高度化資金	被害森林整備資金	作業路の開設・改良費用、被害木等の伐採・搬出、若しくは防除処理費用及び作業労賃	森林所有者、素材生産業者、種苗生産業者、森林組合・同連合会、生産森林組合、造林公社等	無利子	5年以内	森林面積 1haにつき 120万円

第4節 義援金の配分計画

寄託を受けた義援金の配分を行う場合、住民・企業等の意思を適切かつ効果的に反映した配分計画を策定し、速やかな配分の実施に努める。

1 義援金の配分

(1) 義援金の配分については、日本赤十字社和歌山県支部、その他義援金募集関係機関と義援金配分委員会等（以下「配分委員会等」という。）を設置し、公平かつ迅速な配分を行うものとする。また、この業務に関して、村広報等による広報活動やその他必要な支援を行う。

(2) 配分委員会等は、以下のことについて検討するものとする。

- ア 配分金額
- イ 配分対象者
- ウ 配分方法
- エ その他義援金配分に関すること。

〔日本赤十字社和歌山県支部〕

日本赤十字社和歌山県支部、又は日本赤十字社和歌山県支部が中心となって組織された義援金募集委員会等が義援金の配分を行う場合、配分委員会等の設置や配分基準・方法等を示した配分計画を策定するなど、公平かつ適切な配分の実施に努めるものとする。

(1) 配分委員会等を設置する場合の委員等の選考に当たっては、学識経験者・福祉関係者・被災地域の住民代表・行政関係者等を交えるなど、第三者的機能を持たせたものとする。

(2) 義援金の配分計画を策定したときは、報道機関等の協力を得るなどして、速やかに住民・企業等へ公表するとともに、迅速かつ確実な方法により被災住民への周知を行う。

(3) 配分計画に基づき配分を行うときは、報道機関等の協力を得るなどして、速やかに住民・企業等へ公表するとともに、迅速かつ確実な方法により被災住民への周知を行う。

(4) 義援金にかかる全ての配分を終了したときは、県に対してその状況を報告するとともに、報道機関等の協力を得るなどして、住民や企業等へ公表する。

〔県〕

県は、日本赤十字社和歌山県支部、又は配分委員会等の要請により、配分活動を支援するため、県が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行うことになっている。

第5節 激甚災害の指定に関する計画

1 激甚災害に関する調査

村長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

[県]

- (1) 知事は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせることにしている。
- (2) 関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他「激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律」に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるようにする。

2 特別財政援助額の交付手続等

村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部に提供しなければならない。

第3編 震災対策計画編

◆第1章 災害予防計画

〈震災対策計画編の記述について〉

突発的な地震による災害には、建物倒壊、地すべり、がけ崩れ、土石流、洪水、更には火災の多発などが考えられる。これらの災害は、風水害や火災等とは発生要因が異なるものの、災害対策上とるべき施策としては体系的、内容的に見ておおむね同様である。

そこで、「震災対策計画編」では、実施すべき対策とその基本的な方針について記述した上で、具体的な施策については「基本計画編」の各施策を準用している。ただし、地震災害対策として独特の内容がある場合は、その対策の中に加筆している。

第1節 防災知識の普及計画

地震防災対策の円滑な実施を確立するために、職員の教育はもとより、学校教育、社会教育等を通じて、住民に対する啓発活動が重要である。

具体的な知識の普及、啓発活動については、基本計画編第1章第1節「防災知識の普及計画」に準ずる。ただし、地震の場合の家庭における防災対策に関する知識の普及に当たっては、特に住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ブロック塀の倒壊防止、ガラスの飛散防止等に留意する。

第2節 自主防災組織の育成に関する計画

住民は、自らが地震及び防災に関する知識を持ち、これを家庭、地域、職場等で実践しなければならない。また、このことは、住民が相互に協力し、地域や職場において自発的に防災組織を作ることによってより効果的となるため、村は、自主防災組織の育成強化を図るとともに、その活動指針を示す。

平常時及び地震発生時における住民や自主防災組織の果たすべき役割については、基本計画編第1章第2節「自主防災組織の育成に関する計画」に準ずる。ただし、地震発生時に住民が実施する事項については以下による。

○地震発生時の住民の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) すばやく火の始末をする。
- (3) 火が出たら、まず消火する。
- (4) あわてて戸外に飛び出さず、出口を確保する。
- (5) 狭い路地、塀のわき、がけ、川や谷には近寄らない。
- (6) 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- (7) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- (8) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (9) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (10) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (11) 電話の利用を自粛する。

また、自主防災組織の育成強化についても、基本計画編と同様に組織づくりを推進しなければならない。

第3節 防災訓練計画

地震災害に対して各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、北山村地域防災計画に定める地震災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は現地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時期を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

具体的な訓練計画及び訓練内容・時期等については、基本計画編第1章第3節「防火訓練計画」に準ずる。

第4節 防災体制の整備計画

地震が発生した場合、死傷者をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、村は防災関係機関との連携を図り、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災体制の整備を推進する。

具体的な防災体制の整備状況については、基本計画編第1章第4節「防災体制の整備計画」に準ずる。

第5節 通信体制の整備計画

村は、防災関係機関と連携を図り、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、平常時から大規模地震災害の発生に備え、各関係機関において情報収集・連絡体制の整備を図るとともに、通信及び放送施設の耐震対策を講じておく。

なお、具体的な計画については、基本計画編第1章第6節「通信体制の整備計画」に準ずる。

第6節 地震火災予防計画

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によるところが大である。したがって震災被害を最小限に軽減するために、村は、消防力の強化、消防水利の整備、火災予防のための指導の徹底等に努める。

なお、具体的な計画については、次に定めるもののほか、基本計画編第1章第17節「火災関係予防計画」に準ずる。

1 出火防止

村は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

(1) 一般家庭に対する指導

ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。

イ 耐震自動しゃ断装置付きのガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。

ウ 家庭用消火器等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。

エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

カ 特に、寝たきり老人、独居老人、身体障害者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

(2) 職場に対する指導

ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。

イ 終業時における火気点検の徹底を図る。

ウ 避難、誘導体制の総合的な整備を図る。

エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。

オ 自主防災組織の育成指導を行う。

カ 不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。

キ 化学薬品を保有する学校等においては、混合火災が生じないように適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。

ク 危険物施設、プロパンガス施設、電器施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入検査等を通じて安全対策の促進を図る。

2 初期消火

地震時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、村と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進する。

〔関係機関〕

○事業所等

- (1) 地震時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図るものとする。
- (2) 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成するものとする。

第7節 危険物施設等災害予防計画

地震時における危険物やプロパンガス等の漏洩・爆発等による被害を最小限に抑えるため、各施設の耐震化を図るほか、具体的な防止対策については、基本計画第1章第21節「危険物等災害予防計画」に準ずる。

1 プロパンガス施設

プロパンガス取扱事業所におけるプロパンガス施設は、過去の震災の経験を生かし、耐震性を考慮した設計・施工が行われ、地震に対する構造上の安全対策が講じられている。

しかしながら、大規模な地震が発生した場合は、耐震設計で考慮されている要因以外のものや、地盤の液状化による要因で、プロパンガス施設が損傷を受けることがあるため、プロパンガス取扱事業所及び一般消費家庭に対し、次のとおり、設備の設置を推進する。

(1) プロパンガス取扱事業所

容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

(2) 一般消費家庭

ア 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

イ ガス漏れ警報機、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置の推進

第8節 建築物等災害予防計画

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を高め、安全性の向上を図る。

1 公共建築物

公共建築物の中には災害発生後、避難施設や復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また、災害時要援護者が利用することから特に耐震性が要求される。このため、北山村耐震化促進計画に基づき計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

(1) 役場庁舎の耐震工事の実施

本村役場庁舎を災害時の災害対策本部設置場所として、また県等、各種関係機関との連絡、応援要請を行うための最も重要な施設と位置付け、早急に耐震工事を実施する。

(2) 北山村村民会館の耐震工事の実施

災害時の避難場所として、また大沼地区の災害時備蓄倉庫にもなっている村民会館の耐震化を促進する。

(3) 各地区区民会館の耐震化の促進

災害時、各地区において応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物である区民会館の耐震化を早急に実施する。すでに建て替えが完了している七色・竹原・小松地区に続いて、大沼・下尾井地区の区民会館の耐震化を促進する。

2 一般建築物等の耐震診断・改修の促進

(1) 耐震性向上の普及、啓発

村は、既存建築物の耐震性の向上のため、広報の充実、相談窓口の設置等により、耐震知識、耐震診断・改修の必要性、補強技術等の普及、啓発を図る。

(2) 民間建築物の耐震診断・改修の推進

ア 村は、民間建築物について、建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に、耐震診断・改修についての自助努力を促す。

イ 村は、避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物、救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物等については、定期報告制度も活用し、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

(3) 木造住宅の耐震診断・改修の促進

地震による人的被害の軽減のため、住宅の耐震化を進める。特に、古い木造住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、ガイドブックの作成、講演会の実施、耐震改修事例集の作成などにより、指導・啓発に努める。

3 コンピュータの安全対策

村は、自ら保有する重要な情報システムについて、耐震補強、機器の落下倒壊の防止、

データの安全な場所での保管など、所要の安全対策の実施に努める。

4 家具等転倒防止対策（行財政グループ）

地震発生時に一般家庭等にある家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対して、家具類の安全対策を広報し、知識の普及を図る。

5 被災建築物応急危険度判定対策

(1) 応急危険度判定士登録の推進

県が行う被災建築物応急危険度判定士講習会への職員の受講を促進し、判定士資格を持つ職員の確保に努める。

(2) 応急危険度判定用資機材の備蓄

県と協議の上、判定用資機材の備蓄に努める。

(3) 震前判定計画の策定

地震発生後において、被災建築物の応急危険度判定を実施するため、震前において被災建築物等の被害予測に基づいて必要な判定士、必要判定コーディネーター及び本部員数、判定区域及び判定対象とすべき建築物書を把握し、判定活動の作業手順を確認しておく震前判定計画の策定を行う。

第9節 土砂災害予防計画

本村は、地震時において、斜面災害、山地災害等の土砂災害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、地震にかかる災害危険を解消するため事前対策を計画的に推進する。

急傾斜地崩壊対策等土砂災害に関する避難態勢の整備等については、基本計画編第1章第20節「土砂災害予防計画」に準ずる。ただし、地震災害の予防上重要な以下の事項については、その対策を推進する。

1 土砂災害防止対策の推進

山崩れ等の防止対策に当たっては、構造物、施設等の耐震性に十分配慮し、斜面崩壊及び落石等の危険性のある箇所について、災害防除工事等を計画的に実施する。

2 液状化対策の推進

地盤の液状化の可能性がある地域地盤の概要を把握し、公共土木施設等の耐震点検及び施設の設計、計画時において活用努める。

また、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を図るとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止するため必要に応じ耐震補強の実施に努める。

第 10 節 公共施設等予防計画

道路・橋りょう、河川、砂防施設等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。このため、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

河川管理、施設、道路施設についての具体的な計画については、基本計画編第1章第18節「風水害予防計画」及び第19節「道路関係災害予防計画」に準ずるが、施設はいずれも耐震性を考慮した設計を行う。

第 11 節 ライフライン施設の災害予防計画

生活に直結する水道施設、電気、ガス、電話等ライフラインにおける災害を未然に防止し、大規模地震災害においても被害を最小限にとどめるための具体的な計画については、基本計画編第1章第22節「ライフライン関係災害予防計画」に準ずる。ただし、施設の耐震点検や耐震性の向上には特に留意する。

第 12 節 避難計画

地震時には、延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震災害時における村長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者、難病患者その他の災害時要援護者の安全避難について留意するとともに、避難施設や貯水槽の耐震化を推進する。

避難所・避難路の指示及び避難計画など具体的な避難体制の整備については、基本計画編第1章第8節「避難計画」に準ずる。

第 1 3 節 医療計画

地震時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱が予想される。

このため、地震発生時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び医療救護班の編成基準など、医療救護体制の整備を計画的に推進する。

被災者に対する医療救護活動についての具体的な計画については、基本計画編第 1 章第 9 節「医療計画」に準ずる。

第 1 4 節 ボランティア活動支援環境整備計画

大規模地震発生時には、個人のほか、専門技能グループを含む組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。このため、大規模地震発生時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織など幅広いボランティアの体制整備に努める。

ボランティアの登録・育成及びその役割については、基本計画編第 1 章第 10 節「ボランティア活動支援環境整備計画」に準ずる。

第 1 5 節 要配慮者対策計画

災害時要配慮者の実態把握や避難体制の確立等については、基本計画編第 1 章第 11 節「要配慮者対策計画」に準ずる。

第 1 6 節 緊急輸送網の整備計画

地震災害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、緊急輸送道路を確保することが必要である。

よって、緊急輸送道路ネットワークの活用を図るため、緊急輸送道路から本村の防災拠点に連絡する村道について計画的に整備を推進する。

具体的な計画については、基本計画編第 1 章第 12 節「緊急輸送道路の整備計画」に準ずる。

第 1 7 節 防災用資機材整備計画

村は、自己が保有する災害応急措置に必要な資材、機材並びに施設を、災害時にその機能を有効使用できるよう、常時点検整備を行う。

具体的な整備計画については、基本計画編第 1 章第 13 節「防災用資機材整備計画」に準ずる。

なお、資機材配備、施設の耐震化には留意する。

第 1 8 節 食料、生活必需品の確保計画

大規模な地震が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の調達・供給は重要であり、特に援助物資が届くまでの発災直後は、輸送手段等が限られるため、食料確保のためには備蓄が重要である。また、災害発生時には、住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生ずることが予想される。このため、災害に備えて備蓄・調達体制の整備を図る。

地震災害時の住民生活を支えるための食料及び生活必需品に関する具体的な計画については、基本計画編第 1 章第 14 節「食料、生活必需品の確保計画」に準ずる。なお、備蓄倉庫等の耐震性の強化には特に留意する。

第 1 9 節 防疫計画

地震が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、あらかじめ村において防疫体制の確立に努める。

地震災害の発生に伴う感染症の発生を未然に防止するための防疫組織の確率及びし尿処理・清掃活動体制の確保については、基本計画編第 1 章第 15 節「防疫計画」に準ずる。

第 2 0 節 廃棄物処理計画

災害の発生に備え廃棄物処理施設の稼働が円滑に行われるよう平素より維持管理のための点検や体制づくり等を整備し、対策を樹立する。

具体的な処理計画については、基本計画編第 1 章第 16 節「廃棄物処理計画」に準ずる。

第 2 1 節 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法の規程に基づき、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成18年度を初年度とする第3次地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、地震対策の万全を期する。

和歌山県地震防災緊急事業五箇年計画のうち、本村に関係するものは次のとおりである。

事業主体	事業名		事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年 度	所管省庁
北山村	避難路 (2号)	森林整備 事業	0.60km 1箇所	80	平18～22	林野庁
和歌山県	緊急輸送道路 (5-1号)	国道169号 七色拡幅	L=650m	65	平18	国土交通 省
北山村	公立小中学校 (9号)	地震防災 対策事業	1	5	平20	文部科学 省

第 2 章

災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

村域に大規模な地域災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、村は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ地震災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 災害対策本部

災害対策本部の設置、組織及び所掌事務等については、基本計画編第2章第1節「活動体制計画」に準ずる。ただし、勤務時間外に大規模地震が発生し、交通機関の途絶等によって災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ村長が指名する緊急防災要員等による初動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

2 地震発生時の緊急配備体制

配備体制については、基本計画編第2章第1節「活動体制計画」に準ずる。ただし、地震発生及び地震災害時における動員時期及び標準配備要員数については、次のとおりとする。

	準備体制 (第1次配備)	警戒体制 (第2次配備)	非常体制 (第3次配備)
配備時期	●村内で震度4の地震が発生したとき。 ○その他村長が特に必要と認めたとき。	●村内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 ○その他村長が特に必要と認めたとき。	●村内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 ○その他村長が特に必要と認めたとき。
配備内容	事態に対処するため、災害防除の措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するために必要な諸般の準備を開始、情勢の把握、連絡活動を主とする体制とする。	局地的災害に対しては、即座に応急対策活動が遂行できる体制とする。	要員の全員をもって当たる完全体制とし、状況による応援組織が直ちに活動できる体制とする。 (災害対策本部の設置)

(注) ●は自主参集基準を示す。配備要員は、●の基準に該当することを覚知したときは、配備指令を待たず、自ら進んで登庁し、配備につくものとする。

標準配備要員数

担当課 配備基準	総務課	政策 推進室	住民 福祉課	産業 建設課	教育 委員会	消防団
1号警戒配備	課長 消防係	室長 防災担当	課長	課長	次長	
2号警戒配備	全 職 員					消防団長 副団長
3号警戒配備	全 職 員 及 び 全 消 防 団 員					

第 2 節 地震情報の伝達計画

地震発生直後の初動期における応急対策を進める上で、地震情報等は基本的な情報である。このため、村は、関係機関と連携を図り、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、住民及び関係機関等に伝達する。

1 情報の種類

(1) 地震に関する情報

ア 地震に関する情報の種類

情報の種類	内 容
震源・震度に関する情報（気象庁）	震度 3 以上が観測された場合、震源要素、その地域名と市町村名を発表する。なお、震度 5 弱以上になった可能性がある市町村の震度情報が得られていない場合、その事実を含めて発表する。また、津波の有無を付記する。
各地の震度に関する情報（気象庁）	震度 1 以上が観測された場合、震源要素、その観測点名を発表する。なお、震度 5 弱以上になった可能性がある観測点の震度情報が得られていない場合、その事実を含めて発表する。また、津波の有無を付記する。
地震回数に関する情報（気象庁）	大きな地震が発生するなど、地震が多発した場合、1 時間あたりの震度 1 以上の地震発生回数を震度ごとにまとめて発表する。
和歌山県総合防災情報システムの情報（和歌山県）	和歌山県総合防災情報システムにより、県統制室は各市町村に情報を伝達する。

2 情報の受理、伝達

具体的な受理、伝達方法については、基本計画編第 2 章第 2 節「気象情報の伝達計画」に準ずる。

ただし、地震による被害が発生している場合、余震等により災害が見込まれる場合、防災行政無線等により、住民に周知する。

第3節 早期災害情報収集の計画

村は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報を収集する。

その際、当該被害が村の対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができない災害である場合は、至急その旨を県及び国にそれぞれ通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、被害の詳細が十分に把握できない状況にあっても、入手できた災害情報の迅速な報告に努める。

具体的な計画については、基本計画編第2章第3節「早期災害情報収集の計画」に準ずる。

第4節 被害状況の調査・報告計画

地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報については特に住民の生命に関わる情報に重点を置いて収集し、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

具体的な内容については、基本計画編第2章第4節「被害状況の調査・報告計画」を準用する。

ただし、地震が発生し、村域内で震度4以上を記録した場合は被害状況及び応急措置の実施状況を県に報告する。

第5節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、各種防災ヘリコプターの広域的かつ機動的な活用を図る。

具体的な計画については、基本計画編第2章第5節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」に準ずる。

第6節 通信運用計画

災害時において、通信は正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

村は、関係機関との連携を図り通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

具体的な計画については、基本計画編第2章第6節「通信運用計画」に準ずる。

なお、通信設備については、耐震化を図ることを前提とするが、地震によって通信設備が損傷し、通信機能が低下又は機能停止するおそれがあるので、被害を最小限にとどめ、早急な機能の回復を図るための通信設備の応急復旧のための体制、維持管理業者、関係機関との連絡方法等を定めておく。

第7節 広報計画

震災の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。広報活動は、原則として村長（災害対策本部長）等が承認した内容を広報責任者が実施する。

具体的な広報活動については、基本計画編第2章第7節「広報計画」に準ずる。ただし、地震災害の特殊性により、主な広報事項は次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 余震等に関する地震情報及び注意の喚起
- (4) 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- (5) 避難の勧告、避難場所の指示
- (6) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (7) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (8) 防疫に関する事項
- (9) 医療救護所の開設状況
- (10) 被災者等の安否情報
- (11) 不安解消のため、住民に対する呼び掛け
- (12) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (13) 交通機関の運行状況及び交通規制状況
- (14) 犯罪防止に関する情報
- (15) 建物の危険度判定情報
- (16) 道路、橋梁、河川等公共施設の被害状況
- (17) その他必要と認められる情報

第 8 節 消火・救急救助活動計画

地震災害時は、住宅地を中心に火災が予想されるため、村・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得た、効果的に連携し、消防活動を推進する。

具体的な消防活動については、基本計画編第 2 章第 7 節「火災関係応急対策計画」を準用するが、住民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力するものとする。

第 9 節 各機関への派遣要請計画

大地震が発生した場合、被害が拡大し、村単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請のほか、他の機関等への効率的かつ迅速な災害派遣と受け入れ態勢を整える。

具体的な要請方法、受け入れ態勢については、基本計画編第 2 章第 8 節「各機関への派遣要請計画」に準ずる。

第 10 節 医療救護計画

震災時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、村は、県、日本赤十字社和歌山県支部、医師会、地元医療関係等と協力し、救助班による緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

具体的な計画については、基本計画編第 2 章第 9 節「医療救護関係」に準ずる。

第 11 節 ボランティア活動支援計画

大規模な地震の発生時には、各種援護を必要とするものが増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。このため、村では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

具体的な計画については、基本計画編第 2 章第 10 節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。

第 1 2 節 災害時要援護者の福祉的処遇計画

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児など災害時要援護者の被災情報把握に努めるとともに、災害時要援護者の状況に応じた福祉サービスの提供の援助活動を行う。

災害時要援護者に対する援助対策については、基本計画編第 2 章第 11 節「災害時要援護者の福祉的処遇計画」に準ずる。

第 1 3 節 避難対策計画

大規模地震発生時においては、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民、生命、身体、安全確保に努める。その際、災害時要援護者についても十分配慮する。

避難活動に関する対応については、基本計画編第 2 章第 12 節「避難対策計画」に準ずる。

第 1 4 節 緊急輸送計画

緊急輸送は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行う。

緊急輸送活動対策については、基本計画編第 2 章第 13 節「緊急輸送計画」に準ずる

第 1 5 節 災害警備、交通規制計画

震災時には、住民の生命、身体、財産の保護及び各種犯罪の予防、取締まり並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安維持及び交通確保に万全を期することが極めて重要である。

このため、村は関係機関の災害警備計画に協力し、住民の安全を守る。
具体的な計画については、基本計画編第 2 章第 14 節「災害警備、交通規制計画」に準ずる。

ただし、災害時には運転者は次の措置をとらなければならない。

〔住民〕

(1) 走行中の車両の運転者の遵守事項

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させること。

- イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。
- (2) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域または道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。
 - ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - (イ) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - (ロ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがあること。

第16節 水防活動計画

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、村は大地震発生後直ちに、消防団等を出動させ、必要に応じた地域内外の協力・応援を得て区域内の河川、砂防施設等を巡視するなど警戒活動を強化し、水防活動を実施する。

具体的な対策については、基本計画編第2章第28節「風水害応急対策計画」に準ずる。ただし、地震時の河川等施設被害の拡大防止については次のとおりとする。

- (1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止
 - 地震動の伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。
- (2) 河川施設の早期復旧
 - そのまま放置すれば、二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

第 17 節 食料、生活必需品の供給計画

震災時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保は困難になり、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化も予想される。特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、迅速に食料、衣料及び生活必需品を調達し、被災者に給与する。

具体的な計画については、基本計画編第2章第15節「食料、生活必需品の供給計画」に準ずる。

第 18 節 給水計画

震災時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

具体的な計画については、基本計画編第2章第16節「給水計画」に準ずる。ただし、給水施設の老朽化への対応及び耐震性の向上に努める。

第 19 節 公共施設等の応急復旧計画

震災時には、道路・河川・砂防施設等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

なお、河川管理施設については、基本計画編第2章第28節「風水害応急対策計画」に、道路施設については、第29節「道路関係災害応急対策計画」に、砂防施設等については、第30節「土砂災害応急対策計画」に準ずる

1 道路、橋りょう、トンネル

村は、他の道路管理者と協力して、震度4以上の地震が発生した場合は、緊急輸送道路等の被害状況、車両通行不能状況等の緊急調査を実施する。

また、橋りょう、トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊、落石等の危険箇所等の緊急点検を行うとともに、必要に応じてヘリコプターを活用するなどして被害状況の把握の迅速化を図る。

2 公共建築物（関係課）

(1) 被災公共建築物の点検

村は、災害発生後直ちに応急危険度判定士等を活用して、公共建築物の緊急点検を実施し、これらの被害状況等の把握に努める。

(2) 被災公共建築物の応急復旧

緊急点検を終えた施設は、被災の程度に応じて速やかに応急復旧を行い、施設の機能回復を図る。

公共施設のうち次に掲げる建築物については、災害時に活動上重要な拠点となることから、これらの活動を円滑に進めるため、他に優先して応急復旧及び安全確保を行い、それぞれの施設の機能の確保を図る。

ア 災害時に応急活動上の拠点となる村庁舎等

イ 災害時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる村出先機関等

ウ 災害時に緊急の救護所となる医療機関等

エ 災害時に被災者の一時収容施設となる学校、体育館等

オ その他の村有施設のうち、上記に準ずる公共施設

第20節 ライフライン施設の応急復旧計画

ライフラインの復旧は、復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、村は各ライフライン事業者等との連携のもと、地震災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、ライフライン事業者が実施する応急復旧に協力する。また、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

なお、簡易水道施設については、基本計画編第2章第16節「給水計画」に、電話施設については、第6節「通信運用計画」に、電気施設については、第32節「ライフライン関係災害応急対策計画」に準ずる。

第21節 危険物施設等応急対策計画

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るほか、二次災害を防止しなければならない。このため村は各施設管理者が実施する応急対策に協力し、適切かつ迅速な防災活動を実施する。また、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

具体的な計画については、基本計画編第2章第31節「危険物等災害応急対策計画」に準ずる。

第22節 二次災害の防止活動計画

地震災害における斜面崩壊及び建築物の倒壊等による二次災害を防止し、被害を最小限におさえるため、村は、防災関係機関等の協力を得ながら住民の安全確保に努める。

1 土砂災害対策

村は、余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害の危険箇所の点検を行う。

その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに警戒避難対策を実施する。

2 被災建築物の応急危険度判定

村は、大規模地震により被災した建築物の倒壊、部材の落下等による人命への二次災害を防止するために、県の協力を得て早期に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、被災建築物応急危険度判定士による応急危険度判定を実施する。

特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な建築物は、速やかに応急危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立ち入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

第23節 防疫、保健衛生計画

震災時には、建物の倒壊や焼失及び水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、防疫、食品衛生、環境衛生に関し、適切な処置を行う。

具体的な活動内容等については、基本計画編第2章第17節「防疫、保健衛生計画」に準ずる。

第 2 4 節 遺体の火葬等計画

震災時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、捜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

具体的な活動内容等については、基本計画編第 2 章第 18 節「遺体の火葬等計画」に準ずる。

第 2 5 節 廃棄物の処理及び清掃計画

震災時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災等により、大量のごみの発生が予想される。また、水道施設の被災によりトイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題も生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、がれき及びし尿・ごみの処理に関し、必要な措置を行う。

具体的な活動内容等については、基本計画編第 2 章第 19 節「廃棄物の処理及び清掃計画」に準ずる。

第 2 6 節 文教対策計画

震災時における学校施設の被災及び児童生徒の被災により通常の実施を行うことができない場合は応急教育を実施する。

応急教育及び学校施設の確保等、災害時における教育活動については、基本計画編第 2 章第 20 節「文教対策計画」に、また文化財の保護及び応急対策については第 21 節「文化財災害応急対策計画」に準ずる。

第 2 7 節 住宅応急対策計画

震災時には、住居の全壊、全焼等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住宅も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

住宅の確保・修理については、基本計画編第 2 章第 22 節「住宅応急対策計画」に準ずる。

第 2 8 節 労務計画

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労務者等の確保（公共職業安定所を通じての確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

具体的な計画については、基本計画編第 2 章第 24 節「労務計画」に準ずる。

第 2 9 節 災害救助法等による救助計画

地震災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、村は、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて災害救助法を運用する。

具体的な計画については、基本計画編第 2 章第 25 節「災害救助法等による救助計画」に準ずる。

第 3 0 節 義援金の取扱いに関する計画

震災時には、多くの義援金の送付が予想される。このため、義援金の募集及び寄せられた義援金を公正・適正に被災者に配分するために体制を整える。

具体的な計画については、基本計画編第 2 章第 26 節「義援金の取扱いに関する計画」に準ずる。

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けるため、県の行う調査等に協力する。

具体的な計画については、基本計画編第 3 章第 5 節「激甚災害の指定に関する計画」に準ずる。

第 3 章

災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長、その他指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規程により責任を有する者は、それぞれが管理する公共施設について災害復旧を実施するものとする。

公共施設の災害復旧事業実施体制の確立等、復旧事業対策に際しての留意事項については、基本計画編第3章第1節「公共施設の災害復旧計画」に準ずる。

第2節 被災者の生活確保計画

被災した災害からの速やかな復旧を図るため、村は、県及び関係機関と連携を図り被災者措置を講ずる。

被災者の生活確保対策、労務対策等については、基本計画編第3章第2節「被災者の生活確保計画」に準ずる。

第3節 被災中小企業の振興、農林業者への融資計画

被災した中小企業の再建を促進し、打撃を受けた農林業の生産力回復を図るため、村は県の指導のもとに、資金対策に万全を期するよう努める。

具体的な計画については、基本計画編第3章第3節「被災中小企業の振興、農林業者への融資計画」に準ずる。

第4節 義援金の配分計画

寄託を受けた義援金の配分を行う場合、住民・企業等の意志を適切かつ効果的に反映した配分計画を策定し、速やかな配分の実施に努める。

具体的な計画については、基本計画編第3章第4節「義援金の配分計画」に準ずる。

第5節 激甚災害の指定に関する計画

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けるため、県が行う調査等に協力する。

具体的な計画については、基本計画編第3章第5節「激甚災害の指定に関する計画」に準ずる。

第4章

南海トラフ地震防災 対策推進計画

第1節 総則

1. 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、村における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

村の区域に係る地震防災に関し、村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱は、北山村地域防災計画「第1編総則第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

第2節 関係者との連携協力の確保

1. 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

村は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材(以下「物資等」という。)が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

また、村は県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

村は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

① 防災関係機関は、地震が発生した場合において、北山村地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検整備、配備等の計画を作成するものとする。

2. 他機関に対する応援要請

村が災害応急対策の実施のため必要な協力を得る必要があるときは、締結している応援協定に従い応援を要請するものとする。

3. 帰宅困難者への対応

(1) 村は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

(2) 村は、帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3節 震災発生時等における、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1. 避難勧告・避難指示の発令基準

(1) 村長は、震災が発生し、又は発生するおそれがあり、村民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対し避難の勧告をする。

また、村長は避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告するものとする。

(2) 警察官は、震災が発生した場合において、当該災害の発生により村長が、避難のための立退きの勧告及び指示ができなくなったとき又は村長より要求があったときは、村民に対しての避難指示をすることとする。この場合、警察官は直ちに避難の指示をした旨を村長に報告する。また、報告を受けた村長はその旨を速やかに知事に報告するものとする。

2. 避難対策等

(1) 村は、指定避難所及び指定緊急避難場所等を適切に指定するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を設定するものとする。

また、村は地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- ① 地域の範囲
- ② 想定される危険の範囲
- ③ 避難場所（屋内、屋外の種別）
- ④ 避難場所に至る経路
- ⑤ 避難の勧告又は指示の伝達方法
- ⑥ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- ⑦ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(2) 村は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておくものとする。

(3) 村は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

(4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び村災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(5) 村は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておくものとする。

① 村は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。

② 村長より避難の勧告又は指示が行われたときは、避難行動要支援者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住

民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、村は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

- ③ 地震が発生した場合、村は避難行動要支援者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

(6) 避難所における救護上の留意事項

- ① 村が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

ア 福祉避難所等収容施設への収容
イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
ウ その他必要な措置

- ② 村は①に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請
イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
ウ その他必要な措置

- (7) 村は、居住者等が地震発生時に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための対策を実施するものとする。

3. 水道、電気、ガス、通信関係

水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、北山村地域防災計画基本計画編「第2編第2章第16節 給水計画」「第2編 第2章 第32節 ライフライン関係災害応急対策計」によるものとする。

4. 村が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

村が管理する庁舎、診療所、社会福祉施設、保育所、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

① 各施設に共通する事項

ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
ウ 出火防止措置
エ 水、食料等の備蓄
オ 消防用設備の点検、整備
カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

② 個別事項

ア 庁舎については、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備など必要な措置をとる。
イ 診療所にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

エ 保育所・学校等にあつては、

(ア) 避難の安全に関する措置

(イ) 当該保育所・学校等に保護を必要とする園児・生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 村は、4の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を村管理施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

② この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校等の管理者は(1)の①又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、村が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

村は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、関係者等に工事を中断させるものとする。

5. 迅速な救助

(1) 消防機関等との連携による被災者の救助・救急活動の実施体制

村は、救助・救急体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

村は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

(3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

村は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

(4) 消防団の充実

村は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等

村は、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の情報・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制を整備するものとする。

① 情報の収集・伝達における村・関係機関の役割

② 国・県・関係機関との連絡体制図

2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達、災害本部等の設置等

村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制を整備するものとする。

- ① 情報の収集・伝達における村、関係機関の役割
- ② 国・県・関係機関との連絡体制図
- ③ 災害対策本部の設置運営方法その他の事項

(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知

村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報などについて、地域住民等に周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおりとする。

- ① 情報の収集・伝達における村、関係機関の役割
- ② 国・県・関係機関との連絡体制図
- ③ 地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制

(3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

村は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒等)が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。

(4) 災害対応策をとるべき期間等

村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、または、プレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(5) 避難対策等

① 地域住民等の避難行動

村は、国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期すよう努める旨を周知する。

② 避難所の運営

村における、避難所の運営・管理については、北山村防災計画「第2編 基本計画編第8節 避難計画 4 避難所の運営」によるものとする。

(6) 警備対策

和歌山県警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

- ① 正確な情報の収集及び伝達
- ② 不法事案等の予防及び取締り
- ③ 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導。

- (7) 水道、電気、ガス、通信、放送関係
水道、電気、ガス、通信、放送等のライフライン施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減、また供給する体制を確保するものとする。
- (8) 金融
指定金融機関みくまの農業協同組合北山支所が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の事前準備措置をとるものとする。
- (9) 交通
村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
- (10) 村が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策
 - ① 不特定かつ多数の者が出入りする施設
村が管理する、道路、河川、庁舎、診療所、社会福祉施設、保育所、学校等の管理の措置及び体制は概ね次のとおり。
ア 各施設に共通する事項
 - (ア) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の入場者等への伝達
 - (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - (エ) 出火防止措置
 - (オ) 水・食料の備蓄
 - (カ) 消防用設備の点検
 - (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
 - (ク) 各施設における、緊急点検、巡視
 上記のア〜クにおける実施体制(クにおいては実施必要箇所を含む)を整備しておく。
 - イ 個別事項
 - (ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
 - (イ) 河川については、立入禁止等の措置
 - (ウ) 庁舎については、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備など必要な措置。
 - (エ) 診療所においては、患者等の保護等の方法について、施設の耐震性を十分に考慮した措置
 - (オ) 保育所、小・中学校等にあつては、園児生徒等に対する保護の措置
 - (カ) 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護
 なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。
- ② 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
 - ア 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、①のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - (ア) 自家発電装置、可搬型発電機による非常電源の確保
 - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
 - (ウ) 災害対策本部等設置に必要な資機材及び緊急車両等の確保

③ 工事中の建築物等に対する措置

村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事関係者に工事を中断させるものとする。

(1 1) 滞留旅客等に対する措置

村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な措置をとるものとする。

3. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された後は、内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報などについて地域住民等に周知するものとする。

(2) 災害応急対策をとるべき期間等

村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50Km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(3) 村のとるべき措置

村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃から地震への備えを再確認する等、防災対応を呼びかけるものとする。

村は、施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1. 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

2. 避難場所の整備

3. 避難経路の整備

4. 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設

5. 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

6. 通信施設の整備

(1) 村防災行政無線

(2) その他の防災機関等の無線

第6節 村及び防災関係機関の防災訓練計画

1. 村及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
2. 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
3. 村は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
4. 村は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者に対する避難誘導訓練
 - (3) 災害の発生状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

村は、防災関係機関、地域の自主防災組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1. 村職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、各機関ごとに行うものとする。防災教育の例は次のとおり。

 - (1) 地震に関する一般的な知識
 - (2) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - (3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
 - (4) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - (5) 南海トラフ地震が発生した場合に職員が果たすべき役割
 - (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
2. 地域住民等に対する教育

村は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する教育を実施する。防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、以下の項目等の実践的な教育を行う。

- (1) 地震に関する一般的な知識
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3. 相談窓口の設置

村は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

◇土砂災害警戒区域一覧

種類	箇所番号	箇所名（溪流名）	所在地
急傾斜	I-2118	大沼（2）	北山村大沼
急傾斜	I-2119	大沼2	北山村大沼
急傾斜	I-2120	大沼	北山村大沼
急傾斜	I-2121	木屋	北山村下尾井
急傾斜	I-2122	下尾井	北山村下尾井
急傾斜	I-4756	大沼4	北山村大沼
急傾斜	II-8425	竹原5	北山村竹原
急傾斜	II-8426・ II-8427	下尾井2・下尾井3	北山村下尾井
急傾斜	III-4617	竹原6	北山村竹原
急傾斜	III-4619	七色7	北山村七色
土石流	8-427-1-001	寺ノ谷	北山村下尾井
土石流	8-427-1-002	栗須谷川	北山村下尾井
土石流	8-427-1-003	右支溪	北山村大沼
土石流	8-427-1-004	中ノ谷	北山村大沼
土石流	8-427-1-005	右支溪	北山村大沼
土石流	8-427-1-006	湯ノ谷	北山村大沼
土石流	8-427-2-002	右支溪	北山村下尾井
土石流	8-427-2-003	右支溪	北山村下尾井
土石流	8-427-2-004	右支溪	北山村下尾井
土石流	8-427-2-005	右支溪	北山村大沼
土石流	8-427-2-006	右支溪	北山村大沼